

9月13日（第3日）

## 議事日程 (第3号)

令和6年9月13日(金曜日) 午前10時開議

(開議)

第1 一般質問

(散会)

## 会議に付した事件

日程第1 一般質問

## 出席議員 (56人)

1番	吉村	太志	2番	佐藤	栄作
3番	宮崎	吉輝	4番	田中	元郎
5番	中村	義雄	6番	田仲	常郎
7番	村上	幸一	8番	井上	秀作
9番	戸町	武弘	10番	香月	耕治
12番	渡辺	均	13番	日野	雄二
14番	鷹木	研一郎	15番	西田	一
16番	吉田	幸正	17番	松岡	裕一郎
18番	中島	隆治	19番	渡辺	修一
20番	富士川	厚子	21番	金子	秀一
22番	木畑	広宣	23番	村上	直樹
24番	渡辺	徹	25番	本田	忠弘
26番	成重	正丈	27番	岡本	義之
28番	木下	幸子	29番	山本	眞智子
30番	世良	俊明	31番	三宅	まゆみ
32番	森本	由美	33番	河田	圭一郎
34番	浜口	恒博	35番	白石	一裕
36番	奥村	直樹	37番	大久保	無我
38番	森	結実子	39番	小宮	けい子
40番	泉	日出夫	41番	出口	成信
42番	伊藤	淳一	43番	高橋	都
44番	永井	佑成	45番	藤沢	加代
46番	山内	涼成	47番	荒川	徹
48番	大石	正信	49番	松尾	和也
50番	有田	絵里	51番	篠原	研治
52番	大石	仁人	53番	三原	朝利
54番	井上	純子	55番	井上	しんご
56番	村上	さとこ	57番	本田	一郎

## 欠席議員 (1人)

11番	中島	慎一
-----	----	----

## 説明のために出席した者の職氏名

市長	武内和久	副市長	江口哲郎
副市長	片山憲一	副市長	大庭千賀子
会計室長	吉村知泰	危機管理監	柏井宏之
デジタル政策監	中村彰雄	技術監理局長	尊田利文
政策局長	小林亮介	総務市民局長	三浦隆宏
財政・変革局長	武田信一	保健福祉局長	武藤朋美
子ども家庭局長	小笠原圭子	環境局長	兼尾明利
産業経済局長	柴田泰平	都市ブランド 創造局長	井上保之
都市戦略局長	上村周二	都市整備局長	石川達郎
港湾空港局長	佐溝圭太郎	消防局長	岸本孝司
上下水道局長	持山泰生	交通局長	白石基
公営競技局長	春日伸一	教育長	田島裕美
行政委員会 事務局長	小石富美恵		

## 職務のために出席した事務局職員の職氏名

事務局長	岩田光正	次長	中島尚
議事課長	木村貴治		ほか関係職員

## 午前10時00分開議

○議長（田仲常郎君）ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の議事は、お手元配付の議事日程により進行いたします。

日程第1、昨日に引き続き、一般質問を行います。14番 鷹木議員。

○14番（鷹木研一郎君）皆さんおはようございます。自民党の鷹木でございます。早速一般質問を始めさせていただきます。

まず初めに、兵庫県、齋藤知事によるパワハラと、本市のパワハラ対策についてお尋ねいたします。

兵庫県知事のパワハラが問題となっています。発端となったのは、元県西播磨県民局長が知事のパワハラなどを指摘した内部告発です。元局長は退職前の3月、疑惑を上げた文書を県議や報道機関に配布いたしました。これに対し、県は元局長の退職を取り消す人事を発表し、知事は定例会見で事実無根が多々ある、うそ八百、公務員失格と断じました。県は5月にこの文書をひぼう中傷と認定、元局長を停職3か月の懲戒処分にしました。これに対して議会は6月に百条委員会を設置しました。元局長は証人として出席予定でありましたが、7月7日に死亡しているのが見つかりました。自殺と見られています。

また、プロ野球、阪神とオリックスの優勝パレードの資金集めを担当し、病气療養中と記されていた元課長が4月に死亡していたことが明らかになりました。これも自殺と見られています。このパワハラの問題が発覚して以降、職員の死亡が判明するのは2人目であり、とても悲しいニュースです。

知事、上司の人生も部下の人生も価値は変わりません。リーダーが理不尽に部下を傷つけることは絶対に許されません。そして、上司のパワハラによって部下の人生が価値を失うことは絶対にあってはなりません。8月30日に百条委員会が開催され、これに齋藤知事が出席をしました。私も一部始終拝見しましたが、ひどいものでした。終始のらりくらしと煙に巻き、何を聞かれても認識ない、適切な対応だったと答え、パワハラについても結局認めていませんでした。また、9月6日に2度目の知事の出席がありました。告発文を作成した元局長を公益通報の保護対象として扱わず、懲戒処分に踏み切ったことの違法性を否定しました。

さらに、元局長や課長が亡くなったことへの道義的責任について、亡くなった理由は本人にしか分からないなどと開き直りとも言える発言、これでは亡くなられた2人が浮かばれません。これ以上他人に迷惑をかけないように、私は辞職をすべきと思います。また、昨日は、自民党、公明党、立憲、共産、無所属の会の全ての議員が齋藤知事に辞職を申し入れました。

そしてまた、私どもが所属する自民党本部が推薦した知事が人命を奪うような許されることのない事件を起こしたことは、誠にざんきの念に堪えません。たとえ知事が辞職をしたとしても、選挙にて知事を推薦した兵庫県自民党議員団には、知事と刺し違える覚悟で、今後も百条委員会に臨んでほしいと思います。それが県民を守ることに繋がると信じます。

この問題は兵庫県だけの問題ではありません。近隣の宮若市では、市長によるパワハラ、セクハラが市議会の百条委員会で認定されました。この件について、日頃より交流のある宮若市議会の弓削田議員と話をしました。議会からは辞職勧告決議は可決しましたが、不信任案は小差で否決されたそうです。しかし、宮若市がパワハラ、セクハラで全国的に有名になり、恥ずかしい限りだと強く憤っておりました。弓削田議員によりますと、実際ここまでになれば、正常な市民サービスに悪影響を及ぼしているとのことでした。

また、議員から職員へのパワハラもあります。大阪府四條畷市では、委員会での市職員への高圧的な言動があったとして、維新の市議2人が懲罰委員会にかけられました。1人が資料について、民間なら出さなあかん、出せへんてあり得んなどと大声を出し、もう一人も、何へらへら笑うとんねんと言ったそうです。議員が立場を勘違いしている絶対駄目な典型的な事例です。このような議員には地方議会から退場してもらわなければならないと考えています。

国会議員から自治体職員へのケースもあります。恥ずかしながら、我々自民党の長谷川岳参議院議員の自治体や省庁の職員への威圧的な言動も問題になっています。わざわざ長谷川議員に会うために上京した札幌市職員との面談を僅か1分で打ち切り、諦めなよと言ったそうです。何様かと思えます。地方自治体をなめるなど言いたいです。このような議員のパワハラは絶対に撲滅しないとなりません。

そこで、お尋ねします。

官民間問わず、北九州市全体においてもパワハラが撲滅されるよう、市が率先して進めていく必要があります。本市のパワハラに対する考え方、また、現在の取組状況についてお聞かせください。

次に、折尾地区総合整備事業についてお尋ねします。

折尾地区総合整備事業は事業開始から20年目に入り、折尾駅周辺では町が大きく生まれ変わってきました。便利で利用しやすい折尾新駅舎の完成をはじめ、学校帰りに多くの高校生などが自主学习で利用している折尾まちづくり記念館の完成、渋滞の原因となっていた国道踏切を含め9か所の踏切を除却した鉄道の高架化など、事業が着実に進んでおり、周辺道路の交通渋滞解消など、折尾地区の課題が一つ一つ解決されています。

また、昨年4月には北側駅前広場も完成しました。この駅前広場では、昨年に続き、今年6月に地域主催の折尾まつりが開催され、昨年を超える5万人の方々にお越しいただきました。あさつての日曜日には、恒例のオリオンピックも開催されます。イベントを通じ、若者の行動力や地域の皆様の折尾に対する地元愛を改めて感じたところです。

さきの6月議会では、折尾地区の人口増加に向けた取組を質問させていただきました。その際、都市整備局長から、土地区画整理事業を進めている駅南側の一部の土地所有者において、中高層の集合住宅や店舗、オフィス等の検討が進んでいるとの答弁がありました。私は折尾地区の人口増加に向け、また、駅周辺のさらなるにぎわいを創出するためには、地元から要望の

多かったスーパーマーケットやカフェなどを備えた元気なえきマチ1丁目折尾の存在が重要であると思っております。

また、昨年9月のえきマチ1丁目折尾の開業に合わせて、折尾駅舎のライトアップも始まり、折尾の町のシンボルが美しい姿を見せています。今後のさらなるにぎわいづくりに向けて、折尾駅舎の2階を活用してはどうかと考えています。

一方、利便性が向上した北側駅前広場は、朝夕には多くの一般送迎車両が駅前広場に乗り入れるため混雑をしています。特に、夕方は一般車乗降場で乗車待ちする車が多く大変混雑し、多いときには折尾駅北口交差点まで車が連なる状況であり、対策が必要と考えています。

そこで、3点お尋ねします。

まず、昨年9月にオープンして、間もなく開業1周年を迎えるえきマチ1丁目折尾の集客状況について見解をお聞かせください。

次に、折尾の町のシンボルである折尾駅舎の2階の活用について見解をお聞かせください。

次に、北側駅前広場の一般送迎車両による混雑の緩和対策について見解をお聞かせください。

次に、企業誘致についてお尋ねします。

北九州市に新たな投資を呼び込む企業誘致は、新たな雇用を生み、町のにぎわいをつくり出すなど、本市の経済活性化にとって大変重要な取組であると考えています。若者や女性をはじめとした市民の皆様が希望を持って働くことができる企業が数多く北九州市に集まることこそ、北九州市が浮揚する鍵を握っていると考えており、今後も企業誘致にしっかりとスピード感を持って取り組んでいただきたいと思います。

誘致する企業のターゲットとしては、ものづくりの町北九州市のポテンシャルを生かした製造業や物流業、女性や若者に好まれるIT企業が主なターゲットとなってきます。加えて、DX、デジタル化が急速に進む現代社会において、データセンターもその核となるインフラであることから、このような施設を運営する企業の誘致にも力を入れていくべきであると考えています。北九州市においても、若松区の学術研究都市において、投資額が1,200億円を超える、九州最大級のデータセンターが新設されることが明らかとなりました。一方、SNS等では、住環境への影響などを懸念する声もあることから、そのような声には丁寧に対応し、住民の理解を得る取組を行うことが必要であります。

そこで、3点お尋ねします。

まず、市長が本格的に活動を開始した令和5年度の企業誘致の実績についてお伺いいたします。

次に、北九州市の経済の活性化に向けて、稼げる町の実現という観点から、ターゲットを絞って重点的に企業誘致を進めるべきと考えますが、どのような企業を狙っていくのか、見解をお伺いします。

次に、データセンターについては、経済活性化の起爆剤となり得る施設であり、今回学術研究都市に誘致できた企業以外にも世界各国にデータセンターが存在します。市はこれからも積極的に誘致すべきと考えますが、市の認識を伺います。

次に、北九州空港の路線誘致に向けた取組についてお尋ねいたします。

令和9年8月末の滑走路3,000メートル化の供用開始、これはまさに北九州空港にとって大きな歴史の転換点であります。これは、平成21年に初めて国に要望して以降、福岡県、苅田町、経済界等と連携し、10数年にわたり精力的に重ねてきた要望活動が結実した成果であります。

私が議長をしていた令和5年3月に、福岡県知事と議長、武内市長と私、苅田町長と議長、経済団体などと滑走路延長事業が国の新規事業に採択された共同記者会見を行いました。そのときはこの町が大きく動いていくと実感をいたしました。滑走路延長自体は決してゴールではなく、希望に満ちあふれた未来へのスタートです。この機会を最大限に活用し、北九州空港を成長エンジンとして、地域経済の発展にしっかりとつなげていかなければならないと認識をしています。

今から供用開始までの約3年の取組が大変重要であり、空港活性化に向けて、先手先手であるあらゆる措置を講じていく必要があります。その中でも、滑走路延長により、貨物便を中心とした多くの欧米便の就航が可能となりますことを踏まえると、貨物、旅客双方における路線拡大が最重要事項の一つと考えています。

北九州市新ビジョンにおきましても、空港について、滑走路3,000メートル化を契機として、国内外からのさらなる物流需要の取り込みや、旅客路線ネットワークの拡大に取り組むとされています。今後、滑走路延長を起爆剤とし、北九州市をはじめとする地域の発展につなげていくためには、それまでの間に世界と結ばれた北九州空港と言われるまでに充実した路線を開設していくことが何より重要です。

そこで、お尋ねします。

今後の貨物、旅客の路線誘致に向けた各種の取組について見解を伺います。

次に、本市の環境分野における貢献についてお尋ねいたします。

本市は、環境先進都市として、国内、国外を問わず環境分野において様々な貢献を行ってまいりました。まず、国際貢献に対して、本市はこの公害克服の経験を活用し、他の自治体に先駆けて、環境国際協力を実施してきました。大連市では、昭和56年から大気環境改善への協力を行い、劇的な環境改善を成し遂げることができました。平成2年にはこの取組が評価され、本市は国連環境計画グローバル500を受賞しました。平成4年には地球サミットで地方自治体表彰を日本の自治体で唯一受賞、平成20年に環境モデル都市に選出、平成30年、アジア初のOECD・SDGsモデル都市に選出されました。

また、私が特に素晴らしいと思うのは、平成24年に本市初の環境姉妹都市を締結したインド



ネシア・スラバヤ市に対して、市民参加型の生ごみのコンポスト化協力事業を支援しており、スラバヤ市の廃棄物量を大幅に削減するなど、アジアの環境改善に貢献したことです。これらの国際環境貢献への国際的な評価は、市民の一人としてとても誇らしく思っています。

国内においては平成16年12月から20年間、本市でP C B廃棄物の受入れを行い、西日本を中心としたP C Bの適正処理に大きく貢献したところであります。また、東日本大震災の際に災害廃棄物の受入れをいち早く表明し、平成24年3月に市議会が全会一致で受入れに関する決議を行いました。そして、平成25年3月末まで、本市の廃棄物処理施設で宮城県石巻市の災害廃棄物の処理を実施し、被災地の復興に大きく貢献をさせていただくことができました。さらに、熊本の震災時にも災害廃棄物の受入れや、現地のごみ搬入業務の支援等を実施し、近年の九州における豪雨災害の際にも災害廃棄物の受入れを行っているところです。

このように本市は、アジア諸都市における環境分野の課題解決に大きく貢献しており、これからも環境分野における貢献を進めてほしいと考えています。

そこで、2点お尋ねします。

まず、これまでの国内外での環境分野の貢献について、どう評価しているのか伺います。

次に、今後も環境先進都市として、どのような取組を考えているのかを伺います。

最後に、動物愛護についてお尋ねします。

令和5年に民間団体が発表した全国犬猫飼育実態調査によりますと、犬は約684万4,000頭、猫は約906万9,000頭が飼育されています。動物が私たちに身近な存在であるからこそ、人も動物もともに幸せに暮らせることが重要であり、そのためには適切な飼育等を行う動物愛護について、飼い主をはじめとした多くの皆様に御理解と御協力をいただくことが大切であると考えています。

北九州市では、平成26年11月に致死処分ゼロ社会宣言を行った後、様々な取組により、令和元年度には、病気等でやむを得ない場合を除き、致死処分ゼロを達成し、現在も維持をしています。このような取組は多くの地域にも広がっており、県全体でも令和5年度に動物愛護センター等に収容された犬猫のうち、譲渡可能な犬猫が初めて致死処分ゼロになる見込みとなっています。

本市においても、この致死処分ゼロを持続可能なものとしていくためには、今後も飼い主に対する指導、啓発や、多頭飼育、野良猫などの不幸な命を増やさない取組に加えて、愛護団体等に保護された犬猫や動物愛護センターに収容された犬猫が安心して暮らせる譲渡先の確保に向けて取り組んでいくことが一層重要になると考えています。

そこで、お尋ねします。

動物愛護センターにおける昨年度の犬猫譲渡に関する主な取組の実績と、今後の動物愛護団体やボランティアの皆様との連携についてどのように取り組んでいくのか、見解を伺います。

以上で私の第1質問を終わります。御清聴ありがとうございました。

○議長（田仲常郎君）市長。

○市長（武内和久君）おはようございます。

まず、企業誘致についてお答えいたします。

令和5年度の実績及びターゲットを絞った企業誘致をというお尋ねがございました。

北九州市の経済を再起動し、稼げる町を実現するためには、都市の経済力を高め、市外に流出している若者や女性などの定着を図ることはもとより、市外からの転入者を増やすことが重要でございます。このため、北九州市新ビジョンや北九州市産業振興未来戦略におきましても、企業誘致は市内にこれからの時代を担う成長企業を呼び込むとともに、地域企業の投資を促し、市民の働く場所を創出するなどの観点から大変重要な柱と位置づけております。

こうした中、企業誘致を推進するに当たりましては、投資の決定権を持つ経営層に直接訴えることが重要でございます。そこで、私自身も、市長就任からこれまで培ってきた人脈も活用しながら、120社を超える企業に対してトップセールスを行ってきたところでございます。また、首都圏におきまして企業誘致フォーラムなどを開催し、これまで900社を超える企業に北九州市のポテンシャルや投資環境についてプロモーションを行ってまいりました。

こうした取組の効果もあり、令和5年度の企業誘致の成果といたしましては、91件の誘致、1,260人の新規雇用の創出、約2,581億円の投資の呼び込みにつながり、誘致件数、投資額ともに過去最高となったところでございます。

誘致企業の主なものといたしましては、7月末しゅん工のB I Z I A小倉に入居を決めたウイングアーク1 s t社様、地方で唯一の開発拠点として拡大を続けるGMOインターネットグループ様、蓄電池関連の研究開発、製造拠点を開設するソフトエナジーコントロールズ様、世界的なチタン需要を賄う東邦チタニウム様など、将来の地域経済をけん引する企業の誘致に成功したところでございます。

次に、ターゲットとなる企業の考え方につきましてですけれども、北九州市には、自然災害リスクの低さ、充実した陸海空の物流インフラ、ものづくり企業や環境産業などの集積、豊富な理工系人材、企業活動がしやすい安価な進出コストなどなど、企業にとって魅力的な多くのポテンシャルがございます。

そこで、これらの強みを生かし、バックアップ首都構想という大きな旗も掲げ、本社機能やIT開発拠点、データセンターの誘致なども推進をしております。また、昨今の日本企業による生産拠点の国内回帰や、外国企業による活発な対日投資などの動きをチャンスと捉え、半導体、次世代自動車、蓄電池、物流産業などの裾野の広い産業集積が期待される分野につきましても、重点的に誘致を進めてまいりたいと考えております。

加えて、町に新しいイノベーションを起こすスタートアップの育成や、誘致に力を入れることとしており、この分野においては、全国から注目されている福岡市とも連携しながら、情報発信力を強め、スタートアップ都市としての北九州市のプレゼンスを高めてまいります。

これらの企業誘致をさらに加速させるため、本年7月に企業誘致加速大作戦として、地域未来投資促進法の活用による民間開発の募集開始や、企業立地促進補助金の上限額引上げなどのこれまでにない新たな取組を発表いたしました。このような新たな取組を積極的に進め、稼げる町の実現に向け、企業誘致に全力で取り組んでまいります。

次に、環境分野における貢献について、1つ目の問いとして、これまでの国内外での環境分野の貢献についての評価のお尋ねがございました。

北九州市は、過去に経験した公害克服の歴史を生かし、環境分野における様々な技術支援等を国内外で行ってまいりました。国外では、中国・大連での環境改善プロジェクト、インドネシア・スラバヤ市での生ごみコンポスト化による廃棄物発生量の30%削減、フィリピン・ダバオ市の廃棄物発電施設導入プロジェクトの推進などの実績がございます。特に、平成22年にはアジアカーボンニュートラルセンターを開設し、アジア地域の脱炭素化に向け、18の国・地域、94都市におきまして280以上の環境改善などの取組を実施してまいりました。

一方、国内では、平成13年に我が国で初めて高濃度PCB廃棄物処理施設の立地を表明し、昨年度末まで処理を行ってまいりました。また、東日本大震災では、宮城県石巻市で発生した災害廃棄物2万2,600トン在北九州市内の焼却工場処理いたしました。さらに、平成28年4月の熊本地震では、1万1,223トンの災害廃棄物を受け入れるとともに、現地に計40日間、延べ210名の職員を派遣し、災害廃棄物の運搬等の支援を行いました。また、日本最大級のリサイクル拠点、北九州エコタウンでは、国内外から累計211万人の視察を受け入れ、循環型社会の形成に寄与しております。

こうした取組は、国連環境計画グローバル500の自治体初受賞、OECDからグリーン成長都市に選定、国から環境未来都市、SDGs未来都市の選定など国内外で高く評価されてきたところでもあります。こうした国内外への貢献は、北九州市のアイデンティティーであり、世界に誇れる強みでもございます。今後もこうした取組をしっかりと続けてまいりたいと考えております。

そして、今後も環境先進都市としてどのような取組を考えているのかというお尋ねがございました。

北九州市は、これまで環境、公害克服の歴史から学んだ経験やノウハウを基に、国内外において様々な環境分野の課題解決に寄与してまいりました。これらの取組は北九州市の強みであり、今後も社会の変化に対応しながら、しっかりと進めていくべきものと認識をしております。

具体的には、環境やものづくりの強みを生かした持続可能な社会の実現や、環境と経済の好循環を目指した循環経済、サーキュラーエコノミーの取組等を進めたいと考えております。

現在、北九州市環境基本計画の改定を進めております。新しい北九州市環境基本計画では、これまでの基本理念を継承しつつ、4つの政策目標である脱炭素、カーボンニュートラル社会

の実現、循環経済、サーキュラーエコノミーシステムの構築、生物多様性の増進と環境保全の推進、環境国際ビジネス拠点化の推進に沿って取組を進めていく予定でございます。

具体的には、1つには、再生可能エネルギーの導入加速や、水素供給、利活用の拠点化、エコタウン事業のノウハウを生かした新たなリサイクルビジネスの創出などにより、グリーン成長を実現する北九州グリーンインパクトの推進、2つ目には、アジア地域とのネットワークを生かし、企業における環境分野のインフラ輸出や海外からの投資を呼び込む等の取組により、環境分野の国際協力と、国際ビジネスの拠点化を目指すアジア・グリーン共創ハブの構築、3つ目には、世界的な課題である生物多様性の損失を止めて、豊かな自然の恵みを取り戻すネイチャーポジティブなどにも取り組んでいきたいと考えております。

今後も、これまで先人たちが積み重ねてきた取組を継承しつつ、新たなビジョンに掲げる一歩先の価値観の一つである持続可能、すなわちサステナビリティを体現する都市となるべく、チャレンジを続け、さらなる高みを目指してまいりたいと考えております。以上でございます。

残りは関係局長からお答えいたします。

○議長（田仲常郎君）総務市民局長。

○総務市民局長（三浦隆宏君）兵庫県、齋藤知事によるパワーハラと、本市のパワーハラ対策についての御質問にお答えいたします。

パワーハラスメントをはじめ、ハラスメントは個人の尊厳や人格を傷つけるだけでなく、職場環境を悪化させ、ひいては公務能率の低下を招くものであり、大きな課題であると考えております。ハラスメントの防止には、職員のハラスメントに対する意識の向上、ハラスメントが起きにくい職場づくり、声の上げやすい環境づくりなどといった総合的な取組が必要であると考えております。

北九州市では、職員の意識向上のため、ハラスメント防止要綱を策定し、新任係長や課長を対象とした階層別研修や職場単位の研修、eラーニング研修などを実施しております。また、ハラスメントが起きにくい職場づくりのため、管理職に対しては、部下や同僚など複数の職員から評価を受ける多面評価を活用いたしまして、その結果をフィードバックすることにより、部下職員との接し方や、指導に関する気づきを促しているところでございます。加えまして、令和6年度からは、所属長と職員の面談回数を増やし、さらなるコミュニケーションの促進を図っているところでございます。

職員が声を上げやすい環境づくりにつきましては、専門相談員を設置するなど相談窓口の拡充にも努めております。相談が寄せられた場合は、相談者のプライバシーに十分配慮しながら、迅速かつ丁寧に対応しております。なお、相談の結果、ハラスメントに該当する事案が発生した場合には、懲戒処分の指針に基づきまして、その程度に応じて厳正に対処することとしております。

今後も様々な取組を継続いたしまして、ハラスメントの防止と排除の徹底に粘り強く取り組んでまいりたいと考えております。以上です。

○議長（田仲常郎君）都市整備局長。

○都市整備局長（石川達郎君）折尾地区総合整備事業についての3つの質問に併せて答弁させていただきます。

住みやすく魅力的で、にぎわいのあるまちづくりを進めている折尾地区では、令和3年1月の新駅舎の完成を皮切りに、令和4年5月に折尾まちづくり記念館、昨年4月に北側の駅前広場、さらに、9月末に商業施設えきマチ1丁目折尾がオープンしまして、駅周辺は多くの人でにぎわっております。

このえきマチ1丁目につきましては、地域からの要望が多かったスーパーマーケットやカフェ、飲食店等含めて、計29店舗が出店し、本年7月末時点で230万人を超える方々に御利用いただいております。これはJR九州が手がけておりますえきマチ1丁目全17か所のうち2番目に多い施設でございます。JR九州としては駅周辺の整備、開発に伴う定住人口や交流人口の増加により、一層の集客を期待しているとのことでございます。

北九州市としましても駅周辺のにぎわいが増すよう、今まで以上にこのえきマチ1丁目折尾を地域の皆様に御利用していただきたいと考えております。また、定住人口等の増加を実現するために、引き続き南側の駅前広場周辺の道路や宅地の整備を進めてまいりたいと考えております。

次に、折尾駅舎の2階の活用についてでございますが、この新駅舎につきましては、おりお未来21協議会からの要望等を受けまして、事業完了後も町のシンボルとなるよう、大正5年当時の外観を可能な限り再現する、また、シンボリックな部材について、保存復元を基本とするといった方針に基づきまして、JR九州と北九州市が連携して整備を行ったというものでございます。

この新駅舎は外観の再現に伴い、2階建てのようなデザインにはなっておりますが、構造上は平家として設計されており、2階の床は設置されておられません。そのため、議員御提案の2階の活用につきましては、JR九州に確認したところ、床の追加や新たな階段の整備など解決しなければならない課題が多く、活用は困難であるとの見解でございました。北九州市としても実現は難しいのではないかと考えております。

最後に、北側の駅前広場でございますが、利用者の利便性の向上や安全性の確保を図るため、送迎の車から乗り降りする一般車の乗降場やロータリーは、全面駐車禁止となっております。したがって、送迎の乗車待ちをする場合は、道路交通法上、仮に運転手が乗っていたとしても駐車行為となることから、一旦この駅前広場内の駐車場に入庫して待ついただくという必要がございます。しかし、議員御指摘のとおり、平日の夕方などでは送迎の乗車待ちの車両がロータリーや一般車の乗降場に駐車し、大変混雑している状況でございます。

そのため、北九州市ではこれまで看板の設置や音声アナウンスによる駐車禁止などの注意喚起、また、市ホームページでの交通規制や利用マナーの周知、さらに、パトカーの巡回による警告の実施についての折尾警察署への申入れなどを行っておりまして、一定の効果は出ておりますが、混雑を全て解消するには至っておりません。

今後はこれらの対策に加えまして、利用者に対する啓発チラシの配布など行うことで、駐車ルールの周知徹底を図ってまいりたいと考えています。あわせて、南側の駅前広場を令和7年度末までに完全に完成させることで、北側の駅前広場の交通を分散させ、混雑の緩和を図っていきたいと考えております。

いずれにしましても、地域の皆様の御理解、御協力をいただきながら、一日も早く折尾地区総合整備事業を完了させ、北九州市の西の玄関口として、折尾地区のポテンシャルを生かした魅力的な町をつくってまいりたいと考えてございます。以上でございます。

○議長（田仲常郎君）産業経済局長。

○産業経済局長（柴田泰平君）企業誘致についてのうち、データセンターを積極的に誘致すべきとの御質問にお答えいたします。

あらゆる産業、社会活動がデジタル化により高度化する中、データセンターをはじめとするデジタルインフラは社会基盤の要であります。国もデジタルインフラの重要性を鑑み、自然災害に対する強じん化や、再生可能エネルギー活用などの観点から、データセンターの地方分散を推進する方針を打ち出しています。

北九州市におきましても、災害リスクに強い基盤、充実したインフラなどのポテンシャルを生かし、バックアップ首都構想を掲げ、首都圏に集中するデータセンターなどの誘致に積極的に取り組んでいます。

データセンターの誘致は、巨額の設備投資に伴う高い税収効果、技術者、セキュリティー専門家など多岐にわたる高度なエンジニアの雇用創出や集積、高速かつ安定したネットワーク環境が整備されることによる市内企業の競争力や市民生活の質の向上など、地域への波及効果が期待されるところでございます。

こうした中、昨年8月には、A P Lグループが日本や東アジアに拠点を置く企業などの需要を見込んで、総投資額1,250億円、新規雇用約50名の大規模データセンターの建設計画を発表したところでございます。A P Lグループをはじめ業界関係者からは、北九州市について、アジアに近く、かつ東京圏や関西圏と分散化が図れること、豊富な再生可能エネルギーの活用が見込めること、海底ケーブルの陸揚げ局が近いことなどが高く評価されておりまして、データセンターは、北九州市が持つポテンシャルを生かせる親和性の高い業種であると考えております。

一方で、議員御指摘の住環境への影響を懸念する声については、事業者と連携しまして、住民の理解を得るために丁寧に対応していきたいと考えております。北九州市としましては、今

後もデータセンターの誘致を推進し、大規模な投資などを呼び込むことで、稼げる町の実現につなげてまいります。以上でございます。

○議長（田仲常郎君）港湾空港局長。

○港湾空港局長（佐溝圭太郎君）北九州空港の今後の貨物、旅客の路線誘致に向けた各種の取組についてお答えいたします。

北九州空港の滑走路延長は、議員御指摘のとおり、ゴールではなく、未来へのスタートと考えており、これを見据えた路線誘致の取組を先手先手で進めることが重要であると認識しています。

北九州空港の物流拠点化について、これまでハード面では貨物機を駐機するエプロンの拡充や、国内貨物上屋の整備、効率的なシーアンドエア輸送のためのエプロンと岸壁を結ぶ直線道路の整備、また、ソフト面ではヤマトグループによる国内貨物定期便の就航が実現するなど、大きく進展しております。

現在、さらなる物流拠点化を目指し、欧米直行便を含めた貨物便の誘致を行うため、福岡県と連携し、欧米向け貨物の集貨に向けた貨物重量助成の拡充、半導体関連の需要を取り込むための助成の新設といった取組を進めております。

旅客便については、積極的な路線誘致活動により、今年度ソウル仁川線の夏季臨時増便、韓国・務安線など国内外のチャーター便就航が実現するなど、着実に成果が現れております。さらなる旅客便の誘致のため、今年度から新たにエアポートバス小倉線の増便等による空港アクセスの強化、グランドハンドリング事業者等への支援による新規就航便の受入れ体制の強化に向けた取組を開始しました。また、今後の国際路線拡大のために必要な関連経費の補正予算案を今議会に提案しております。

さらに、積極的なトップセールスも実施しており、先月は市長が韓国の大韓航空及びジンエアーを訪問し、貨物、旅客双方の増便、路線拡大に向け、トップ同士の関係構築を図ったところ です。

今後とも滑走路延長を見据え、航空会社等に対する積極的な路線誘致活動と北九州空港の機能強化、利用促進に全力で取り組み、稼げる町の実現につなげてまいります。以上でございます。

○議長（田仲常郎君）保健福祉局長。

○保健福祉局長（武藤朋美君）最後に、動物愛護の取組につきまして、動物愛護センターにおける昨年度の犬猫譲渡に関する主な取組実績と、動物愛護団体やボランティアとの今後の連携についてお答えいたします。

動物愛護の推進は、人と動物が幸せに暮らすことができる社会の実現につながるものであり、市民の理解と協力を得ながら取り組んでいくことが重要と認識しております。

北九州市では、平成26年11月に致死処分ゼロ社会宣言を行いまして、動物愛護団体や個人ボ

ランティア、北九州市獣医師会等の協力の下、犬猫の適正飼養の啓発や譲渡の推進等に取り組んできました。

譲渡の推進に向けた具体的な取組としましては、平日の随時譲渡に加えまして、毎月第2土曜日に譲渡会を開催するとともに、SNSの活用やフリーペーパーへの掲載等により、幅広い世代に対して積極的に情報を発信しているところでございます。

また、団体等へ譲渡する際には、犬猫の状態に応じて、市が不妊去勢手術、ワクチン接種、マイクロチップの装着を行うなど、受入れ団体の負担軽減を図ってきました。これらの取組により、令和5年度は犬126頭、猫169頭の譲渡先の確保につながりました。このように、今後も病気等でやむを得ない場合を除く致死処分ゼロを継続するためには、団体等との連携が必要であると認識をしております。

そこで、今年度からは、団体等が自ら保護、飼養している犬猫につきまして、譲渡を前提とした不妊去勢手術費用の一部を助成する事業を行うこととしており、準備が整い次第、登録団体等の募集を開始することとしております。

このように様々な場面で協力関係にある動物愛護団体等とは、今後もよりよい連携を保ちながら、引き続き人と動物の共生社会の実現に向けて、動物愛護の推進にしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。答弁は以上でございます。

○議長（田仲常郎君）14番 鷹木議員。

○14番（鷹木研一郎君）御答弁ありがとうございました。時間が少し残っておりますので、第2質問、そして、要望させていただきたいと思っております。

まず初めに、兵庫県知事によるパワハラです。なぜ僕が他の自治体である兵庫県知事のパワハラにおいて、この北九州市で取り上げるのかということをお話しさせていただきたいと思っております。

当初、このパワハラの話聞いたとき、兵庫県ではひどい話があるな、そう思っただけというのが印象でした。しかし、調べていくうちに、今回の兵庫県のパワハラがあまりにも劣悪であるということ、パワハラから始まる公益通報制度、そして、この告発文を提出した県幹部職員へ議員からもつるし上げるなどという情報があったということです。この件に関しまして、県職員の2人の命が失われたということを知ったとき、私は、場所は違いますが、地方自治体に関わる者として傍観者ではないと感じました。僕は、亡くなった県職員の2人とは何の面識もありませんけれども、この2人の無念に寄り添っていきたく思っております。

幾ら社会的ステータスがなくても、人の人生に何の価値も変わりはないと思っております。地方自治体のトップがその立場を履き違えて、元局長を記者会見という公共の場で公開パワハラを行いました。そして、告発対象者が告発者を調査するというあるまじき手法を取り、一方的に断罪をいたしました。私は許されるものではないと思っております。そして、いまだにあの告発文を怪文書とやゆされる方もいらっしゃいます。あの百条委員会のやり取りを見て、ま



だそういったお考えの方がいるのかと不思議でなりません。

私は、北九州市でこういったことが絶対にあってはならないと思います。こういったパワハラ、こういった問題を阻止することは、私はトップの心構え一つで防げることであるのではないのかなと思っております。

以前、武内市長の御著書を読まさせていただいたことがあります。厚生労働省に勤務されていたときに、上司から精神的に大変厳しいプレッシャーをかけられていて、当時苦しい気持ちであったというくだりを読みました。まさにそういったことを経験された武内市長が、その思いを持ってこの兵庫県のパワハラに、そして、これから北九州市の職員、いろんな方々にどう啓発をされていくのかということをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（田仲常郎君）市長。

○市長（武内和久君）今、鷹木議員御指摘ありました。私のかつての経験に目を通していただいてありがとうございます。私自身も、あれは平成の初期の話ではありましたが、少し時代は違って、まだハラスメントという概念もない時代でしたが、やはり朝から晩まで、深夜までずっと大声で論破されるような上司の下にいたということをご記載をしておりました。それで、出した書類も全部ごみ箱に捨てられるとか、投げつけられるとか、そういうことがあったということを書いていたわけですけども、やはり時代は違えど立場が強いと、高いという位置から、その立場が下の者に対して高圧的な、威圧的な言動を行うということは決してあってはならないというのをやはり身をもって経験をしたことがあります。

そのときに感じたのは、やはりこうやって威圧的な言動をすることによって、されるほうが萎縮をして、そして、その力を発揮できない、そして、非常に言うほうも言われるほうも物すごくマイナスになってしまうので、こんなことして何になるんだろうと、また、感情に身を委ねて言動をすることが何と愚かなことだろうということをご私に当時学び、また、他山の石としなければならぬと感じたことがございます。

やはり、どんな方にも、どんな人にも得手不得手はあるわけでありまして、そういった中でやはりその人それぞれの、職員それぞれの持つポテンシャルであったり可能性、あるいはいいところを見ていく、美点凝視というところも大事なことでありますし、やはり持っている力を引き出す、そして、その可能性を解き放つというようリーダであったり、あるいはまちづくりをしていきたいと考えております。

他方で、当時はそういった概念もなかなかない時代でしたので、私が今それを振り返って個人的にどうのことではないですけども、そういった経験がやはり否定じゃなくて応援しようとか、あるいはポテンシャルを引き出そうという私の一つの考え方の原点にもつながっているという面もございます。

ただ、やはりパワハラについては許容度ゼロ、ゼロトレランスで一切許容しないということ北九州市の中でも、その町においてもそれを徹底していきたいと強く思っております。その

ためには、私たちもこの巨大組織の中でしっかりと研修、あるいは日々の行動の中でもそういった文化も大事ですので、私が率先をしてそういった自由かつ達な雰囲気、そして、それぞれの方をリスペクトし合う、上であれ、下であれ、横であれリスペクトし合うという文化を醸成をしていく、それが本当に大切なことであるので、許容度ゼロでそこは取り組んでいきたいと強く私の経験からも考えております。

○議長（田仲常郎君）14番 鷹木議員。

○14番（鷹木研一郎君）ありがとうございました。経験に基づいたお話を聞かせていただきました。許容度ゼロ、パワハラ、私も北九州市役所が他の自治体からもそういった意味で注目される町になってほしいと思っておりますし、市役所だけではいけないと思うんです。市内の民間の企業、そういったパワハラ許容度ゼロのまちづくりができる北九州市であってほしいと思いますので、今後ともよろしく願いいたします。

話を交えて、環境、先ほど市長からも答弁いただきました。これからのキーワード、やっぱりサステナブルということであると思っておりますし、それについて最後触れていただきました。また、答弁が重なるかもしれませんが、この持続可能、サステナブル、市長の思うその先にあるものということをお聞かせいただけませんかでしょうか。

○議長（田仲常郎君）市長。

○市長（武内和久君）そうですね。サステナブル、これはもう本当に世界的にも大きな潮流となっております。先日、6月にサマーダボス会議というのに私参加をさせていただいて、いろんなディスカッションにも出てきましたけど、やはり大きな潮流で、もうどこもかしこもサステナブルです。旅行もサステナブル、ファッションもサステナブル、ありとあらゆるものがサステナブルで、世界全体がそっちを向いているということはもう言うまでもないことです。

今まで、北九州市はやはり環境先進都市として特に公害克服、それから、廃棄物処理、それから、リサイクル、そして、再生可能エネルギーという、こういったところで日本をリードする、そういった立場にあるということをしかりとそこの先人の皆様の御努力の上に、そのサステナブルシティとしての立ち位置をつくっていきたいと思っております。

ただ、このサステナブルという、将来を見据えて、どこを見据えていくのかということに関しましては、いろいろと広い視野を持っていくことも大事だと思います。今、世界の状況を見ていると、事温室効果ガス、脱炭素だけのサステナブルではなくて、例えばソーシャルなサステナビリティ、これは地域コミュニティをどうしていくのか、交通をどうしていくのか、あるいは様々なケアをどうしていくのかというサステナビリティもあります。また、フードサステナビリティ、これは食料の問題、これは非常に今、日本は人口減少トレンドですけど、世界はもう人口爆発傾向ですから、そうした中でどうやって食料をしかりと確保していくのかということのもサステナブルの大きなテーマになっています。

なので、先ほど申し上げたような部分も含めて、市民生活の中でも同様のサステナブルな暮らしというものが体現できるのかということも視野に入れなければいけない、そういった意味でこの次の時代にふさわしい、そして、これまでの蓄積を踏まえた上での北九州市の持続可能性、持続可能都市としての北九州市、それをさらにさらに具体化をして、高みを目指していきたいと強く思っております。

○議長（田仲常郎君）14番 鷹木議員。

○14番（鷹木研一郎君）ありがとうございました。持続可能、環境のこれからのキーワードであると思っておりますし、国際貢献について先ほど第1質問で触れさせていただきました。インドネシアのスラバヤ市、まさにサステナブル、インドネシアのごみ山で働いていた子供たち、そして、その親が工場に勤めることで子供たちが学校に行けるようになった、インドネシアの持続可能の走りであると思っております。そういった企業が私ども北九州市にあります。

これ北九州市の環境局が発刊している私たちの未来という漫画なんですけれども、北九州市にある西原商事という会社が市と協力をして、そのごみ山で働いている子供たち、その親を工場を造って、親に工場でもらって給料をもらうようになって、子供が学校に行けるようになった、とても分かりやすくこの漫画に書かれております。シビックプライドの大変大切な一環になると思いますので、ぜひ北九州市の子供たちにこの話を知っていただきたいと思いません。

なかなか東南アジアでは北九州市の環境施策、いろんな方にすごいと言われても、北九州市内ではなかなかまだまだ浸透していない部分があると思います。もったいないと思いますので、ぜひこれは活用していただけたらと思っております。

思ったよりか時間がなくなってまいりました。先日、ヤフーニュースで、大庭副市長が台湾でSDGs、持続可能、こういったことで大変すばらしい賞をいただいて、講演をされたという話を聞きました。台湾での北九州市の立ち位置、どういった評価だったのでしょうか。感想を含めてお話をお聞かせいただけたらと思います。

○議長（田仲常郎君）副市長。

○副市長（大庭千賀子君）ありがとうございます。8月8日の日に台湾の台北市でアジア太平洋持続可能シンポというのがございまして、そちらで私参加してまいりました。もともとのきっかけというのが、台湾政府と非常につながりの深いエネルギー関係の研究財団がございまして、そこの理事長が北九州市のこれまでの環境を中心とした取組を高く評価していただいております。北九州市に参加しませんかというお誘いがあったという経緯でございます。参加いたしまして、実は持続可能で住みやすい都市というカテゴリーの中で、北九州市、最高賞をいただくことができました。

それによって、その博覧祭の中で行われましたシンポジウムで北九州市の取組を発表する機会を得ることができました。私からこれまでの公害克服の歴史、それから、エコタウンの取

組、それから、水ビジネス、そういった様々な環境分野の取組を御紹介するとともに、こうした知見を生かしてアジア地域を中心に国際技術協力という形で各国の課題解決にも貢献してきたこと、それから、最近の取組といたしましては、エネルギー問題、洋上風力であったりだとか、あるいは高齢者問題、介護ロボットのお話、そういったことも御紹介させていただきました。

こうしたことに取り組むというのが北九州市の市民力と申しますか、やっぱりピンチをチャンスに変えるという市民の力、こういったことがベースにあるんだということも併せて御紹介させていただいたところですよ。

同様に、台湾の中の先進的な取組をされている台北市だとか台南市だとか桃園市だとか、そういったところの方も御参加されていたんですが、私の発表の後にわざわざ声かけいただきまして、非常に感銘を受けたというようなお言葉もいただいたところでございます。

さらに、政府の関係者の方も参加しておられまして、環境分野、それから、外務省、そういったところの主要なトップ、ナンバーツーの方々にもお会いして、北九州市の取組を御紹介することができました。以上でございます。

○議長（田仲常郎君）14番 鷹木議員。

○14番（鷹木研一郎君）ヤフーニュースで見たとき、大変すばらしいと思いましたし、市民の皆さん知らない方もたくさんいらっしゃると思いますので、ぜひ啓発をしていただけたらと思います。

次に、環境の国内貢献ということで、東日本大震災、北九州市は西日本で初めてそのときに瓦れきの処理をいたしました。北九州市議会が全会一致で処理をする、そして、当時の執行部の皆様方と一体となってその東日本大震災の瓦れきの処理に貢献できました。議会の議員も随分あれから入れ替わりました。20人くらいの方が新しくこの議会に入ってこられたと思います。その当時、片山副市長、議場で局長をされていたと思いますけれども、どのような思いでそのときのことを思って局長の席から見られていたのか、簡単にお話をいただけたらと思います。僕もちょっとその後についていろいろ話したいことがありますので、ぜひ短めをお願いします。

○議長（田仲常郎君）副市長。

○副市長（片山憲一君）まず一番最初は、やっぱり大変なことになったなというのが1番目です。しかし、これはやっていかなきゃいけないという思いも同時に生まれました。それは2つありまして、1つは、日本国中が人のつながり、それから、絆ということが大切だと、何も信じられないけれども、人の心は信じられると、そういうのがまん延していたというのが1つです。

もう一つは、平成13年だったと思うんですけども、PCBの処理施設が北九州にやってくるといったときに、議場が大混乱したんですね。地元で100回以上説明に行ったと思います。

そうやって情報を公開して、科学的知見に基づいていったら、絶対に安全なことはないけれども、そうは言えないけれども、ちゃんとやっていけるんだという経験があったと、こういうことだったんです。そのときから私は北九州は環境で世界貢献するんだというアイデンティティーが出来上がった、その瞬間だと記憶しています。以上です。

○議長（田仲常郎君）14番 鷹木議員。

○14番（鷹木研一郎君）すみません。本当に端的にまとめて、分かりやすくありがとうございました。

議場も大変でしたし、東日本大震災のときは、北九州市の町全体が大混乱をいたしました。個人名出して申し訳ないんですけども、山本太郎さん、今国会議員をされているのかなと思いますけれども、デモ隊を持って北九州市役所を占拠いたしましたし、北九州市役所は機能麻痺に陥りました。東北からの放射能を持ってくるな、大変ひどい言葉で、私たちはいいんです、被災をしていませんでしたから。被災をして立ち上がろうとしている東北の人たちの心を2度傷つけた、私は絶対今でも許してはならないと思っております。

ただ、そういったことに耐えて、北九州市は当時瓦れきの処理をさせていただくことができた、北九州市議会も全会一致で協力して、議員全てのみんなで力を合わせてこれはできたことであると思っております。これは北九州市役所のプライド、そして、北九州市民の皆様の方で実現できたことと思っておりますし、北九州市にはそういった血が脈々と流れていると思います。これからも国際貢献、国内貢献、そういったことがしっかりできる環境都市であってほしいということを要望して、終わります。

○議長（田仲常郎君）進行いたします。46番 山内議員。

○46番（山内涼成君）議場の皆さんこんにちは。日本共産党の山内涼成です。会派を代表して一般質問をいたします。

初めに、昨年保健福祉委員会でも視察が行われ、多くの議員が質問してきた横須賀市のエンディングプラン・サポート事業について、本市でも実施することを求めて伺います。

横須賀市では、身寄りがない高齢者等の葬儀、納骨などに関する心配事、これを早めに解決し、生き生きとした人生を送っていただく事業を始めました。きっかけとなったのは、身元が分かっているにもかかわらず、引取り手が見つからない遺骨が増えていることだったといえます。身寄りのない高齢者を無縁仏にしないために、市民の尊厳を守るために、生きているうちに本人の死後の希望を行政が聞き、民間事業者と連携して心配事の解決を支援するという事業で、2015年7月から開始をされています。対象は、独り暮らしで身寄りがなく、経済的に余裕がない高齢者などで、市が葬儀や納骨先の希望を聞き取る、その上で、本人が葬儀社との間で契約書を交わし、約26万円を事前に支払う。市は定期的に高齢者の自宅を訪問して見守り、死後も納骨まで見届けるというシステムです。2023年度までに146人が登録し、72人をみとったということです。

これに加えて新たな取組として、2018年5月からわたしの終活登録、終活情報登録伝達事業がスタートしております。この事業は全横須賀市民が対象で、誰でも無料で登録ができます。障害のある10代のお子さんも親御さんと一緒に登録をしているそうです。延命治療や葬儀をはじめ、様々な項目から登録したいものを選んで記入し、登録後の追加や削除も自由です。2024年7月18日現在で917人が登録し、警察などからの照会が増えているといいます。

本市の独り暮らしの高齢者は2020年10月1日現在で6万5,358人、高齢者に限らず、身内がないので、自分が死んだ後どうなるのか心配だという相談が多くなっております。本市でもこうしたニーズの高まりを受け、終活における支援の在り方の検討が進められております。1つ、終活に関する課題やニーズ等を把握するためのアンケート調査、2つ、民間の終活支援事業者等へのヒアリング調査、さらに、有識者や関連団体をメンバーとする検討会が設置され、7月以降、全3回の会議を経て、結果がまとめられることになっております。

そこで、アンケートやヒアリング調査の結果、国の動向を踏まえ、検討会の議論を通して、現時点で見えてきた制度実施の課題や検討会のまとめの方向性についての答弁を求めます。

次に、骨粗しょう症の検査の改善について伺います。

本市では現在、骨粗しょう症の予防及びその予備群となる低骨密度者の早期発見、早期治療を促すことを目的に、18歳以上の市民、会社などで受診できない方は500円、70歳以上の方は無料で骨粗しょう症の検査を受けることができます。令和5年度は、骨粗しょう症検査を受けた4,290人のうち2,112人が70歳以上です。今や高齢者の3人に1人が、1年間に1回以上転倒すると言われており、国民生活基礎調査によると、65歳以上で介護が必要となった人の原因第3位が骨折・転倒であり、女性に限れば第2位となっております。

私たちは年を重ねるごとに、ちょっとしたことで転倒する可能性が高くなります。ほんの少しの段差につまずき転んだだけで転倒から骨折、骨折からベッドでの安静、そのまま寝たきりになってしまう高齢者も少なくありません。こうした最悪のケースを回避するためにも、より効果的な骨粗しょう症検査を定期的に受けることが重要であります。

そこで、注目すべきなのは、寝たきりにつながる2つの骨折があるということであり、足の付け根の大たい骨骨折、そして、背骨の圧迫骨折は特に寝たきりのきっかけとなりやすいことで知られており、70歳を超えたら絶対に避けたい骨折と言えるでしょう。東京大学の研究チームが1991年から1996年の間に大たい骨骨折で入院した患者480人について、2002年に健康状態を調査しました。骨折の1年後の平均生存率は88.5%で、5年後の生存率は40%、さらに、10年後は僅か20%という驚くべき数字が示されました。

そこで、骨密度検査をより効果的なものにするために、現在行われている前腕差し込み検査ではなく、左右の大たい骨と腰椎部の3か所、これを検査すべきです。腕の検査で異常がなくても、大たい骨や腰椎部の骨密度は大きく異なり、数字が低いことが多々あること、特に女性の閉経後の極端な骨密度の低下は、腰椎や大たい骨周辺から進行することなどを踏まえて、現

行の腕で測る骨密度検査から、大たい骨周辺と腰椎の検査に改めることについての見解を伺います。

次に、文化財保護行政について伺います。

文化財保護法の改正は平成30年に成立し、翌年の4月1日施行されました。これは、文化財の確実な継承に向けたこれからの時代にふさわしい保存と活用の在り方について議論され、これまで価値づけが明確でなかった未指定を含めた文化財をまちづくりに生かしつつ、地域社会総がかりで、その継承に取り組んでいくことが重要との答申に基づいて成立したものです。

しかし、初代門司駅遺構の問題を通じて議論の中で見えてきたのは、本市の文化財保護行政は法に基づいて補助執行していると言いながら、文化財保護法の残して活用するという趣旨が形骸化しているということでもあります。

9月3日、ICOMOSは初代門司駅遺跡に関するヘリテージ・アラートを発出しました。3年連続で4回目の発出となり、国や県、本市の文化財行政に対する深刻な警告を世界に知らしめることとなりました。本市においても、この警告を真摯に受け止め、これまでの文化財行政について、改めるべきは改めるとの立場を示すべきではないでしょうか。

まず、本市教育委員会は平成24年度から、文化財保護に関する事務を規則に基づき、都市ブランド創造局長などの職員に補助執行させております。一方、平成25年12月には、文化審議会文化財分科会企画調査会によって、今後の文化財保護行政の在り方について報告がされております。その中で、いつの時代も変わらず、文化財保護行政を行っていくに当たって求められるものは何なのかという観点から審議が行われた結果、文化財保護行政については、たとえ今般の教育委員会制度の改革に伴ってどのような機関が文化財保護に関する事務を管理し、及び執行することとなるとしても、専門的、技術的判断の確保、政治的中立性、継続性、安定性の確保、開発行為との均衡、学校教育や社会教育との連携という4つの要請を十分に勘案し、これらをどのように担保するかという観点から制度設計を行うべきであるとされています。

そこで、4つの要請に沿って幾つか伺います。

1点目に、専門的、技術的判断の確保についてであります。

文化財は貴重な国民的財産であり、一旦滅失、毀損等すれば原状回復が困難な性格のものであることから、その取扱いに当たっては価値を損なうことのないように、慎重な判断が求められております。しかし、本市は初代門司駅遺構について、5月に文化遺産に関わる11の学術研究団体が合同でその価値を記した初代門司駅遺構の保存を求める11学会合同要望書、また、6月には、文化遺産保護専門家集団を代表する世界的組織である国際記念物遺跡会議、ICOMOS会長テレサ・パトリシオ博士からの懸念表明、声明文などが出されたにもかかわらず、これらをことごとく軽視し、遺構破壊の道を突き進んでおります。

本市は、遺構についての方針決定に当たり、文化財に関する知識と経験を持つ専門学芸員が在籍する専門部署を有する都市ブランド創造局を中心に調査したということではありますが、世

界的、専門的権威の評価より、本市の専門部署の評価が優先される根拠は何か、答弁を求めます。

また、初代門司駅遺構の出土段階から関わり、専門的、技術的評価を行い、その貴重性を報告した学芸員が発掘調査の途中で配置転換されたことについての見解を求めます。

2つ目に、開発行為との均衡についてです。

埋蔵文化財においては、文化財保護法上、埋蔵文化財包蔵地の発掘に際して、教育委員会による協議を求めるべき旨の通知、それに基づく教育委員会への協議など、各種の調整規定が設けられており、特に重要なものにおいては、実際に開発行為を中止、あるいは開発計画を見直して当該文化財の保護を図った事例も見受けられます。

開発と文化財保護は対極にあり、その客観的、中立性を保つために文化財保護行政は教育委員会が所管していました。平成31年の改正法施行で首長部局への事務移管が認められましたが、その場合、地方文化財保護審議会の設置が義務づけられました。その趣旨は、首長部局が開発優先の偏った判断で貴重な文化財を破壊することのないように、専門家集団に客観的判断を委ねているのであります。

本市教育委員会は、文化財保護行政を市長部局に補助執行させていますが、その実態は、文化財保護審議会の委員の委嘱及び文化財に関する条例、規則の制定、改廃についてのみを教育委員会会議に諮っているだけにすぎません。補助執行している都市ブランド創造局は、初代門司駅遺構について、文化財保護審議会の委員に対して非公式に伝えただけで、正式に審議会への諮問さえしておりません。また、文化財保護法に基づき審議会を設置したならば、教育委員会への建議について条例で定めることとなっていますが、それも定めておりません。

補助執行の場合でも、平成31年の法改正の趣旨に沿うべきですが、形骸化しているのが現状です。これでは、特に重要なものにおいてもその役割は発揮できません。実際に建議が行われた事例が他都市においてないからといって、建議を規定しないのは法の趣旨に反しています。直ちに地方文化財保護審議会の組織及び運営に関し必要な事項として、建議について条例に定めるべきであります。見解を伺います。

この項の最後に、学校教育や社会教育との連携について伺います。

文化財を子供たちにとってより身近なものとして感じてもらうためには、地域の文化財を総合的な学習の時間や体験活動等において活用するなど、学校教育をはじめとする教育との連携が重要です。本市は6月議会の答弁で、平成30年に文化財保護法が改正され、教育委員会と市長部局との適切な役割分担を図っていくという流れ、世の中のすう勢を考えますとうんぬんと答弁しております。郷土の伝統と文化、歴史についての理解を深め、後世に引き継いでいくことは、我が国の未来の主権者たる子供たちにとって不可欠であります。そのためには、文化財の保護と学校教育というものは切っても切り離せないものであります。単に役割分担するのではなく、連携こそ必要と考えますが、見解を伺います。



次に、半導体を最終製品に仕上げる後工程の受託生産で世界最大手の台湾企業、ASEとの仮契約について伺います。

7月31日、ASEグループの日本法人ASEジャパンが本市と約16ヘクタールの市有地を約34億円で取得する仮契約を結びました。場所は、若松区の北九州学術研究都市の舟尾山周辺の広大な土地で、この土地を囲むように新興住宅地が広がっております。企業誘致に当たって、周辺住民の現在の住環境を脅かすことがあってはなりません。

また、すぐ近くには市内最大のマンモス校であるひびきの小学校があり、通学路の安全確保など、地域住民から不安の声が寄せられております。ASEジャパンは、行動指針として、地球温暖化防止、汚染防止、省資源化推進を経営課題として位置づけ、環境関連の法規制についても自主管理基準を設定するなど独自の環境方針を持っております。また、地域社会と協調、連携し、必要に応じ環境に関する技術、管理の情報について公開することで社会に貢献するとしております。

そこで、本契約に向け、地域住民の不安解消のための施策として、道路の渋滞対策、通学路対策、地価高騰対策、水質を含めた環境への影響について本市はどのように考えているのか、その対応策について答弁を求めます。

また、地域住民への説明会の開催についても検討すべきです。併せて答弁を求めます。

以上、最初の質問を終わります。

○議長（田仲常郎君）市長。

○市長（武内和久君）まず最初に、エンディングプラン・サポート事業についてお尋ねがございました。

横須賀市事業の北九州市での実施を求めて、アンケート等の結果、国の動向等を踏まえ、現時点での制度実施の課題、検討会のまとめの方向性のお尋ねがございました。

高齢化が進展し、独り暮らしや認知症高齢者の増加が見込まれる中、人生の最期まで御本人の意思が尊重され、その方らしく暮らし続けていくための支援は重要と考えております。

近年、葬儀や納骨など、人生の終末期の心配に備え、自らの意思で判断できるうちに整理を行う、いわゆる終活への意識が広がってきており、国におきましても事業者向けのガイドラインが示されているところです。

北九州市におきましては、終活の現状やニーズ把握のため、本年5月から市民や高齢者の支援に関わる民生委員などへのアンケート調査、葬祭事業者などへのヒアリングを行いました。アンケートでは、終活の認知度は9割を超える一方で、準備をしている方は1割程度にとどまっております。多くの方が何から始めたらよいのか、どの事業者を選んだらよいのかが分からないなどの不安を感じており、希望する支援も多岐にわたっております。ヒアリングでは、多くの事業者が終活支援に取り組んでいることや、身寄りのない方への対応に苦慮していること、終末には数十万円程度の費用が必要となることなども分かりました。

これらの結果を踏まえまして、1つには、民間と行政の連携により安心して終活できる環境の整備、2つには、身寄りのない方や資力のない方への支援などが現時点の課題と捉えているところであります。

そして、7月には、事業者、医療・福祉関係者、弁護士等による終活における支援の在り方検討会を設置し、それぞれの取組の共有を行ったところであり、年内までに今後の方向性について議論を深めていくこととしております。その上で、官民一体となって終活を支援する仕組みについて検討していきたいと考えております。

高齢者が長寿の幸せを実感し、北九州市だからこそ安心して自分らしく年を重ねることができる幸福長寿モデル都市の実現を目指して、しっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

御答弁中、ヒアリングでは身寄りのない方への対応に苦慮していること、終末には数十万円程度の費用がですが、終末にはではなくて終活にはということですね。訂正させていただきます。ありがとうございます。

そしてもう一つは、若松の半導体工場誘致につきまして、A S E との本契約に向けた地域住民への対応策について、地域住民への説明会の開催についてお尋ねがございました。

北九州市では、昨今の日本企業による生産拠点の国内回帰や、外国企業による活発な対日投資などの動きをチャンスと捉え、将来の経済成長を力強くけん引する未来産業の振興の観点から、半導体、次世代自動車などの誘致を重点的に促進することといたしております。

そのような中、本年7月31日、半導体後工程製造の受託企業であるA S E ジャパン様と若松区ひびきのにある学研都市の分譲用地、約16ヘクタールについて、市有財産売買仮契約を締結いたしました。今回の仮契約は、誘致交渉を進める中、学研用地に関心を示していただき、今後の投資に向けた環境整備が、より円滑に進むよう、A S E ジャパン様の強い希望に添って締結に至ったものでございます。仮契約を締結した用地周辺には、新興住宅地や小学校が立地をしており、これらの地区への企業誘致に際しては、周辺環境への配慮が重要であると考えております。

しかしながら、A S E ジャパンとは今誘致交渉中であり、最終的な進出の意思決定はなされておらず、事業規模などについてもいまだ未確定でございます。こうしたことから、住民の方々が抱える不安への対応につきましては、誘致が決定すれば、企業と連携しつつ、適切に対応することとしておりますが、進出や事業規模などが未確定な現時点では具体的にお答えすることは困難でございます。

北九州市といたしましては、先ほど申し上げたとおり、周辺環境への配慮が重要であるということは認識をしており、誘致が決定をし、事業内容を公表できる段階になれば、住民説明会を開催し、地域住民の方々のお声を伺うなど、丁寧に対応してまいりたいと考えております。以上です。

残りは関係局長からお答えいたします。

○議長（田仲常郎君）保健福祉局長。

○保健福祉局長（武藤朋美君）骨密度検査について、骨粗しょう症検診について、現行の腕で測る骨密度検査から、大たい骨周辺と腰椎の検査に改めるべきとの御質問にお答えいたします。

骨粗しょう症は、女性ホルモンの減少や加齢、生活習慣などが関係し、自覚症状なく進行することから、より多くの市民が検診を受診し、早期発見、早期治療につなげていくことが重要でございます。

このため、検診対象者につきましては、国の実施要領では、40歳から70歳までの5歳刻みの女性とされているところを、北九州市では18歳以上の男女と対象を広げて実施をしております。また、本年度からは、自己負担額を1,000円から500円に軽減するなど、受診率向上に向けた新たな取組も開始したところでございます。

検診場所につきましては、特定健診やがん検診と併せて受診できるよう利便性も考慮し、市民センター等での集団検診としております。

検査方法につきましては、前腕部を差し込むだけの簡便な小型機器を使用しており、短時間での検査が可能です。また、検査の結果、精密検査が必要な方に対しましては、腰椎での検査が可能な専門の医療機関へ受診勧奨を行うなど、検診後のフォローも実施しているところでございます。

大たい骨や腰椎部などの測定は、骨折リスクの高い部位を直接測定できるというメリットはあるものの、大型の検査機器に横になって検査する必要があることから、整形外科などの個別の医療機関でしか検査できず、集団検診には適さないと考えております。また、前腕部の検査に比べて、市全体の検診費用や市民の自己負担額が高くなることも想定されます。北九州市としましては、できるだけ多くの市民に受診していただけるよう、簡便で安価な現行の検査方法を継続したいと考えております。

なお、検診体制につきましては、より早期発見、早期治療につながるよう引き続き研究してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（田仲常郎君）都市ブランド創造局長。

○都市ブランド創造局長（井上保之君）最後に、文化財保護行政の在り方のお尋ねのうち、まず、専門的、技術的判断の確保についての中で、方針決定に当たり、世界的、専門的権威の評価より、本市の専門部署の評価が優先される根拠は何かということと、学芸員が配置転換されたことへの見解を伺うということ、そして、文化財の保護と学校教育の連携が必要と考えるが見解を伺うということのお尋ねから、まず、お答えしたいと思います。

埋蔵文化財は、国や地域の歴史を語る上で欠くことができないものであり、次世代に引き継ぐべき国民共通の財産であると考えます。これらの文化財を適切に保存、活用し、広く国民に

その価値を伝えることは行政の重要な責務であると認識をしております。

このため、門司港地域複合公共施設整備事業では、発掘された遺構の調査に当たって、文化財に関する知識と経験を持つ都市ブランド創造局の専門学芸員が、同様に文化財の知識、経験を持った学芸員を有し、実際の発掘調査業務の委託先である公益財団法人北九州市芸術文化振興財団と共に、法に基づき適切に対応してきたところでございます。遺構に関しましては、これまで市民の皆様をはじめ専門家の方々などからも様々な御意見や御要望をいただいております。いずれの御意見も大切なものであると受け止めております。

発掘された遺構の取扱いにつきましては、特定の人の見解に基づいて判断するのではなく、北九州市として必要な情報を適切に入手し、総合的な観点から政策決定すべきものと考えていると思います。具体的には、集約予定の公共施設は、築94年を超える区役所など、老朽化は待ったなしの状況であり、また、他に施設を整備する代替地もないことから、北九州市では市民の安全・安心が第一との考えの下、本事業を計画どおり進めることとし、議会の議決もいただいたというところでございます。

それから、学芸員の変更についてのお尋ねでございます。御質問の学芸員でございますが、市の学芸員ではなく、公益財団法人北九州市芸術文化振興財団に属する学芸員でございます。市といたしましては、委託業務の実施に係る担当の配置は、その財団の責任と判断においてなされたものと承知をしております。

次に、学校教育との連携についてでございますが、学校教育との連携については、地域の歴史や文化財を通じて郷土愛を育むということ、これが大切なことだと考えております。そのため、現在小学校へ学芸員を派遣して行う文化財出前教室などの事業を実施してきているところでございます。

また、今回の旧門司駅関連遺構に関しましても、発掘調査で得られた記録はデジタル技術などを活用しながら、子供たちにも分かりやすい形で展示をしたいと考えているところでございます。

今後とも教育委員会と連携しながら、子供たちが地域の歴史や文化に対する理解を深める機会を提供するなど、子供たちが自らの住む地域の歴史に誇りを持ち、愛着を深められるよう取り組んでいきたいと考えております。

文化財行政の在り方についてのうち、残りの質問、文化財保護審議会の組織運営に関し、建議を条例に定めるべきであるとのことにお答えいたしたいと思っております。

北九州市では、文化芸術の振興を図るため、平成24年度から美術館等の施設とともに、文化財の保護に関する事務等につきまして、北九州市教育委員会の権限に属する事務を市長の補助機関たる職員等に補助執行させることに関する規則に基づき、都市ブランド創造局長等の職員へ補助執行させているところでございます。

都市ブランド創造局の補助執行に当たりましては、一般事務員である行政職員だけではなく

く、文化財について専門的な知見を有する学芸員を配し、文化財の保護や活用に努めているところでございます。文化財保護審議会の設置につきましては、文化財保護法が昭和50年に一部改正され、都道府県に設置することが可能となり、さらに、平成8年には市町村へもその範囲が拡大をされたところでございます。

北九州市におきましては、こうした文化財保護法の規定整備に先駆けまして、昭和39年に地方自治法に基づきまして文化財保護審議会を設置しておりまして、これまで様々な案件をお諮りし、貴重な御意見をいただくなど、長きにわたって適切に運用してきたというところでございます。

また、審議会の皆様には、建議という形式にこだわらず、必要に応じ御意見を伺っております。このため、建議を文化財保護審議会が担当する事項として定めることにつきましては、今後国や他都市の動きに留意し、様々な方面の情報収集や研究に努めてまいりたいと思います。以上でございます。

○議長（田仲常郎君）46番 山内議員。

○46番（山内涼成君）答弁ありがとうございます。第2質問に入ります。

まず、文化財保護行政について伺います。

最初に、局長から答弁がありました、学校教育や社会教育との連携という部分について、前回の議会の中での局長の答弁では、第1質問でも言いましたけれども、教育委員会との首長部局との適切な役割分担を図っていくという流れという発言がされているんですね。だから、あえて私は役割分担ではなくて、連携すべきでしょうということをお願いしたんです。これは、認識を改めていただくということによろしいでしょうか。

○議長（田仲常郎君）都市ブランド創造局長。

○都市ブランド創造局長（井上保之君）例えば様々な事業に我々が加わっております。文化財に、先ほど出前教室ということをお願いしたけれども、センターのほうに来ていただいて、子供たちに来ていただいて、そこでいろんな体験をしていただく、こういったところというのは役割分担ということもそうですけれども、やっぱり教育委員会と連携しながら、情報伝達もやはりきちっとしなきゃいけませんので、そういうところでは一緒に連携してやると、そういう事業をやるためにも連携してやるということの認識は私は持っております。以上です。

○議長（田仲常郎君）46番 山内議員。

○46番（山内涼成君）中立性を保つために、教育委員会との連携というものは欠かしてはならない言葉なんです。だから、局長の言葉をあえて使わせていただきました。

それで、まず、文化財保護と開発、これは対極にあるということを初めの質問でお伝えさせていただきました。現在、本市では都市ブランド創造局に文化財に関する事務の補助執行をさせていますけれども、文化財保護法改正の議論の中では、この補助執行をめぐって大きな議論となっております。それは、首長部局に補助執行を認めれば、これは開発が優先される、そし

て、文化財保護がおろそかになるのではないかという議論でありました。その中立性を担保するために、教育委員会なり文化財保護審議会が設置されているわけでありますけれども、本市の教育委員会に残っている権限は、先ほど言いましたとおり、文化財保護審議委員の委嘱と文化財の条例に関する制定、それから、改廃についてのみしか残っていません。初代門司駅遺構の議論を通じて、まさに開発が優先されることになっていきますけれども、本市ではこの中立性を保つために担保はどう確保されていますか。お答えください。

○議長（田仲常郎君）都市ブランド創造局長。

○都市ブランド創造局長（井上保之君）私ども補助執行を受けている都市ブランド創造局といたしましては、文化財の出土に関しまして、所属する専門的な知見を持った学芸員を中心に丁寧に調査を行い、丁寧に検討し、そして、開発部局、今回であれば開発部局と調整をするという、法にのっとって適切に運用している、取組を進めているというところでございます。そういった意味では、一定の緊張感というか、我々は我々の独立した考えを持って、しっかりと調査を行って、丁寧にいろんなものを検討した上で、いろんな開発部局にいろんなことをぶつけてきた、提案をしてきたということですので、先ほどのそういった担保というか、そういったものについては、しっかり取られていると認識をしているところでございます。以上です。

○議長（田仲常郎君）46番 山内議員。

○46番（山内涼成君）そこで、市長がおっしゃる市民の安全・安心を利便性を確保する、これを最優先にするんだという方針なんですけれども、これ中立的立場を求められる教育委員会であるとか、文化財保護審議会と本来ならば、かんかんがくがくの議論を堂々とやった上で導き出される方針だったと私は考えております。ここは文化財保護法の趣旨からして、絶対に外してはならない工程だったと思いますけれども、その辺についての見解。

○議長（田仲常郎君）都市ブランド創造局長。

○都市ブランド創造局長（井上保之君）先ほど申し上げたとおり、我々は文化担当、文化財担当の立場として丁寧に調査を行って、丁寧な検討の下に開発部局にいろんなところをぶつけてきたということでございます。まさにけんけんがくがくとやってきたということは、実際表には出ていないかもしれませんが、そういうことをやって結論になったということでございます。以上です。

○議長（田仲常郎君）46番 山内議員。

○46番（山内涼成君）それは内部の議論ですよ。法の中では中立的な、第三者的な立場、そして、客観性が求められているんですね。それが法の趣旨であります。もうこの時点で文化財保護審議会に諮問しなかった時点で、法が危惧した開発優先の方針に中立を保つべき教育委員会も取り組まれているんだということは明らかなんですね。文化財に対する歯止めなき開発が今後も進んでいくということでもあります。

今回のヘリテージ・アラート、これはこうした文化財保護行政に対する警告がされたという

ことであります。ヘリテージ・アラートは、過去に25回海外にも発出されておりますけれども、同じ国で4回、3年連続アラートが発せられたのはこの日本だけであります。こうした文化財保護よりも開発が優先される機運が日本中にまん延しているということでもあります。これは、日本の政治の貧困が生んだ恥ずべきことだということを指摘しておきます。

まず、現在の都市ブランド創造局の文化財担当部局には、公益財団法人北九州市芸術文化振興財団から学芸員の派遣を受けておりますけれども、旧門司駅遺構の調査では大きな役割を果たしたこととなっておりますけれども、この財団と都市ブランド創造局の関係性についてお答えください。

○議長（田仲常郎君）都市ブランド創造局長。

○都市ブランド創造局長（井上保之君）お答えする前に、先ほど私、出前教室は小学生がセンターに来ると申し上げたんですけれども、学芸員が学校のほうに行くということの誤りでございました。訂正させていただきます。

今、市のほうに財団の学芸員が派遣されているとおっしゃったと思うんですが、財団の学芸員は派遣はされておられません。市は市で学芸員を採用しておりますので、全く別で、今回御質問にあった学芸員は財団のほうの職員ということでございます。以上でございます。

○議長（田仲常郎君）46番 山内議員。

○46番（山内涼成君）財団のほうの職員ということで確認をさせていただきますけれども、この財団には、過去から首長部局である都市ブランド創造局の局長が理事長として何人も天下っておりますけれども、財団との力関係としては歴然であります。この中立性を確保するためにもこうした天下り人事は改めるべきではないでしょうか。

○議長（田仲常郎君）総務市民局長。

○総務市民局長（三浦隆宏君）天下り人事というお話ですが、OB人事につきましては、各財団でありましたり民間企業でありましたり、そういったところから派遣要請がございまして、その中から適切な人事ということで、こちらのほうで選んで協議をしながら決めているところでございますので、特に問題はないと考えております。以上です。

○議長（田仲常郎君）46番 山内議員。

○46番（山内涼成君）こうした力関係の中にあって、旧門司駅遺構の調査を担当したこの財団の学芸員が配置転換されたわけですけれども、このことについて答弁では、答弁というか、これは建設建築委員会の中の答弁なんですけれども、学芸員のローテーションだと言っているわけですね。こういった力関係の中でこのことを言って誰が信じるんですかということなんですよね。この学芸員は、この遺構の価値を正確に、そして、詳細に報告書を作成した人物であります。その発信は、開発ありきの都市ブランド創造局にとって邪魔になったのではないですか。都市ブランド創造局として全く関与していないと言い切れますか。答弁求めます。

○議長（田仲常郎君）都市ブランド創造局長。

○都市ブランド創造局長（井上保之君）今回の件、私ども全く関与しておりませんので、関与しておりませんということでございます。以上です。

○議長（田仲常郎君）46番 山内議員。

○46番（山内涼成君）それでは、この事実を知っていましたか。

○議長（田仲常郎君）都市ブランド創造局長。

○都市ブランド創造局長（井上保之君）後に報告は受けたと聞いております。以上です。

○議長（田仲常郎君）46番 山内議員。

○46番（山内涼成君）それでは、中立性を担保するためにも、これは財団に対して抗議すべきではないですか。答弁を求めます。

○議長（田仲常郎君）都市ブランド創造局長。

○都市ブランド創造局長（井上保之君）私どもとしては、これは委託事業でございます。しっかり調査を行っていただくというようなことをもちろん依頼をしますが、その組織に関しましては、財団の裁量で行うべきものと考えておりますので、現状で問題ないと考えております。以上です。

○議長（田仲常郎君）46番 山内議員。

○46番（山内涼成君）先ほどもパワハラの問題で議論がありましたけれども、私はこれは財団におけるパワハラだと思います。こうしたことを許していると、市長が先ほどおっしゃったポテンシャルを引き出そうというようなことがおろそかになっていくんだらうと思うんですよね。絶対に私はこういうことは許しちゃいかんと思うんです。そして、この財団にしろ、北九州市が100%出資しているわけですから、そこに対してはきちんとかうした指導をするべきだらうと思うんですけれども、答弁ありますか。

○議長（田仲常郎君）都市ブランド創造局長。

○都市ブランド創造局長（井上保之君）財団というべき団体の組織の運営でございます。そこは財団の中で適切になされるものと我々承知しております。ですので、こちらから何か指導だとか、そういうことについては、私どもとしては考えはございません。以上です。

○議長（田仲常郎君）46番 山内議員。

○46番（山内涼成君）最大限この遺構に関して関わってきた職員、学芸員なんですよ。その人を配置転換させた、そして、私は思うに、排除したと思うんですよね。こんなことを都市ブランド創造局、そして、市が許していいんですかということをお伺いしております。お答えありますか。

○議長（田仲常郎君）都市ブランド創造局長。

○都市ブランド創造局長（井上保之君）何度も同じ答えになるかもしれませんが、財団の職員でございますので、そうした理解をしているということです。

○議長（田仲常郎君）46番 山内議員。



○46番（山内涼成君） それでは、もう一つこの配置転換によって、私は市民の知る権利が奪われているんだということに触れておきたいと思うんです。私たちは、市民の皆さんと共に遺構の価値を学ぶために一番詳しいこの方、学芸員に都市ブランド創造局を通して何度も講演依頼をしましたが、全て断られました。学芸員本人の意思の確認、これはされたでしょうか。

○議長（田仲常郎君） 都市ブランド創造局長。

○都市ブランド創造局長（井上保之君） ちょっと手元に講演会を我々の局を通じて依頼したところ、確認ができていないんですけれども、その点は私が今手元に資料がないので、何とも申し上げられないと思います。以上です。

○議長（田仲常郎君） 46番 山内議員。

○46番（山内涼成君） 遺構は市民の財産ですよ。これは、社会教育等々にも使いなさいと法には書かれていますね。こうした面からすると、私たち市民がこれを学ぶ権利を奪われたということになるわけですよ。確実なのが、御本人が受けていても財団のほうから断られたんだということがあったんです。そこもちょっと確認していただけますか。

○議長（田仲常郎君） 都市ブランド創造局長。

○都市ブランド創造局長（井上保之君） その点については確認をしたいと思います。いずれにしても、調査は追加調査も含めて、今進行しております。我々そこは適宜適切に見ながら、しっかりした調査を進めていくように努力したいと思います。以上です。

○議長（田仲常郎君） 46番 山内議員。

○46番（山内涼成君） 調査のことは聞いていないんですけど、やはりこういう我々は市民の側として、この遺構について詳しく知りたい、そして、この貴重性を体感したいということの思いから、この学芸員に調査というか講演依頼をしたわけですね。その気持ちを酌んでいただければ、しっかり都市ブランド創造局としても対応していただけるはずだったんじゃないでしょうか。そこについて見解がありますか。

○議長（田仲常郎君） 都市ブランド創造局長。

○都市ブランド創造局長（井上保之君） 先ほど申しましたけども、その講演を我々の局として受けて、我々から財団に依頼したということがあるかどうかというのは、ちょっと手元に今ないので、その点につきましては確認をしてみたいと思います。以上です。

○議長（田仲常郎君） 46番 山内議員。

○46番（山内涼成君） やはりこの問題、一番の問題は、今回の配置転換によって一人の若い優秀な人間、そして、この人間の仕事への誇り、これを奪ったということなんですね。そんな権利は誰にもないはずでありますし、私はこのことが本当に一番許せない、そういうふう感じております。ぜひこういうことはしっかり調べていただいて、今後二度とないように、そして、彼の仕事への誇りを取り戻すための措置を都市ブランド創造局として取っていただきたいと要望しておきます。

次に、半導体を最終製品に仕上げる後工程の受託生産で世界最大手の台湾企業、ASEジャパンとの仮契約、これを結んだことについて再質問させていただきます。

仮契約という報道がされて、周辺住民の不安の解消、これに努めるのが誘致した側の責任であります。まずは本契約までの仮契約期間、どれほど見込まれているのか伺います。

○議長（田仲常郎君）産業経済局長。

○産業経済局長（柴田泰平君）仮契約から本契約までの期限ということでございますけれど、そこは特段期限は設けてございません。以上です。

○議長（田仲常郎君）46番 山内議員。

○46番（山内涼成君）仮契約の契約の中に、いつまでに返事してくださいよみたいな契約の項目はないんですか。

○議長（田仲常郎君）産業経済局長。

○産業経済局長（柴田泰平君）おっしゃるとおりでございます。これは今回先様といろいろ誘致交渉する中で、先方から強い意向があって、こういう仮契約という形で結ばせていただいたもので、先方からは、日本でビジネスが成り立つかどうかなどについて検討を今しているという状況でございますので、そういった中で、まずは私どもとしてはその結果を待ちたいと、そして、しっかり先方のニーズに対応していきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（田仲常郎君）46番 山内議員。

○46番（山内涼成君）そうすると、本契約のときはいきなり訪れるということもあり得るんですかね。

○議長（田仲常郎君）産業経済局長。

○産業経済局長（柴田泰平君）いきなりと申しますか、本契約になりますと、もちろん議会の皆様にお諮りしないといけませんので、そのときはそういう形になるということでございます。

○議長（田仲常郎君）46番 山内議員。

○46番（山内涼成君）もちろん議会には諮ってもらうんですけれども、もう本契約ぎりぎりということになるんですかね、タイミングとして。

○議長（田仲常郎君）産業経済局長。

○産業経済局長（柴田泰平君）ぎりぎりかどうかというのはあれですけど、通常企業誘致でこういう形で契約をさせていただくときも、仮契約して、本契約になるときに議案として出させていただいておりますので、急といえば急なのかもしれませんが、そういう通常どおりの形で議案として提出させていただきたいと考えております。

○議長（田仲常郎君）46番 山内議員。

○46番（山内涼成君）そこをなぜ聞くかということ、菊陽町なんですよ。菊陽町では2021年10月に進出が発表されたんですけれども、工事が始まっていきなり渋滞するという環境が生まれた

んです。数か月前まで300メートルの渋滞やったのが、何か月かたっただけで1.4キロの渋滞に拡大したと、こういうことがいきなり起こってくるわけですよ。だから、私は早めにこの対策を打てるべきところは打ったほうがいいんじゃないかという趣旨の質問の内容なんですけれども、御紹介したTSMCの半導体工場を誘致した熊本県の菊陽町でありますけれども、進出を発表してから農地の買収から始まって、実際の工事は24時間体制の突貫工事、これに着工すると、あっという間に環境に変化が起こったそうであります。

その代表的なものが渋滞です。実際に見てきましたけれども、通勤時間帯になると、あらゆる脇道から車が集まってきて、田んぼのあぜ道まで抜け道として車が走っている状況です。この状況は、単に渋滞対策で片づけられるものではありません。あらゆる生活道路は抜け道と化し、先を急ぐ車が猛スピードで走り抜ける、道の向かい側のごみステーションに行くのも車の合間を縫って行っているそうであります。

この状況をひびきの地域に当てはめると、小学生の子供たちが生活道路を安心して通学できるのか、非常に不安であります。ひびきの地域はこれまでも横断歩道を引いてほしい、一旦停止にしてほしいなど度々県警に要請をしておりますけれども、なかなか動いてくれない地域でもあります。市として県警と協議して、工事着工前に環境整備すべきであります。この辺についての答弁をお願いします。

○議長（田仲常郎君）都市整備局長。

○都市整備局長（石川達郎君）先ほど来、まだ仮契約というような話でございますことと、熊本の事例を出されております。熊本の情報とかを聞いてみると、やはり例えばTSMCの規模であるとか従業員数であるとかというのが分からない中で、どういう例えば渋滞対策、交通安全対策をしていいのかというところで悩みながら、なかなかできていなかった、そのためにそういった状況が生じたということでございますけれども、やはり我々としても、例えば交通量がどう増えていくのかとか、じゃあ実際に例えば渋滞対策、交通安全対策、渋滞対策であれば、道路の拡幅なのか交差点改良なのか、交通安全対策はどこの交差点が影響が出そうなのかとか、そういったものはある程度やっぱり決まってからのことになると思いますので、また誘致が決定すれば、企業様のほうとも話をしながら、検討が進むものと考えてございます。以上でございます。

○議長（田仲常郎君）46番 山内議員。

○46番（山内涼成君）私心配しているのは、菊陽町ではインフラ整備が遅れたことで住民の反発が大きくなっているようであります。工事着工と同時にこれは整備を整えることが重要であります。今、市にできること、それは何なのかということの計画、これをしっかり立てていただきたいと思っております。

それから、交通対策の計画そのものも必要であります。菊陽町では通勤専用バス、これを最寄りの駅から出しております。本市では最寄り駅は折尾駅ということになりますけれども、こ

これは北九州市独自のEVバス、連結バスなどを本市独自で計画を議論しておく必要があると思います。

さらに、進出企業のモビリティーマネジメント、この計画、大規模なパークアンドライドなど、今考えられる渋滞対策計画、この検討が必要ではないでしょうか、見解を伺います。

○議長（田仲常郎君）都市戦略局長。

○都市戦略局長（上村周二君）渋滞対策というところでございますけども、先ほども御答弁があったように、今からどういった状況になるかという、しっかり情報をつかんでいかないといけない、これがまず大事なところだと思っております。その中で、今の対策として出てきましたパークアンドライドというところについてでございますけども、こういった渋滞対策、それから、環境の配慮、そういったところでいきますと、やはり今実績としても市内19か所、パークアンドライドを行っているようなところもありますし、そういったところでは手法の一つとしては有効な手法とも考えているようなところでございます。そういったところにつきましては、具体的な情報、そういうところが出てきたというところで交通事業者、そういったところとも連携しながら、どういった手法が一番いいのか、そういったところも含めて検討していきたいと考えております。以上でございます。

○議長（田仲常郎君）46番 山内議員。

○46番（山内涼成君）あくまで計画です。計画を持っておくということなんですよね。その事業規模に合わせていろんな対応の仕方はあると思います。けども、こういう計画を持っておこうということが私は大事だと思うんです。ASEジャパンだけではなくて、その他関連する企業も今後集まってくるかと思われまます。そういうことに対しても準備をしていくこと、これが大事だろうと思います。

それから、もう一点聞いておきたいのは、後工程においても大量の水を使うわけでありまます。本市では工業用水を浄化して使用する、そして、下水処理をして下水に流すという方針のようでありまますけれども、半導体には、御存じのとおり多くの化学物質が使われているわけでありまます。下水処理においてPFAS、PFOSに属する化学物質が除去できるのかが心配でまます。永遠の毒物と言われるようなものでありまますから、どのような化学物質が使われるのかを公表してもらおうということは可能でしょうか。

○議長（田仲常郎君）産業経済局長。

○産業経済局長（柴田泰平君）いろいろ御懸念もあると思いまますけれども、議員の最初の御質問にもありまましたとおり、今回の企業さんは非常に環境との調和というか、そういうところを非常に重視している会社でもありまますし、いろいろそういう社是とか社長さんの御挨拶なんかも拝見すると、非常にそこはしっかりやるということが書かれてありまますので、市としての立場もありまますけど、企業としてもしっかりやっていただけるものだと考えてありまます。以上です。

○議長（田仲常郎君）46番 山内議員。

○46番（山内涼成君）そこで、水質の検査ですけれども、水道局はしっかり水処理の部分においてやっていただいていると思いますけれども、この種類を増やしていただくというようなことを議論できればいいなと思っているんです。

それと、もう一つは、舟尾山の谷間に池がありますよね。あそこは売買する土地には含まれていません。そこで、あの池のやはり水質検査をやるべきだろうと思うんですけれども、その準備も答えは一緒だろうと思うので、その準備もぜひお願いをしたいと思います。

それから、企業のほうに少し聞いていただきたいんですけれども、外部への放出を防ぐために、使った水を再利用する、完全クローズドシステムがあるということでもあります。このことについても議論していただけないかということについてお願いをしておきます。

それから、地価の高騰、これが激しくなっています。家賃が高騰して10万円が当たり前だということになっています。病院が閉鎖して、そして、移転に追い込まれています。来年の固定資産税が恐ろしいという地域の方の生々しい実態も浮き彫りになっております。企業誘致成功が私は最大の成果ではないと思います。周辺住民の不安を払拭して、これまでの住環境を保つことで共存すること、これが成功であります。一部の市民の犠牲によっての発展はあり得ません。手後れにならないための準備を強く求めて、質問を終わります。

○議長（田仲常郎君）ここでしばらく休憩いたします。再開は午後1時といたします。

正 午 休 憩

午後1時00分再開

○副議長（本田忠弘君）休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続行いたします。39番 小宮議員。

○39番（小宮けい子君）ハートフル北九州の小宮けい子です。傍聴にお越しいただいた皆さん、本日は暑い中ありがとうございます。

早速、質問に入ります。

令和6年4月1日、北九州市基本構想・基本計画との整合性を図りながら、北九州市の教育行政に関する目標や基本方針を定める北九州市教育大綱が策定されました。また、この北九州市教育大綱で示されたこどもまんなかで質の高い教育環境の充実の実現に向けて、学校が特色を持ち、変革していくためのきっかけづくりとなる事業をまとめたこどもまんなか教育プランが8月に策定されました。教育大綱には、こどもまんなかで質の高い教育環境の充実を図るため、全ての子供にとって居心地のよい学校をつくりますなど5つの柱が定められています。

初めに、この北九州市教育大綱と学校予算についてお伺いします。

本年4月、教職員は新しい学年での子供たちの出会いや新しい教育計画に向けて意欲が高まっている時期に伝えられたのが、学校予算の削減です。この削減を受け、各学校では印刷やコピーの使用を減らすこと、用紙の使用や消耗品の節約、改訂された教科書の指導書は学年に1

セットのみで、共同で使用する、教職員の研修希望に対して、市内外、県外の研修の参加は、例年とは異なり難しいことがあるかもしれないなどの困難を抱え、多くの教職員は不安と不満を抱きながら新学期をスタートしました。

そして、1学期が終了しました。教員からは、指導書が手元にないので教材研究がやりにくくストレスがたまりました。消耗品の節約節約で教材作成が思うようにいかない。毎年、給食用消耗品費が極端に少ないので、教材用消耗品でやりくりをしていたが今年は難しい。部活の地域移行も進んでいないのに、部活の運営に必要な備品や消耗品を購入する予算がない。保護者からは、部活のバスケットボールが購入できないのでマイボールを用意してほしいと言われ、これからの部活は保護者負担となるのかと不安になったという声が聞かれました。

教育全般にわたる予算は微増である中で、なぜこのようなことが各学校で起こったのか。それは、学校に下ろされる予算の学校標準運営費が約10%削減されているからです。学校標準運営費の内訳は、講演会などで講師に支払う謝礼などの報償費や物品の修繕費、教育活動に使用する5万円未満の消耗品の購入のためのその他需用費、社会見学の貸切りバス代などの使用料及び賃借料、5万円以上の備品を購入する一般備品費などがあり、各学校は限られたこれらの予算をやりくりして、特色ある取組を行っています。

北九州市教育大綱で、こどもまんなかで質の高い教育環境の充実に図るために掲げている5つの柱の中に、全ての子供にとって居心地のよい学校をつくりたい。誰一人取り残さない学びと、未来を見据えた先端的な学びを進めます。自律的で特色のある学校づくりを進め、教職員のウェルビーイングを高めますとあります。これらを実現していくには、学校に裏づけとなる予算が必要です。

そこで、2点お尋ねします。

1点目は、今年度削減された学校標準運営費で、教育大綱のこどもまんなかで質の高い教育環境の充実に図ることができるのでしょうか、見解をお伺いします。

2点目は、誰一人取り残さない学びと、未来を見据えた先端的な学びを進めるためには、教員の意欲を高め、資質、能力を高めることにつながる研修も重要と考えます。今年度は教職員の研修参加が難しくなるかもしれない事例を先ほど紹介しましたが、夏休みを利用して、市内外や県外の研修を希望した教員は例年同様に参加できたのか、お伺いします。

次に、教師用指導書についてお伺いします。

小学校の教科書改訂は4年ごとに行われます。前回の教科書改訂では各クラスに教師用指導書が配布されていましたが、今年度は学年に1セットとなり、複数クラスの学年は共同で使用しながら1学期が過ぎました。小学校の教員からは、経験年数の少ない教員が多いのでクラスに1セットは必要である。在校時間が長くないようにと言われているのに、教材研究をするための待ち時間が増えた。特別支援学級には、教師用指導書は配布されない。自閉症・情緒障害特別支援学級では複数学年の教科指導をするので必要。誰一人取り残さないのではないの

かという意見がありました。

こどもまんなか教育プランには、学力向上の推進として、子供たちの学び合いや主体性を引き出す授業改善とあります。日々の教材研究の積み重ねが授業改善、質の高い授業につながると思います。そのために1クラスに1セットの教師用指導書は必要だと考えます。また、教員の働き方改革の視点も踏まえて見解をお伺いします。

次に、学校給食についてお伺いします。

今年度になり新しいメニューが増加し、栄養教諭がアンケートや嗜好調査を行い報告するなどの新しい仕事が増え、そのために栄養教諭が給食指導を思うようにできない状況があると聞きしました。

そこで、2点お伺いします。

1点目に、こどもまんなか教育プランにありますように、学校給食を生きた教材として活用し、食育の充実を図るためには、専門家の栄養教諭と連携した給食指導を行うことが重要と考えます。栄養教諭の業務量についての見解をお伺いします。

2点目に、特別支援学校の給食は、市内の児童生徒と同じ献立を、障害の程度に応じてとろみをつけたもの、硬さを調整したもの、ペースト状のものに調理して提供されています。そのため、給食の献立は特別支援学校にも配慮して作成されております。しかし、今年度からスタートしたシェフの北キュー三ツ星献立については、その配慮が足りず、子供たちが楽しめる給食とするために大変苦勞したという栄養教諭の声を聞いております。誰一人取り残さないのであれば、特別支援学校の児童生徒も給食を同様に楽しむことができる献立にすることが必要だと思います。

そこで、特別支援学校の児童生徒もシェフの北キュー三ツ星献立を楽しむことができるように、今後どのように取り組んでいくのか、見解をお伺いします。

次に、こどもまんなかで主体性を引き出して学び合いを進める場についてお伺いします。

こどもまんなか教育プランには、学校とはどのような場なのか、子供が安全に安心して過ごせる、主体的に学びに向かえる、デジタルではなくリアルだからこその協働的な学びができる、多様な体験や経験ができる、そのような場であると考えます。既存の学校観、授業観にとらわれず、知識伝達型の一斉授業から脱却し、こどもまんなかで、主体性を引き出して学び合いを進める場をつくる、次代に向けた学びの転換が必要ですとあります。

今年度廃止された美術館ミュージアムツアーや平和のまちスタディーツアーなどは、まさに主体性を引き出し、学び合いを進める場であり、感性を豊かにする体験の場でした。これらは、教育委員会ではなく、市長事務部局が予算措置した教育的意義の高い事業でした。子供が自分らしく幸せに成長でき、暮らしていけるようにするには、社会全体で支えていく必要があります。そのため、本市では、こどもまんなか社会を目指して市長が教育大綱を定め、質の高い教育環境の充実を図るとしており、その実現のためには、市長と教育委員会が一体となって

取り組むことが必要です。また、議会からは、7月から開始した議員報酬の削減分を次世代投資に充ててほしいという旨の意見もあっております。

そこで、予算調製権を持つ市長にお伺いします。

これから来年度予算の編成に本格的に着手することと思います。その際に、こどもまんなか社会の実現に向けて、教育的意義のある事業については積極的に取り組むことを予算編成方針に示すとともに、こどもまんなか社会の実現を来年度の予算編成の柱の一つにしてはどうかと考えますが、見解を伺います。

次に、北九州市部活動地域移行推進計画についてお伺いします。

学校部活動は、体力や技能の向上を図る目的以外にも、異年齢との交流の中で、生徒同士のつながりや教職員とのよい人間関係をつくり、向上心や自己肯定感を高め、アントレプレナーシップ、自らの課題を見つけ、課題解決に向かってチャレンジしたり、他者との協働により解決策を探求したりすることができる知識、能力、態度を身につけることを養うなど、生徒の豊かな学びの場として教育的意義があります。

このような学校部活ですが、本市では少子化の進展や指導者の確保が困難なことから、従前どおり行うことが困難になりつつあります。また、令和4年に文化庁、スポーツ庁から出された学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドラインの方針を受けて、北九州市部活動地域移行推進計画案を示し、その中に今後の基本方針と方向性が記されています。この計画案の中で気になる点があります。

1点目は、基本方針として、受益者負担等による自立的で持続可能な仕組みの構築が上げられている点です。会費や保険加入、練習場所によっては交通費が保護者の負担となり、スポーツや文化芸術に触れる機会が奪われることが考えられます。経済的格差が生徒の教育的意義を奪うことがあってはなりません。本市として具体的な経済的な支援についての考えをお伺いします。

2点目は、地域移行の方向性として、地域移行については、まずは休日から移行を開始し、3年かけ、最終的には学校部活から地域クラブ活動等に移行とされています。教職員の働き方改革の視点から見ると、中学校の教職員の在校時間数を増やしている最大の原因が部活動です。また、教職員の競技経験や専門性の有無、意思にかかわらず顧問を務めることも大きな負担となってきました。

そこで、教職員の働き方改革と生徒たちの部活動の充実を両立させる観点から、3年後の令和9年の休日の地域移行の前に、部活動指導員の増員と併せて、教職員の休日の試合の引率、大会の役員や審判としての従事の廃止を基本とすることが必要と考えます。見解をお伺いします。

3点目に、競技経験や専門性があり、部活動の中で築き上げた生徒との人間関係を基にして、学校での教育活動や生徒指導に生かし、生徒の成長を支えている教職員も多くいます。こ



のような教職員の意欲や、やりがい満たされる兼職兼業制度の整備を要望します。

最後に、男女共同参画の推進について伺います。

本年8月に策定された第5次北九州市男女共同参画基本計画によると、夫は外で働き、妻は家庭を守るべきという考え方に否定的な人の割合が8割近くとなり、性別による固定的役割分担の意識は薄れてきています。また、女性が職業を持つことについて、男女ともにずっと職業を持っているほうがよいとする考えが、子供ができたなら職業を中断し、子供に手がかからなくなって再び持つほうがよいとする考えを初めて上回り、全体で5割を超えました。このように性別に対する意識に変化が見えてとれる一方で、家庭生活や職場、地域活動などの分野における男女平等の達成感、男女差が大きく、また、全国調査の結果より低い状況にあるなどの課題があります。

このような中、本市には、男女がともに働きながら子育てや介護ができる環境整備を進め、女性や高齢者などの多様な人材が経済活動や地域活動に参画する社会の構築が求められています。

さて、北九州市役所においては、男性の職員の令和5年度の育児休業取得率は71%、民間企業の男性の育児休暇取得率は36.3%と比べてかなり高い状況です。また、管理職のイクボス宣言や子供参観日の実施など、ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた取組を積極的に行っています。このような取組をさらに充実し、民間企業に周知することにより、計画で目指す姿とされているジェンダー平等社会の実現に近づくことができると思います。

そこで、民間企業への影響も大きく、男女共同参画の子育ての推進につながると考える2点について伺います。

1点目に、子育て支援休暇についてです。

本市職員には、男性職員、女性職員ともに取れる子育て支援休暇があります。配偶者が専業主婦の男性職員や祖父母が孫の看護をするときも取得できます。また、予防接種や学校行事への参加などに幅広く取得ができます。しかし、残念なことに取得できるのが小学校卒業までです。こども基本法で子供とされる18歳まで拡充されると、より子育てに関わることができると思いますが、見解をお伺いします。

2点目に、共働き世帯の増加や定年延長を背景に、現役のうちに育児に参加する祖父母が増えています。そこで、働く女性の出産期、子育てを支えるための一つとして、また、孫の育児を理由とした職員の退職を防ぐために、父母に限っていた配偶者等の出産や職員の育児参加の休暇を祖父母まで拡大した孫の育児休暇を本市職員に導入してはいかがでしょうか、見解を伺います。

これで私の第1質問を終わります。

○副議長（本田忠弘君）市長。

○市長（武内和久君）まず、新教育大綱、こどもまんなか教育プランにつきまして、教育的意

義ある事業については、積極的に取り組むことを予算編成方針に示すとともに、こどもまんなか社会の実現を、来年度予算編成の柱の一つにしてはどうかというお尋ねにお答えいたします。

市政運営の方向性を示す新ビジョンにおいて、子供の可能性を引き出す、こどもまんなかで質の高い教育環境の充実に取り組むことを掲げております。同時に、子供や若者への投資のために、市政変革プランに基づき次世代投資枠の確保に努めているところであり、予算編成においても、こどもまんなかは重要な柱となる考え方であります。

教育委員会では、学校教育において各教科等の特質に応じた体験活動を重視することとし、学年や学習内容に応じて各学校が創意工夫しながら、様々な学びや体験ができる機会の創出を図っているものと認識をしております。

また、北九州市には、社会教育施設に加え、地域社会に多様な教育資源、人、場所、活動等が数多く存在しており、これらを有する市長部局や民間企業等と教育委員会が連携をし、1つに、自動車工場やロボット工場などでの社会科見学、2つ目に、J：COM北九州芸術劇場や、響ホールでの芸術鑑賞教室、3つ目には、スペースLABOでの天文学習、4つ目には、タカミヤ環境ミュージアムなどにおける本市独自のSDGs環境アクティブラーニングなど、多様な体験活動を実施しております。

一方で、各施設所管局が主体となって実施していたミュージアムツアーや平和のまちスタディーツアー等においては、特定の学年の全ての子供たちにその施設での体験の機会を提供できるというメリットはある一方で、学校ごとの特性や主体性の確保、教育環境の変化や個別のニーズに対応しやすいデジタル技術や出前授業の活用などの観点から、より効果的な教育活動とするため、今日的な在り方となるよう工夫を重ねていく必要があると考えております。

いずれにせよ、子供の教育に係る予算措置は、市の将来の発展につながる投資という観点からも重要な要素であり、教育委員会とも十分協議しながら、適切に対応してまいりたいと考えております。

加えまして、男女共同参画の推進に関連して、子育て支援休暇の対象年齢を18歳にまで拡充することについてのお尋ね、及び配偶者等の出産休暇や職員の育児参加休暇を祖父母まで拡大した孫の育児休暇を導入することについてのお尋ねがありました。

男女が互いにその人権を尊重しつつ、責任も分かち合い、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画を推進していくことは重要であり、その実現に向けて環境整備を進めていく必要がございます。

こうした中、民間企業に率先して、北九州市が子育て支援制度の拡充に取り組むことは大変重要と考えており、子育てと仕事を両立できる職場環境の実現に向け、様々な子育て支援制度を設けているところであります。

具体的には、中学校就学前の子や孫の看護、学校行事等に参加するための子育て支援休暇

や、配偶者が出産のために入院する際の配偶者等の出産休暇、出産に係る子や小学校就学前の子を養育するための職員の育児参加休暇などを設けております。

一方、民間企業におきましては、育児・介護休業法の改正によりまして、子育て支援に係る休暇について、これまで小学校就学前までとされていたところ、小学校3年生修了まで拡充されることが決まりました。令和7年4月からとなっております。あわせて、国家公務員につきましても同様の制度改正を行うよう人事院勧告がなされたところであります。

このように、北九州市の子育て支援休暇は、対象となる子の範囲が、制度改正後の民間企業や国家公務員より既に広く、また、取得日数についても、民間企業や国家公務員が最大10日としているところを、北九州市では最大15日と上回っている状況にあります。

さらに、休暇の取得理由についても、北九州市では従前より学校行事等への参加を認めているなど、民間企業や国家公務員に先行した取組を実施しております。

加えて、配偶者等の出産休暇や職員の育児参加休暇につきましては、国家公務員と同じく、対象を父母に限っているものの、北九州市では独自に中学校就学前の孫を有する職員も子育て支援休暇を取得できるようにするなど、祖父母による孫の育児支援制度の充実を図ってきたところでございます。

男女共同参画を推進していくためには、こうした勤務環境の整備は極めて重要であると認識をしており、その実現に向けまして環境整備に取り組んできた結果、現時点では、北九州市の子育て支援に係る休暇制度は、民間企業や国、また、他都市と比べても充実した制度になっているものと認識をしております。

その一方で、休暇制度等勤務条件は、地方公務員法において、国や他都市との権衡を求められていることから、その拡充につきましては、国や民間の動向等にも配慮しつつ、男女共同参画推進の観点から引き続き検討してまいりたいと考えております。以上です。

残りは教育長からお答えいたします。

○副議長（本田忠弘君）教育長。

○教育長（田島裕美君）教育の分野についてお尋ねいただきましたので、順次お答えいたします。

まず、新教育大綱、こどもまんなか教育プランに関連いたしまして、今年度削減された学校標準運営費で、こどもまんなかで質の高い教育環境の充実を図ることができるのかという点、そして、夏休みを利用して市内外や県外の研修を希望した教員は、例年同様に研修に参加できたのかという点、この2点に併せてお答えいたします。

学校標準運営費は、学校で備えるべき教材や校外活動に必要な交通費など、学校における教育活動を行う上で欠かすことのできない予算であります。現在の学校では、デジタル化の進展や創意工夫によって学校運営の効率化に取り組んでおるところでございます。

具体的には、従来のプリント学習から、1人1台のタブレットを活用しましたデジタル学習

への移行、また、保護者への連絡手段を紙の媒体からメール配信、t e t o r u というアプリへ変更だとか、また、校務支援システム内の掲示板、学校あったか情報サイトの中で、不用となった物品の情報を共有して、学校間の物品のリサイクルの促進、こういったものなどが実施をされて、経費の節減が図られているところがございます。こうした取組が進んでいるために、今年度の学校標準運営費は、学校運営に支障がない範囲で配分できているのではないかと考えております。

また、教職員の研修や会議につきましても、コロナ禍を契機にオンライン形式が急速に普及しておりまして、現在では完全オンライン形式だけではなくて、集合型とオンライン型のハイブリッドの形式だとか、録画された動画をオンデマンドで視聴可能な形式などの方式が取り入れられております。これによりまして、従来の現地集合型の研修に比べまして、時間と経費の節減が可能となっております。旅費等の経費は必要額を確保できているのではないかと考えているところです。

お尋ねの今年度の夏季休業期間中の研修参加の実績でございますが、教育センターで開催されました研修につきましては、昨年度よりも多くの教員が参加できております。なお、県外の研修につきましてですが、事務手続上、確認に2か月ほど時間を要するところから、現時点では実績の把握ができていない状況でございます。

教育委員会といたしましては、年度半ばでもございまして、令和5年度の決算額を参考にしながら、学校からの要望を丁寧に伺いつつ、教育環境の充実と教職員の資質向上を目指して、必要な経費を手当てできるように、引き続き努力してまいりたいと考えているところでございます。

続きまして、1クラスに1セットの教師用指導書は必要ではないかということに対しての私どもの見解でございます。

教員が利用いたします指導書などには、単元全体の計画や教材・教具に関する詳細な解説など、授業研究の参考となる資料が記載されております指導書と、日常の授業の参考となります1時間の授業の流れが端的に示されております朱書き編とがございます。今回の小学校教科書の改訂に伴いまして、教育委員会が指導書などは一括購入して、各学校に配布したところであります。

今回の指導書などの配布に当たりましては、多くの政令市では、各学年に各教科1冊の配布であることや、専科指導や一部教科担任制が進んできたことに伴いまして、学校や教科によっては指導書等の必要数が異なることから、より学校現場の使用実態に即した配布基準となるよう見直しを行ったところであります。これによりまして、指導書は各学年に各教科1冊、朱書き編は、各学級に各教科1冊の配布としたところであります。

また、年度当初の不足に備えまして、指導書等の追加購入予算を各学校へ令達するとともに、教員や学校間で過不足を調整して、指導書等を使ってもらうなどの工夫をお願いしまし

た。

さらに、各学校に対しましては、6月に追加購入の希望調査を行いまして、この9月末を目標に購入準備を現在進めているところでございます。質の高い授業の実現に向けましては、教員が授業の改善や教材研究を効率的、効果的に行えるように、教師用の指導書だけではなく、教育委員会が作成いたしました様々な指導資料や動画などを教員に提供するとともに、知識、技術を伝承するために、教員同士のつながりを生かした校内OJTを推進しております。今後も誰一人取り残さない学びの実現に日々取り組む学校現場を支えてまいりたいと考えております。

次に、食育の充実を図るため、栄養教諭の業務量についてというお尋ねでございます。

北九州市では、栄養バランスの取れたおいしい給食を提供し、児童生徒の健康の保持増進を図るとともに、望ましい食習慣を養うための食育の生きた教材となるように、学校給食の充実に努めております。

学校における食育推進の中核的な役割を担っております栄養教諭でございますが、給食の時間だけではなく、各教科等の授業でも学級担任と連携しながら食育指導に取り組むとともに、食物アレルギーなどの児童生徒に対する個別の指導や衛生管理等の学校給食の管理などを行っております。

議員お尋ねの栄養教諭の業務量についてでございますが、令和6年度から取り組んでおりますおいしい給食大作戦の実施に関する新献立の食育資料を、栄養教諭ではなく、学校ではなく、教育委員会が作成をして全栄養教諭に配布するなど、その負担軽減に努めているところでございます。

また、新しい献立の提供に当たりまして、調理場の改善点等のアンケートと、児童生徒へのし好調査という2点を新たに実施しているところでございますが、栄養教諭全体会議において出されました意見を基に、オンライン形式でありますフォームズでの回答方法に変更しまして、今後は負担軽減にも取り組むこととしております。

一方で、この会議では、同僚の教職員や児童生徒との給食に関する会話が増えたとか、給食が不登校児童の登校のきっかけになった等といった声も聞いておりまして、栄養教諭のモチベーションの向上にもつながっているのではないかと考えております。今後も教育委員会といたしまして、栄養教諭の負担軽減にも配慮しつつ、北九州市の学校給食がこれまで以上に魅力的でおいしい給食となるよう取り組んでまいりたいと考えております。

続きまして、特別支援学校の児童生徒もシェフの北キュー三ツ星献立を楽しむことができるように、今後どのように取り組むのかという点でございます。

北九州市の特別支援学校7校には、令和6年5月1日現在、1,252名の児童生徒が在籍しておりまして、そしゃくや飲み込みなどの食べる機能に課題のある児童生徒132名も在籍しております。特別支援学校での給食の提供に当たりましては、平成15年から、児童生徒のそしゃ

くや飲み込みなどの食べる機能に応じまして、食材の硬さや形状に配慮して、調理方法を工夫した段階食を提供しております。

具体的には、子供たちが無理なく安全に食事を楽しむことができるように、食材を前歯でかみやすい形状に切るそしゃく食だとか、ピューレ状やムース、舌で潰せる硬さに調理をする押し潰し食など、食形態を5段階に分けて提供いたしております。例えば、7月に提供いたしました七夕そうめん汁でございますが、むせて誤えんの原因となりやすいミンチ肉やオクラを除去したり、星に見立てたオクラの代わりに星型のふを追加したり、そうめんは柔らかめにゆでて、シイタケはミキサーにかけてソース状に加工などといった、調理方法を工夫して提供しているところであります。

シェフの献立を食べた直後の調査結果によりますと、特別支援学校の児童生徒さんからは、おいしい、また食べたいという意見があった。また、栄養教諭の方からは、残食も少なく大変好評だったという報告も受けております。今後とも特別支援学校を含む全ての児童生徒にとりまして満足度の高い、おいしい給食の提供を目指してまいりたいと考えております。

最後でございます。部活動の地域移行について2点お尋ねいただきました。

経済的な支援についての考えと、部活動指導員の増員と併せて、教職員の休日の試合の引率、大会の役員や審判としての従事の廃止を考えてはどうかという御質問に併せてお答えを差し上げます。

現在策定中の部活動地域移行推進計画案によりましては、令和9年度を目途に、休日の部活動を地域移行することを目指しております。地域移行後も、これまで部活動が担ってきた教育的意義を継承して、誰もが参加することができて、生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことを目標に行う必要があると考えております。

この地域移行に当たりましては、議員御指摘のとおり、保護者の費用負担が重要な課題であると認識をしております。新たに発生いたします費用負担につきまして、計画案では、原則受益者負担を考えておりますが、誰でも参加できるようにするためには、低廉な額にする必要がある一方で、実施主体が安定的に運営を継続できる額にすることが求められております。そのために、他都市の例や、学校施設の利用の在り方などを研究するとともに、国に支援を要望するなど、費用負担の面で誰もが参加しやすい環境づくりを検討しているところでございます。

次に、議員御指摘の大会への引率でございますが、北九州市中学校体育連盟の要綱では、引率、監督については、出場校の校長または教員または部活動指導員とするとなっております。部活動指導員につきましては、令和元年度から配置をし、現在は会計年度任用職員として30名を採用するとともに、勤務時間を拡大して対応しているところでございます。

今後、教員の負担軽減を目的に、中学校体育連盟等の大会の主催者に対しまして、教員以外の引率者の範囲を広げるように働きかける予定でございます。また、大会役員、審判については、人員が足りない場合などには、大会役員や審判などに、教員だけではなく外部の人材も運

営に従事できるように、北九州市中学校体育連盟に対しまして、大会運営のための補助金を交付しております。

子供たちがスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保するために、部活動地域移行を進めるとともに、今後も部活動指導に係る教員の負担軽減の取組を進めてまいりたいと考えております。答弁は全部で以上でございます。

○副議長（本田忠弘君）39番 小宮議員。

○39番（小宮けい子君）初めに、市長から来年度の教育に関するお答え、教育予算に関するお答えをいただき、子供たちの教育に係る予算措置というのを大変重要に考えられているということが分かり、大変安心しております。

北九州市の未来を担う子供たちを育てるには、義務教育における9年間、この9年間というのが、この間でいかに豊かな学びができたかというところが非常にポイントになるのではないかと思います。昨日、一般質問の中で縦割りの行政に横串を刺してつないでいくというようなことが出ておりました。ここでもやはり各部局の施策の中の教育的な意義のあるもの、今市長からも上げていただきました。そういうものをしっかりと、各部局の施策と教育委員会の教育に関するというところでしっかりと横串を刺して、教育の充実というところを実現していただきたいと思います。

今出てきました各部局の中で実施している教育的なもの、今市長がおっしゃられた以外にも、ごみの収集を通して環境の学習をしているものもあります。この環境の学習をしている環境学習というのは、もちろんごみを分けるとか、ごみ出しの工夫とか、そういうことも一つです。子供が環境、ごみを出すことということで、どうしてその環境をよくしていくかということを知ると、もう一つ、ごみを収集する仕事に就いて働いている人たち、その人たちに対して、この人たちが働いている、自分たちの生活を支えているということから、子供たちが1つ心の栄養になるものを学ぶものがあります。この事業、大変価値のある事業だと思います。

また、市長のほうからも出ていましたけど、北九州にあるスペースLABO、ぜひしっかりと活用していただきたいと思います。まだしっかりと大きくなっていなかったときに、パソコンの画面を使って子供たちに星座を見せたりしても、子供たちなかなか北や南、どういうふう星が動くか、月が動くかと理解させにくいということもありました。スペースLABOの中のプラネタリウム、しっかりと活用してつないでいただきたい、今後もつないでいただきたいと思います。

先ほど美術館のミュージアムツアー、平和のまちスタディーツアーについて御見解をいただきました。しかし、やはりこれは子供たちの心を育てる、感性、創造性を伝えるとても豊かなものだと思いますので、再考していただければと思います。

これは、全学年が行くんじゃなくて、希望者だけなんですけど、青少年ピースフォーラム派遣事業というのがされております。20人程度を毎年派遣しているようです。先日、テレビでそ

の報告会の様子を見ました。この事業も、全ての子が行けるわけではないんですけど、とても重要な、また、北九州市に平和ということをつないで、長崎とつないでくれる重要な事業だと思います。こういう事業をしっかりと各局と教育委員会とつなぐということ、次年度の予算のときにぜひ柱として置いていただきたいと思います。これは要望です。

じゃあ、続きまして、学校の標準運営費の削減についてですが、プリント学習からデジタル学習が進んでいるものも多くあると思います。しかし、特に小学校では文字や漢字の練習にはやはり鉛筆を使って紙に書くことを大切にしていると聞いています。また、1時間の学習の理解度を見るためのプリントや学習の効率を、1時間の学習、45分、50分の時間を効率的に使うために、やはり自作のワークシートを作成して、それを使うという教員の方の話もよく聞きます。

経験を重視する理科の実験では、非常に破損の多いピーカーや試験管などの実験用具、これは毎年補充が必要と聞いております。図工や美術では、個人では持っていないコンテやポスターカラーなどの子供たちの扱わない画材、また、共同で使用する版画インクなどもあります。子供たちが今扱わない、いろいろな画材に出会うことで子供たちの発想が広がる、また、それを使うことによって子供たちの技術が上がるというようなことがあると聞いております。細かいものまで言えば、学校ではチョークや押しピン、クリップなどたくさんあります。デジタル学習が進んでも教育活動に必要なものが多く減るとは考えられません。

また、先日、中学生が校区の防災マップを作成して、地域に公開したというニュースを見ました。このような学校独自の創造的な活動を支えるためにも学校予算が必要となります。標準運営費を10%削減しても学校運営には支障はないということですが、各学校が特色を生かし、また、学校づくりを各学校で創造的な活動を生み出していくためには、やはり予算の裏づけがあってこそそのものだと思います。学校に配られる学校予算について、市長どのお考えでしょうか。お考えを伺いたいと思います。

○副議長（本田忠弘君） 財政・変革局長。

○財政・変革局長（武田信一君） お尋ねは、学校運営費に限ってということですが、予算調製をする市長部局の立場で申しますと、一つの数字ではございますが、例えば令和5年度予算と令和6年度予算、教育費として配分いたしました予算でいきますと、令和5年度は723億円に対し、令和6年度は753億円ということで、30億円のプラスとなっております。

それからまた、市長から申し上げましたが、未来の子供のためということで、今年度は特に次世代投資枠ということで111億円予算措置しております。そのうちの29億円は教育関係に配分させていただいております。例えば学校給食の質の向上のためのコンベクションオープン、あるいは学校の老朽化対策ということに重点配分をさせていただいております。また、今回補正予算でも上げておりますが、市立の小・中学校のタブレット更新費用で約32億円の債務負担、こういったものも計上させていただいております。



私どもといたしましては、教育費全体の中、その中で教育委員会と協議しながら必要な予算を議会に御提案させていただいている、そういう立場でございます。以上でございます。

○副議長（本田忠弘君）39番 小宮議員。

○39番（小宮けい子君）今日、今回あえて学校標準運営費という言葉を出したのは、教育予算、今おっしゃられたように教育予算としては大きく、そして、教育予算自体が減っているということ、過去なかったように思います。しかし、子供たちの通っている学校、その学校が使える予算というのが、創意工夫して使えるのがこの学校標準運営費なんです。だから、この予算を編成していくときに、各学校に渡る、全部生きたお金ではあるんですけど、子供たちの実際の活動、紙1枚、そういうものにつながるのがこの学校標準運営費なんです。だから、次年度、学校標準運営費というものの個々の扱いというのをしっかりと考えていただきたいと思いません。いかがでしょうか。

○副議長（本田忠弘君）財政・変革局長。

○財政・変革局長（武田信一君）先ほど教育長から御答弁もありましたように、まずは今年度の予算、いろいろな工夫をされて、きっちり配分されているのではないかというお話もあったと思います。私どもといたしましては、そういった教育現場の実情、教育委員会のほうでしっかり把握いただいて、来年度予算に向けて教育委員会からしっかりお話を伺ってまいりたいと思っております。

○副議長（本田忠弘君）39番 小宮議員。

○39番（小宮けい子君）ぜひ教育委員会からの予算というところ、しっかりと検討していただきたいと思えます。

教員の研修について、先ほどいろいろな研修の仕方があるということをお伺いしました。その中で、教育公務員特例法の中に、教育公務員には研修を受ける機会が与えられなければならないとあります。それで、やはりしっかりとした予算を確保すること、そして、教員が自分の学びたいものを学びに行けるというのは長期休業中がほとんどです。教育公務員特例法の中に、授業に支障のないという言葉がついていますので、やはり今回、数は分からないということでしたけど、やはり夏休み中とか、長期休業のところできっと各個人で行きたい研修、計画を立てて行けるというような形の予算を確保していただきたいと思えます。お願いいたします。いかがでしょうか。

○副議長（本田忠弘君）教育長。

○教育長（田島裕美君）来年度の話になるかと思うので、今年度の、今まだちょうど折り返しになるかという時期ですので、今年度でございますけれども、先ほどから御説明差し上げましたように、節約可能な分野については節約をお願いしたりとか、あるいは私どもの予算編成に当たりましては、組替えができるような部分は再構築をした上での今回の予算でございます。実際に執行していく中で、学校現場の声、しっかりと伺わせていただきまして、予算の過

不足の調整だとか、あるいは緊急性や必要性というものに関しましては予算の範囲内でございますけれども、私どものほうで臨機応変に対応させていただきたいと考えております。以上でございます。

○副議長（本田忠弘君）39番 小宮議員。

○39番（小宮けい子君）ありがとうございました。ぜひ調整のほうよろしくお願ひしたいと思ひます。

市長は、特別支援学校の給食の試食をされたと聞いております。そのときに、見かけは違ひても、非常においしかったと感じられたのではないかと思います。やはりそういうふうひに特別支援学校での献立の料理を、味というのを子供たちがおいしいと感じるようひに、栄養士をはじめ調理師が一丸となつて毎日作つてゐるという状況だと聞いております。

その中で、やはり最初に困つたということが、シェフの北キュー三ツ星献立、過去に今まで作つたことのないものが出てくる、その中で、先ほど教育長のほうからもありました5段階の食事を作つていくという、そういう工夫、非常に調理士、栄養士ともに頭を悩ませたと聞いております。事前にシェフの方にもこの特別支援学校の子供たちがどのような状況で口にするのかということをしつかりと知つていただければ、こういうこともないのではないかなと思ひます。

ぜひ事前に食材、使えないものがたくさんあるとも聞きました。だから、そこを差し替へてしまへば、先ほどオクラを振り替へたというようひな、そういう工夫、そういうふうひなこと、先に考へていけるというようひなことではないかと思ひますので、ぜひこれからシェフの北キュー三ツ星献立、特別支援学校の子供たちもおいしく安全にいただけるようひに、シェフとのコンタクトというのをしつかりと取つていただきたいと思ひます。お願ひいたします。

すみません。もうあと一分しかないので、最後ですので、もうこれは要望です。子育て支援休暇の対象の年齢の拡大、18歳と大きいことを言ひましたけど、中学校を卒業するまで延ばすということではできないものではないでしょうか。やはり、インフルエンザ等のときには熱が高い、そばにおつてやりたいという親は多いと思ひます。政令市では京都市や広島市、私の調べた限りでは2市しかありません。だからこそ北九州がやればとても子供中心、そして、共に子育てをしていこうという意欲的な姿が見えるのではないかと思ひます。

もう一つの孫の育児休暇について、これは去年、おとしになるんですかね。宮城県で導入して、岡山市が今年から導入しているそうなんです。これ北九州が1番に導入したとなつたらいいなと思つたら、岡山県でなく岡山市だったのでちょっと残念なんですけど、やはりこれは、言葉は悪いですけど、一挙両得、おじいちゃん、おばあちゃんであっても市の職員、育児がしたい、そのために辞めない、また、母親にとっては支えてほしいときにおばあちゃん、おじいちゃんの方があつる、まず、市の職員さんのところからスタートして見てはと思ひます。よろしくお願ひいたします。以上です。

○副議長（本田忠弘君）進行いたします。38番 森議員。

○38番（森結実子君）皆様こんにちは。元気もりもり森結実子でございます。早速、質問に入ります。

初めに、町の緑化について伺います。

昨年、2023年6月3日、秋篠宮皇嗣同妃両殿下の御臨席を仰ぎ、第34回全国「みどりの愛護」のつどいが北九州市で開催されました。ソレイユホールでの式典では活動事例紹介や表彰が行われ、勝山公園での記念植樹では両殿下にもお手植えいただきました。

世界に目を移せば、マイクロフォレストといった小さな森を町なかにつくり、CO<sub>2</sub>削減やメンタルヘルスの改善のために緑を増やすことが推奨されるようになりましたし、北九州市もこれまで以上に町の緑化に積極的になるのだろうと考えながら参加をさせていただきましたが、私の地元では緑が少なくなってきました。

小倉競馬場の南側の道路には街路樹のアメリカフウの並木がありますが、昨年度中に36本、来年度中に46本、全てのアメリカフウが伐採されることになりました。木が成長し、根が張り、地面に出てきて地面を凸凹にしてしまう根上がりがあり、歩行者の安全を考え歩道の整備をするためです。歩道の整備はありがたいのですが、整備後は植樹をしないとお話を伺いました。

アメリカフウは、春は緑の紅葉に似たような葉をつけ、秋には黄色や赤の紅葉をして、ウニのようなとげを持った実をつけます。春の緑も秋の紅葉も、葉を落とした後の枝ぶりも繊細で四季折々に美しい姿を見せてくれて、季節の移ろいを感じることができました。この街路樹がなくなることに、寂しくなるねというお声を多数いただいております。根上りの対策をしながら、植樹をすることはできないのでしょうか。見解を伺います。

また、道路の中央分離帯の緑も次々に失われています。中央分離帯をコンクリートで埋める対策ですが、目地から繁殖力の強いチガヤなどの雑草が生え、交差点での視界を邪魔することがあります。また、冬になり枯れればその姿は寂しいものがあります。町が寂しく、寂れた感じになると、ごみを捨てられ、景観はさらに悪化し、治安も悪くなる可能性もあります。特に、モノレールの下の中中央分離帯はツツジが美しいところと、雑草に覆われた寂れた感じのところとの差が激しく、主要道路でもありますし、美しく緑を保っていただきたいと希望しておりますが、見解を伺います。

また、地元小倉南区の志井川の両岸には、川になだれ込むかのような枝を茂らせ、大変美しい花をつけるソメイヨシノが植えられた桜並木がありますが、この桜は植えられてから30年から40年がたっています。一般的にソメイヨシノの寿命は60年と聞いておりますし、ベッコウダケ病と思われる黄色のキノコが繁殖し木を腐らせてしまい、伐採が必要な木が現在も何本かあります。そろそろ寿命も近づいている樹木から成る並木なのです。志井川では、春はたくさんのソメイヨシノが咲き、花が落ちる頃は花びらが川面にピンクに染め、水がきれいなので蛍も

生息し、カワセミでしょうか、青く美しい鳥を見たこともあります。

私も含め、周辺住民に親しまれ愛されている川なのです。私も含め、周辺住民の多くは美しい川と桜並木を後世に残したい、そして、それが我が町の誇りにしたいと強く希望しておりますが、今後も伐採をしたところに桜の木の植樹をしていただけないでしょうか。見解を伺います。

次に、公の公平性について伺います。

公の職に就いている人は公人と言います。公人は、公務員や議員などの公職にある人のことで、市長も私たち議員も執行部の方々も公人であります。公人が行う市の事業は、市民から納めていただく税金を使うため、利益が公平に分配され、特定の人が享受することがないように行われる必要があります。この観点を踏まえ、本日は市の広報の公平性についてお尋ねします。

先日、スターフライヤーの機内で見ることができるビデオプログラムに、武内市長が公人として出演している番組があるが、特定の店の宣伝をしている。自分の業界も市長に直接宣伝してほしい。特定のお店だけ宣伝をするのは公平性、平等性に欠けるのではないかというお話を複数の方から聞きました。

また、本年8月6日に北九州空港で行われたサマーコレクションと題をつけたイベントでは、特定の店のど派手衣装のファッションショーや、特定のお寿司屋さんのすしの販売などが行われていました。

話は少しそれますが、8月6日は広島に原爆が落とされた日です。長崎に投下された原爆の第1目標は小倉だったという原爆に関係の深い自治体の長として、市長にはまずイベントより、原爆が落とされたことにより亡くなった方々に哀悼の意を、また、御遺族、原爆症に苦しんでいらっしゃる方々にはお見舞いの言葉が必要ではなかったのかとの厳しい御意見を複数いただきましたので、御紹介いたします。

ど派手衣装には賛否があります。市内にもど派手衣装をよいと思っていない方もたくさんいらっしゃいます。また、お寿司屋さんも市内にはたくさんありますが、宣伝されるのはいつも同じお店です。

市長は、選挙のマニフェストで、NO！しがらみ&既得権という言葉を使っておられました。が、新たなしがらみアンド既得権をつくっているように見えており、公平性、平等性を保っているとは言えないと考えております。

本市の広報は、4月1日に新設された市長公室が所管しており、市の情報を戦略的に発信しているところです。そこで、戦略的な広報を行うに当たっては、市民の方から、市が特定の店舗のみに偏った広報をしていると誤解されないように、公平性の観点も踏まえた広報となるよう取り組むべきと思いますが、見解を伺います。

次に、初代門司駅関連遺跡について伺います。

2024年9月4日、国際記念物遺跡会議、略称 ICOMOS は、初代門司駅遺跡に関するヘリテージ・アラートを発出いたしました。ヘリテージ・アラートとは、文化的資産の保全、継承を促進し、文化的資産が直面している危機に対して、学術的観点から問題を指摘し、未来世代に向けた保全と継承に向けた解決策を促進するために、ICOMOS の専門家及び公的ネットワークの活用を促進するために発する声明であると ICOMOS は定義しております。ヘリテージ・アラートは、世界に対してこれまで23回、これに準ずるオープンレターが1回発出されており、年に1～2回程度、日本には連続3年、合計4件のヘリテージ・アラートが発出されています。これは世界でも大変珍しいことで、複数回の発出があるのは、紛争地でもあるレバノンが2回と、日本の4回のみであります。

一つの国として長い歴史を有する日本が、なぜ文化財保護に向けて世界的な判断がなされなくなっているのかは、研究をしていかなければ分かりませんが、日本に出された4件のうち、公共団体に発出されたことは今回が初めてです。地方公共団体としてはこれを重く受け止め、局面が変わったわけですから、行政と有識者、市民も参加いただき、オープンな対話の場を設けるべきと考えますが、見解を伺います。

また、世界遺産を持っている町として、本庁入り口にもブースの展示が行われています。当時の官営八幡製鐵所の建設場所が八幡村に決定したのは、八幡村の近くの門司に海外に向けた港があること、鉄道の駅があり、鉄道が引かれていて、炭鉱が近くにあることが大きな要因だったという話を聞いたことがあります。まさに門司港、初代門司駅は北九州市の、いえ、九州の近代化の1ページであり、大変良好な状態で出土している遺跡に対して、局面が変わり、正式に世界遺産にもなり得る価値があると分かったわけですから、今後については再検討が必要と思われませんが、見解を伺います。

また、ヘリテージ・アラートが発出されたことにより、文化財を適切に保護できない公共団体という恥ずかしい評価をいただいていたわけですが、これは今後の日本中の世界遺産登録に向けた活動に影響を及ぼすのではないかと懸念をしております。執行部の見解を伺います。

これで私の第1質問を終わります。御清聴ありがとうございます。

○副議長（本田忠弘君）市長。

○市長（武内和久君）まず、町の緑化について、志井川沿いの桜並木について、寿命を迎えた桜を伐採したところに、桜の植樹を行っていただけないかというお尋ねがございました。

河川は、洪水等の災害に対する安全性を高める治水機能だけでなく、景観や生態系の保全など自然環境の確保とともに、周辺環境と調和の取れた場所であることが求められております。

北九州市では、これまでも様々な河川で蛍や魚など、多様な生物に配慮した護岸の整備や、河川敷の緑化など身近に自然を感じ、潤いと安らぎのある川づくりや、彩りのある景観づくり

に努めてまいりました。

志井川の改修につきまして、志井川につきましても市民の憩いの場となるよう、改修に合わせまして、平成15年度までに桜やツツジなどを河川沿いに植樹いたしました。その後、10年以上が経過した平成27年度に地元から、1つには、老朽化した転落防止柵の補修、2つには、桜並木が途切れている場所への桜の植樹、3つには、紫川河畔公園のデッキ改修などの強い要望をいただいたことから、地域の皆様とワークショップ形式で再整備計画を策定し、これらの整備は昨年度末に完了いたしました。

志井川沿いでは、地域の皆様が桜まつりの開催やライトアップなど、志井川の魅力を生かした活動を続け、今では多くの方々が訪れる市内でも有数の桜の名所となっております。このため、寿命や病気により、やむを得ず撤去した場合には、地域の方と相談をしながら、桜並木を維持するための植樹を適切に行っていくこととしております。

今後も地域の皆様と協力し、市民の皆様に親しまれている志井川の桜を楽しんでいただけるよう、しっかりと取り組んでまいります。以上です。

残りは局長等からお答えします。

○副議長（本田忠弘君）都市整備局長。

○都市整備局長（石川達郎君）町の緑化についてのうち、小倉競馬場南側の歩道整備において、根上がりの対策をしながら植樹をすることはできないのか、また、モノレール下の中央分離帯の緑を美しく保っていただきたいとの御質問にお答えします。

歩道の植樹帯や車道の中央分離帯には、道路利用者に安全な通行環境を提供するとともに、町並みに季節感や潤いをもたらす、都市部の良好な公共空間を形成する役割がございます。しかしながら、時期によりましては雑草が伸び、景観を阻害するとともに、道路利用者の通行に影響を及ぼす箇所もございます。そこで、通行空間の快適性や見通しなどの安全性を確保するため、除草や街路樹の撤去、中央分離帯の舗装化など、現地の状況に応じた対応を行っております。

議員御指摘の競馬場南側の歩道につきましては、地域の方々から樹木の根上がりにより歩道が歩きにくいとの声があったことから、歩道整備の検討を行ったものでございます。現地調査を行った結果、この歩道は、植樹ますを除いた幅員が約1.5メートルと狭く、安全で快適な歩行空間の確保が難しいということから、地域の方々と協議の上で街路樹を撤去し、歩きやすい歩道の整備を行うこととしました。

また、モノレール下の中央分離帯につきましては、平成24年度から開始したモノレールの長寿命化工事の支障となるため、やむを得ず街路樹の撤去を行っている場所がございます。これらの箇所では老朽化の進行に伴いまして、今後も安全確保のため、定期的に補修工事を行う必要がございます。そのため、一旦工事後に街路樹を植え直しても、その都度撤去するという必要が生じることから、コンクリート舗装などを行うこととしております。

他方で、モノレール沿線の歩道の植樹帯や、工事に影響が少ない中央分離帯につきまして、緑を保つように努めております。今後も現地の状況に応じ、街路樹などの適切な維持管理を行うとともに、めり張りのある道路緑化に努め、都市の魅力向上と、安全な通行空間の確保を行っていきたいと考えてございます。以上でございます。

○副議長（本田忠弘君）総務市民局長。

○総務市民局長（三浦隆宏君）公の公平性について、市民から特定の店舗に偏った広報をしていると誤解されないよう、公平性の観点を踏まえた広報に取り組むべきという御質問にお答えいたします。

稼げる町をはじめ、新ビジョンに掲げる3つの重点戦略の実現に向けまして、都市のイメージ戦略や、メディア活用等を一体的に実施するため、新たに市長公室を設置し、情報発信体制を強化したところでございます。

情報発信に際しては、北九州市が持つ歴史、文化、観光、グルメといった多彩な魅力やポテンシャルを多くの方に知っていただくとともに、知名度やイメージの向上を図るため、継続的かつ効果的な取組が重要となってまいります。さらに、テレビや雑誌、SNSなど多様なメディアの中から内容やタイミング、伝えたい相手を考えて最適メディアを選択するといった戦略的な広報に取り組んでまいっております。

戦略的な広報を行うには、既に存在している価値を見い出して、新しい価値に変換する、いわゆる地域資源の磨き上げを行い、情報の受け取り手が共感できるストーリーをつくることが重要であると考えております。このストーリーづくりに欠かせないものが、北九州市が持つ多彩な魅力等をビジュアルに訴えることができる観光地や特産品、店舗といった町の地域資源であると考えております。

特に、市外の方やメディアからこの地域資源への共感を得ることができれば、観光客やインバウンドの増加、あるいは移住者の増加等につながり、北九州にとって多くのメリットをもたらすことになると考えております。このような北九州市の考え方を御理解いただき、地域資源の一つとなる様々な店舗に幅広く御協力をいただいているところでございます。

市といたしましては、北九州市の知名度やイメージの向上につながるよう、様々な工夫を凝らして発信をしているものでございまして、議員が御指摘がありましたような特定の店舗の宣伝を意図しているものではないと考えております。

また、北九州市が持つ多彩な魅力等を発信し続けるためには、特産品や御協力いただける新たな店舗など、地域資源の掘り起こしや磨き上げが重要であると考えております。今後とも、情報発信を行うに当たりましては、町の地域資源を有効に活用することで、北九州市の知名度やイメージの向上、ひいては町の活性化に、よりつながっていくよう、戦略的な広報や魅力発信にしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。以上です。

○副議長（本田忠弘君）都市戦略局長。

○都市戦略局長（上村周二君）初代門司駅関連遺跡についてのうち、1点目のICOMOSがヘリテージ・アラートを発出し、局面が変わったのだから、行政と有識者、市民も参加したオープンな対話の場を設けるべきというところ、それから、2点目の局面が変わり正式に世界遺産にもなり得る価値があると分かったのだから、再検討が必要ではという、この2つの御質問にまとめて御答弁申し上げます。

国際記念物遺跡会議、ICOMOSからの初代門司駅遺跡に関するヘリテージ・アラートにつきましては、6月25日付のテレサ・パトリシオICOMOS会長の書簡や、国内の学識経験者の皆様からの要望と同様に、文化遺産の保存と保護に関わるお立場からの大切な御意見と認識をさせていただいております。

まず、オープンな対話の場を設けるべきという御質問についてでございますけれども、1点目に、市議会におきましては遺構出土後、令和6年2月と6月の定例会、そして、関係の常任委員会におきましても議員の皆様と様々な議論を重ねてまいりました。

また、2点目といたしまして、地元説明会や市民説明会、16回の462人でございますけれども、を開催し、その場でいただいた御意見に対しましては真摯に対応するとともに、そのやり取りの概要につきましては、市のホームページにも掲載をさせていただいております。

それから、3点目でございますけれども、専門家やまちづくり団体などの皆様からの御意見、御要望を受ける際にも、適宜意見交換を行っております。

4点目としまして、特に9月6日に日本イコモス国内委員会の副会長であります溝口教授が、ICOMOSのヘリテージ・アラートを持参された際には、私の都市戦略局長と都市ブランド創造局長が2人で対応し、溝口教授の考えやアイデアなどをお聞きして、意見交換を行ったところでございます。

さらに、5点目といたしまして、文化財保護審議会などの専門家の皆様には、個別に御意見を伺ったところでございます。

このように、北九州市といたしましては、あらゆるチャンネルでコミュニケーション、対話に努めており、その内容も、市長を含め関係部署で共有していることから、対話していないという御指摘には当たらないと考えているところでございます。今後も引き続き、専門家や市民に対しまして正確な情報を適宜適切にお伝えしてまいりたいと考えております。

次に、遺構の取扱いに関する検討についてでございますけれども、門司港地域複合公共施設事業につきましては築94年を超え、バリアフリーにも課題が残る区役所をはじめ、集約、建て替えを対象の施設の老朽化対策は待ったなしの状況であることには変わりはなく、市民の安全・安心が第一という考えにより、現計画を予定どおり進めるとした方針を再検討することは考えていないところでございます。

一方で、市民からいただきました、遺構を残してほしいという御要望の背景には、門司の発展の歴史や鉄道史などを記憶や記録として後世に伝えてほしいという思いが込められており、



こうした思いに対しましては、市といたしましても何らかの形で応えることができないのかも考えてきたところでございます。

今後、施設の開館までの間に、当時の門司港地域の地理や歴史、産業や人々の暮らしなどにつきまして、市民の皆様に分かりやすく展示する方策などの検討を深めてまいりたいと考えております。今後も引き続き市民の皆様のお思いに寄り添いつつ、門司港地域の未来の発展のために、本事業をしっかりと進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○副議長（本田忠弘君）都市ブランド創造局長。

○都市ブランド創造局長（井上保之君）最後に、ヘリテージ・アラートが出されたことにより、文化財を適切に保護できない公共団体という恥ずかしい評価をいただいた、今後の日本中の世界遺産登録に向けた活動に影響を及ぼすのではないかと、その質問に対しましてお答えを申し上げたいと思います。

門司港地域複合公共施設整備事業におきましては、昨年3月に試掘調査を実施し、旧門司駅舎に関連すると思われる遺構の一部を発見いたしました。そこで、文化財保護法第95条に基づきまして、旧門司駅舎に関連する遺構が存在していると考えられる範囲について、同年5月に県に届出を行ったものです。これにより周辺を新たに旧門司駅舎跡に関する周知の埋蔵文化財包蔵地に設定されました。

文化財保護行政におきましては、埋蔵文化財が埋まっている可能性がある場所を埋蔵文化財包蔵地として取り扱い、土木工事などの開発を行う場合には事前に調査を行うことが文化財保護法で定められております。一方、今回の整備事業の範囲は、埋蔵文化財包蔵地ではなかったんですが、事前調査を行いまして、その調査結果を基に、周知の埋蔵文化財包蔵地とすることとなったものでございます。

また、近代の遺構につきましては、国のガイドライン等が明確に定まっていないうちで、埋蔵文化財包蔵地に設定したことは、県内でも例が少ないということもあり、専門家から評価はいただいております。そして、同年9月からは、文化財保護法第94条に基づく発掘調査を行いまして、後世にその姿を伝えるため、遺跡の記録を行い、それを評価した上で、調査所見をまとめたものでございます。その間、北九州市文化財保護審議会委員の方々をはじめとした専門家の御意見を伺うとともに、福岡県にも御意見をいただきながら調査を進めてまいりました。

こうした対応を取りながら、法に基づき、適法適切にやってきたところでございます。しかし、集約予定の公共施設の老朽化は待ったなしの状況で、北九州市としては、市民の安全・安心が第一との考えの下、本事業は計画どおり進めるという方針を示し、市議会においても関連する予算を議決いただいたものでございます。

さらに、その後も適切な埋蔵文化財調査と厳密な記録保存を行うべきとの議会の御意見もいただきましたので、本年8月からは追加発掘調査にも着手するなど、適切に対応しているところでございます。

今回のヘリテージ・アラートの発令が、今後の国内の世界遺産登録に向け影響を及ぼすのではないかという御指摘につきましては、ユネスコの諮問機関である ICOMOS の専門家の方々が個別の案件について定められた基準に基づき、適切に御判断されるものと考えております。以上でございます。

○副議長（本田忠弘君）38番 森議員。

○38番（森結実子君）御答弁いただきましてありがとうございます。順次、第2質問させていただきたいと思っております。

町の緑化についてでございます。中央分離帯の緑もできるところは緑を残してというお話でした。ありがとうございます。私が鹿児島にちょっとお友達と一緒にいったときに、路面電車が走っている線路のところが芝が敷いてあって、大変美しい、コンクリートがたくさんの中にグリーンベルトがあるのがとても美しいなと感じまして、一緒に行っていた、同行していた方も、きれいな町だねとぼろっとおっしゃったその一言が私は大変胸に刺さりまして、緑があるということは、本当に人の心に安らぎを与えるのだと思っております。長寿命化によってどうしても伐採せざるを得なかったツツジは大変残念ではありますが、今後、今はコンクリートで埋めてありますが、地被植物、クラピアやクローバーなどを使って緑の埋立てにしていきたいらなというのを、これは私の要望とさせていただきます。

また、議会勉強会のときに、中央分離帯を埋めるときの素材について伺いました。鉄を作るときに出るスラグという廃棄物を使って舗装するというのを伺いまして、鉄鋼の町でもある北九州にとってはびったりの素材でありますし、環境未来都市北九州の防草対策が持続可能であるということは、大変喜ばしいことだと思っております。これを選んでいただいたことには大変感謝を申し上げたいと思います。

次に、公の公平性について伺います。

これは、私の知り合い多数の方から自分のところも宣伝してほしいと、市長に宣伝してもらったら売上げ違うよねという話の中から、この質問を書かせていただきました。NHKさんは特定の企業名を出さないとか、特定の商品名を出さないような報道をなさっています。北九州もそういうことができるのではないかと。例えば、若松トマトとか合馬のタケノコというのは、私はいいと思うんですけども、何々店のというのは、ちょっと私は公平性に欠けるのではないかと、それは私の考えなんですけれども、その辺はいかがお考えでしょうか。

○副議長（本田忠弘君）総務市民局長。

○総務市民局長（三浦隆宏君）NHK並みのという話がございましたが、我々としましては、先ほど魅力発信を包括的にするということが目的でございますので、社会通念に照らしまして、現行の取扱いにより適宜適切に対応してまいりたいと考えております。以上です。

○副議長（本田忠弘君）38番 森議員。

○38番（森結実子君）ありがとうございます。今の方法ですと、市民の方の中には不快に思う

方もいらっしゃるかもしれません。これは御報告をさせていただきたいと思います。

また、北九州空港でこの夏に行われたサマーコレクションでございますが、北九州ばかりのイベントだったのですが、北九州空港は県や苅田町と共に利用促進に協力をして事業を進めていると思っておりますので、県や苅田町にも御配慮いただきますようお願いを申し上げたいと思います。これは要望でございます。

次に、初代門司駅関連遺構について伺います。

私の質問としては最後なんですが、ヘリテージ・アラート、最後の質問ですが、これ公共団体としては初めて出されているんですね。一番初めが神社、それが2016年、出雲大社に対して、次が、すみません。忘れました。~~J R 東日本に対して高輪築堤、そして、去年は東京の開発業者に対して、高輪築堤~~ ~~東京の開発業者に対して、そして、去年は J R 東日本に対して、高輪築堤~~ ですね、今年が北九州市に対してなんですね。これは文化財を保護し、活用するという責務がある地方公共団体にこれが出されたということについては、局長はどのようなお考えを持っていらっしゃいますでしょうか。

○副議長（本田忠弘君）都市ブランド創造局長。

○都市ブランド創造局長（井上保之君）まず、文化を担当する都市ブランド創造局長のほうから、世界的に私と同じように文化財を取り扱う国際的な組織からの御指摘というか、アラートということですので、私どもとしてはしっかり受け止めさせていただいているというのが正直なところでございます。以上です。

○副議長（本田忠弘君）38番 森議員。

○38番（森結実子君）御答弁ありがとうございます。私たちは2月に修正動議を出させていただいて、市民や議会に対する説明責任、そして、適切で厳格な発掘調査と記録保存、そして、その後の建設ということを目標に掲げておりました。それに沿っていろいろと御質問をさせていただきたいと思います。

まず、市民への説明という点では16回、462人ですか、に行われているということですが、これは遺跡が出た後に行われた説明会なんですが、複合公共施設を建てるに当たっての説明会というのは何回で何人にされたのでしょうか。

○副議長（本田忠弘君）都市戦略局長。

○都市戦略局長（上村周二君）説明会の回数でございますけども、この門司港の複合公共施設の事業につきましては、平成27年から検討の段階から市民のほうに説明会をさせていただいております。これ延べの回数、人数でございますけども、今までそこから令和6年度までの9年間というところで、延べの回数でいけば92回で、延べ人数でいきますと1,805人という形になっております。

それに対しまして、先ほど御説明しました遺構が発掘されてからというところにつきましては、今年の5月から7月にかけて3か月の期間でございますけども、その間に、これも延べ人数でございますけども、16回で延べ人数といたしまして462人を対象に説明をしたということ

ろでございます。以上でございます。

○副議長（本田忠弘君）38番 森議員。

○38番（森結実子君）ありがとうございます。明らかに熱量が違うように、私がひん曲がっておりますかもしれません。私はそんなふうに今感じております。

私は、この期間の間に様々に検証しようと思っておりました、この初代門司駅関連遺構が発掘されてから様々に検証を行おうとしておりましたが、市に情報開示をいろいろとしてみましたが、この遺構についてはほぼ全て議事録なし、決裁書なし、そういう書類は不存在という話でありました。これでは何もできないなという感じでおりましたが、しばしば市のほうから、県とはきちんと協議をしていますというお答えをいただいておりますので、県のほうから情報を開示していただきました。県のほうはきちんと市とどのような会話をしたかというのがちゃんと記録されていまして、ちゃんと県庁、知事名で開示をしていただきました。これにのっとして少し質問させていただきたいと思います。

令和6年4月8日、地元説明会は4、5月に区ごとに市民説明会を開催し、丁寧な説明を行い、理解を得ると県に伝えていますが、各区の説明会はいつ行われるのでしょうか。

○副議長（本田忠弘君）都市戦略局長。

○都市戦略局長（上村周二君）説明会でございますけども、北九州市民を対象とした説明会ということで、5月の末に開催させていただいております。それで、そのほかの説明会に参加されなかった方に対しても、私どもとしましてはいろんな形でお知らせするというのが大事なところだと思っております。

それで、まず1点目としましては、市のホームページのほうにその説明会の内容、これについてもホームページに載せさせていただいております。その中でございますけども、この説明会の内容を公開した後、ホームページアクセス数ということでいきましたら、約7,400件ということで、3か月で7,400件、月にしますと大体2,500件の方々が見られているというところがございます。

それから、なかなかホームページまで行き着かないという方もおられると思います。そういう方々につきましては、8月の中旬の市政だより、これのほうにも同じように内容をお示しさせていただきまして、広く市民の皆様にも周知する努力はさせていただいているようなところでございます。以上でございます。

○副議長（本田忠弘君）38番 森議員。

○38番（森結実子君）ありがとうございます。周知をさせていただいているということ、ありがとうございます。

そこで、周知をしてはいただいておりますが、市民の声を聞いてはいただけないかというのが私の願いでもあります。この間、門司港レトロのまちづくりを行政と共に頑張ってくださいっていた11団体の市民団体の方が、まずは話を聞いてほしい、そして、そのために一旦止まって

ほしいという要望書を出しております。これについて、もちろん要望書は受け取っていただいておりますけれども、市民の方々は共に30年以上、片山副市長と共に、行政と共にこのまちづくりをしてきたと皆さん、絶対片山さんは出てきてくれるって思っていたとおっしゃっているんですね。やはりその副市長が会っていただけなかった、話を聞いていただけなかったというのはとても失望なさっていらっしやいました。これは御報告とさせていただきます。

そして、この間もたくさんの要望書が出ています。まずは専門家の話も聞いていただきたいという要望書が山ほど多分届いていると思います。私は今正確な数字を持っておりませんが、この間、先ほど御答弁をいただきましたヘリテージ・アラートを持ってきたときにも、溝口教授と意見交換をされたというお話だったんですが、溝口教授のあのときの申出は、話すチャンスをくださいというお話でした。話合いを持つチャンスをください、話合いを開始させてくださいというお話でした。そこに、この遺構に対する話合いはできていなかったんですね。それに対して担当局の方はどう思われているのでしょうか。

○副議長（本田忠弘君）都市戦略局長。

○都市戦略局長（上村周二君）溝口教授とは、9月6日、私も会って、少しお話をさせていただいたところがございます。時間的には20分強とか、そのくらいの時間だったと思うんですけども、少し意見交換をさせていただいたところがございまして、やはり溝口先生のお話というのも、ちゃんと丁寧にお聞きするというのがまず大事なところなので、それはさせていただいたところがございます。そういった内容については、いろんな専門家の方々からも御意見をいただいているわけなんですけども、同じような趣旨という形で、しっかり丁寧に受け止めさせていただいたようなところがございます。

こういった、その中ででございますけども、溝口教授となかなか直接お話する場がないということで、市のほうとしましてもやっぱりいろんなマスコミを通じてとかは、市の考えとかお話しさせていただいているようなところがございますけども、やはり溝口先生のほうにも市の今の現状の考え方ということで、例えばその門司港の複合公共施設の整備事業につきまして、市の考えとしましては、市民の安全・安心が第一の上で進めているという形で、お話をさせていただいたようなところがございます。それに対しても溝口教授のほうは、そこら辺の大事なことというのは十分理解していただいたと考えております。以上でございます。

○副議長（本田忠弘君）38番 森議員。

○38番（森結実子君）ありがとうございます。あのときの溝口教授のお話の中に、100とゼロではないというお話があったかと思います。建物を建てるなどか、全面保存しろとかということは一切おっしゃっていなかったです。共存できる可能性もあるということもおっしゃっていました。

私も大阪に視察に行きまして、NHK大阪の地下に難波宮の倉庫群の柱とか残っています。ガラス張りで見れるようにしています。その上に大きな建物を建ててNHK大阪ができていま

す。20年以上も前の建物なので、20年以上前からそういう工法はあって、共存することは全然可能であります。そこをもう少し考えていただきたいというのが私の思いなのですが、この県との協議の中でも7月4日、市は溝口、福島先生等との関係や専門家と協議する場を持って説明することが大切だろうと、市が県に向かっておっしやっています。県は、まずは市の審議会、文化財保存審議会ですね、との意見交換を進めてほしいとこの議事要旨には書いているんですが、溝口先生、福島先生との協議の場は持たれたのでしょうか。

○副議長（本田忠弘君）都市ブランド創造局長。

○都市ブランド創造局長（井上保之君）福岡県とはいろいろな場面でコミュニケーションを取らせていただいております。今の場面がどんな場面かというのは、ちょっと全部記憶しているわけではないので、何とも言えませんが、先生方とそういった御相談をというのは私の記憶にはあります。そういった意味では、いろいろ鉄道遺構の先生方の御紹介いただいたりとか、審議会の先生方にお話を聞いた、意見を聞いてくださいというようなことの中で、可能な限り聞けるように、審議会の数名の先生方、そして、鉄道遺構の専門の方、そういった方にはお話をお伺いしたというのは、そういうことはあります。以上でございます。

○副議長（本田忠弘君）38番 森議員。

○38番（森結実子君）県から開示していただいたこの資料なんですけど、私は市にもぜひこういうものを作っていただきたいと思っています。せっかく市の文化財を保存するためにいろいろに様々に検討されたという答弁は何回もいただいているんですけど、それを検証する手だてがありません。議事録をきちんと取っていただいて、何事にも議案を上げるようなときには決裁書を作っていただいて、私たちがこれを検証ができるように、そして、後世の人も検証ができるように、そういう体制をきちんと取っていただきたいと、これは要望いたします。

県から開示されたこの北九州市との現地協議、現地とか北九州市で行われている協議なんですけど、再三にわたり県はどれぐらいこれが残せるのか、そして、一日も早く専門家の意見を聞いてほしいということが、再三にわたってこれ書いてあるんですね。計9回会議が行われたようなんですけど、そこにも度々出てきています。最終日の7月4日には県から市の文化庁への報告について、挨拶だけではなく、担当官との文化財的な内容の報告が必要という、かなりきつめな文章が載っています。これをずっと読ませていただいて、県は一番初めからこれが大変重要なものであるという認識を持って、九州歴史資料館の方まで連れてきて、この遺構について視察に来られています。これは、それだけ重要なものであるという認識が既に、私の資料では10月20日にはもう県の方もお持ちでいらっしやったということなんです。

市としては、価値づけになるので、これ以上発掘したくないとか、価値づけに関わると建物が建てられなくなるというような発言をずっとされていらっしやいますが、私は10月20日の時点で既に県が動いているということは重く受け止めて、もっと真摯に向き合うべきではなかったのかと思っております。

複合公共施設を建てるなど私は一切言っていない。ですが、もうぎりぎりになる前に、もうこれ1年前なんですね、10月20日、およそ1年前、きちんともっと真摯に向き合っていたら、違う方向が見いだせたのではないかと考えているのですが、いかがお考えでしょうか。

○副議長（本田忠弘君）都市ブランド創造局長。

○都市ブランド創造局長（井上保之君）我々としましては、近來という初めての、県でもそんなに例がない発掘調査を終えて、見学会をして、そして、先生方に実際見ていただいて、県にも2度ほど見に来ていただいて、そういった意味では福岡県さんとは本当にいろんな意味でコミュニケーション、かなり密に行わさせていただきました。そこで、当然文化財保護のために、担当としてできれば残せないか、あるいはどういう形であれば残せるチャンスがあるのか、そういったものは、けんけんがくがくいろいろな相談も含めて協議をさせていただいたというところがございます。

調査が11月終わりました、その中でもまだ我々は丁寧に中身を、県のそういった意見、あるいはそこでの協議の内容を踏まえて、文化財担当として丁寧に検討して、こういうことができないだろうか、こういうことができないかということで開発部門に調整させていただいたということがございます。

そうした中でも、最終的にはこれまで何度も紹介がありますけれども、そういった理由で公共施設を建てるという方針が決まったということでもありますので、我々としてはその後はしっかりこのものを後世に残すために調査、記録、そういったものをしっかりやるということで今取り組んでいるというものでございます。以上です。

○副議長（本田忠弘君）38番 森議員。

○38番（森結実子君）ありがとうございます。県のおっしゃっていることもあまり実行はされていないような議事要旨になっています、正直言って。こんなに県の言うことを無視していいのかなと思うような議事要旨が出てきました。

そこで、私は1月25日から、これはどうしてこのような結果になったのだろうかとか、いろいろと検証していく中で、この文章につき当たりまして、この中で1月25日の記者会見の中で一部移築という話が出てきておりましたが、ここの要旨の中には、全て残すのは難しいだろうが、一部残すぐらいであればよいのではという文章があるんですね。これは、現地視察した先生との協議の中での文章なんです、この先生は推測、これはプライバシーの問題があるので黒くなっていますが、今までの流れを見れば、鉄道遺構に大変お詳しい小野田先生のお言葉ではないかと私は推測をしておりますが、こういう歴史とか、そういうことを学んでいる方々にとっては、全てを残すとか一部を残すというのは、その現場に残すという意味が含まれていて、これをもしかしたら市は曲解をしてしまったのではないかと私は懸念をしております。

そういう意味では、きちんと有識者の意見が今までどこにも入っていないような気がするんですが、それは私のうがった見方でしょうか。きちんと有識者の話を今後も聞いていただきたい

いと思っておりますが、いかがでしょうか。

○副議長（本田忠弘君）都市ブランド創造局長。

○都市ブランド創造局長（井上保之君）もちろん、県はできる限り頑張れという形で、できれば全部をとというのは、それはあると思います。先生方もやはりできることは全部は残せないかという発想は当然お持ちだし、鉄道遺構の先生に関しては、それありきではなくて、全部残せないだろうか、残せないのであれば次はこんなのができないか、こんなのは、多分その中の一部ではないかなと思います。とにかくいろんなメニューを示していただいたということがありますので、その中でいろんな選択肢とか、丁寧に一個一個できないかということを我々は検討して、開発にぶつけたということです。

だから、そういった意味では、最初からそこがというよりも、いろんなことを選択して、これができないか、難しい、じゃあこれができないかというような、そういういろんなヒントをいただいて、我々は交渉したということでございます。そういった意味では、専門家の御意見というのは我々はしっかり受け止めて、我々の中に吸収して交渉に当たったということになりますので、専門家の方々の御意見はしっかり受け止めさせていただいております。以上です。

○副議長（本田忠弘君）38番 森議員。

○38番（森結実子君）ありがとうございます。昨日、本会議の中で一部移築なども検討しているというお話もありました。答弁の中にそういう一部移築も考えているような、今日朝、新聞が大変にぎわっておりましたが、そういう答弁もあったんですが、これは私の要望です。既にこの初代門司駅関連遺構は、世界的に価値のあるものだとして認識をされてしまいました。世界中に認識をされてしまいました。そこで、ここはきちんと有識者の方々から意見を聞いて、どのような保存方法があるのか、移築とかがあるのかが私には分かりませんが、やはり有識者の声をきちんと聞いた上で、その展示方法なり、一部移築なり、ガラス張りなり、私は分かりませんが、きちんと有識者の声を聞かないで、市長部局の方が建てようと思ったとき、何か出てきたから、取りあえず取り除くという段階ではもうなくなっているんで、そこはきちんと、その辺について検討していただけるのは大変ありがたいこととは思っておりますが、間違っても、もうこれは世界の文化財でございます。そういう意味では、歴史とか考古学とかに見識の深い方々じゃない方が勝手に判断できるものではなくなくなっているんで、その辺は注意してお取扱いをいただきたいと思っております。

次に、厳格な発掘調査も私たちは望んでおりました。その上で、今日、毎日新聞の朝刊で、熟知の学芸員なぜ除外、先ほど山内議員さんも少し質問をされていましたが、再調査が始まる時に一部のマスコミでもこの報道がなされておりました。私もこの学芸員には直接聞いてはいたませんが、学芸員が何をSNSに上げてしまったのか、それによって何が起きたのかというのは、できる限り調査をしてきたつもりであります。しかし、この記事を見る限りでは、財団または市がいわゆるパワハラをしたのではないかという疑念が湧くような記事になっておりま



す。

そこで、私としては今ここ、市の議会なので、この疑念が払拭できるように、様々に先ほど質問を考えてみました。しつこいかもしれませんが、ちょっとお答えをいただきたいと思いません。

この学芸員が、この学芸員というのは、一番初めの調査をした学芸員ですね。この学芸員がSNSに市の追加調査を批判する投稿をしていることを文化企画課が気づいたのはいつでしょうか。それをその後どうしたのか、お伺いしたいと思います。市役所でどの程度共有したかとか、局長や副市長とか市長まで行ったのか、お聞かせください。

○副議長（本田忠弘君）都市ブランド創造局長。

○都市ブランド創造局長（井上保之君） ちょっと日にちまでは覚えてはいないんですが、それが投稿されたときに職員が気づいて、私に知らせてもらって、私も見ました。その後の処理については、ちょっとどうしたかというのは分かりませんが、それで私は、どちらかというと個人の意見だということに理解して、そこで終わったというのが私個人の実情です。以上です。

○副議長（本田忠弘君）38番 森議員。

○38番（森結実子君） そしたら、局長とか副市長とか市長に共有はなさらなかったんですか。

○副議長（本田忠弘君）都市ブランド創造局長。

○都市ブランド創造局長（井上保之君） ちょっとそれは確認します。私自身のちょっと今記憶で、私の内容を申し上げていますので。

○副議長（本田忠弘君）38番 森議員。

○38番（森結実子君） 投稿について、文化企画課など市から財団に問合せとか抗議などはしていらっしゃるんですか。

○副議長（本田忠弘君）都市ブランド創造局長。

○都市ブランド創造局長（井上保之君） 何度か同じ質問をいただくんですけども、今回は財団の案件ということで、我々はその辺は特に行動しておりません。以上です。

○副議長（本田忠弘君）38番 森議員。

○38番（森結実子君） では、抗議も問合せもしなかったという認識でよろしいですかね。

○副議長（本田忠弘君）都市ブランド創造局長。

○都市ブランド創造局長（井上保之君） SNSが上がったということに関してですかね。はい、我々それに限らず、日頃いろいろなSNSが出ておりますので、それは個人の意見でございます。それに関して何かいろいろするということはこれまでもしておりませんので、今回、その件のときも特に動いてはおりません。以上です。

○副議長（本田忠弘君）38番 森議員。

○38番（森結実子君） そしたら、財団から投稿についておわびとか、何か説明がありましたで

しょうか。

○副議長（本田忠弘君）都市ブランド創造局長。

○都市ブランド創造局長（井上保之君）特に、そこは私のところには報告は上がってきておりません。以上です。

○副議長（本田忠弘君）38番 森議員。

○38番（森結実子君）財団は、SNS投稿について、市と全く話していないとおっしゃっていました。今、局長のお話も聞いても、そういうお話でしたので、双方、このSNS投稿については話をしていないということによろしいですか。

○副議長（本田忠弘君）都市ブランド創造局長。

○都市ブランド創造局長（井上保之君）そうですね、それが上がったときにはこちらから電話したりとか、向こうからあるということはないと思います。以上です。

○副議長（本田忠弘君）38番 森議員。

○38番（森結実子君）そうしましたら、市としては、この学芸員の配置換えは、市とは全く無関係であると、そのような認識でよろしいでしょうか。

○副議長（本田忠弘君）都市ブランド創造局長。

○都市ブランド創造局長（井上保之君）今度は配置換えの件ですね。配置換えについては財団のほうの事情で、御都合で多分換えたことだと思いますので、我々はちょっとそこは関知していないということでございます。

○副議長（本田忠弘君）38番 森議員。

○38番（森結実子君）ありがとうございます。これを読んだ市民の方が、もしかしたら市が何か圧力をかけたのではないかと、疑念を抱いてしまうような記事だったので、全くそのようなことがないという局長からの答弁を聞きまして、大変安心いたしました。今議会、パワハラについてとか、内部通報者の保護だとか、そういう話題が多くなっていて、これがもし内部通報に当たるとして、もしそれを何か圧力をかけたとなれば大変な問題になってしまう、ただでさえ初代門司駅関連遺構は問題が多いのに、それ以上に問題が広がってしまうなどと思って、私も大変危惧をしておりました。全く関係が市はないということを知りまして、安心しました。

厳密な発掘調査について、もう少しお話をさせてください。この追加発掘調査ですが、2月の時点で私は市から、一番初めの試掘をしたトレンチから、今の銀行がある横の地域からは、トレンチからは遺構は出ていないという説明を受けておりました。私は、遺構が出ていないのであれば、お金もかかることですし、発掘調査は不要かなと思っておりました。2月の動議が過ぎた後、そのトレンチの写真などを開示していただきまして、有識者に検証していただきましたら、全てのトレンチで遺構が発見されています。遺構が発見されたトレンチは、発掘調査に移さなければならないという国の指針があります。

私としては、市の担当者の方に、これは気づきませんでしたかと聞いたら、行政上の遺構な

んで発掘する必要はありませんという言葉をいただいております。文化庁にも尋ねましたが、行政上の遺構というものはありません。文化庁の方も、何を示しているのか分からないというお答えをいただきました。これは、もし分かっている、うその話を私たち議員にしたのであれば、大変大きな問題になると思っています。それで私たちの政治的な判断がゆがめられたと考えられることでもありますので、その辺について局長はどのようにお考えでいらっしゃるでしょうか。

○副議長（本田忠弘君）都市ブランド創造局長。

○都市ブランド創造局長（井上保之君）個別のトレンチの状態の報告とか、かなり大量な資料なので、ここには持ち合わせておりませんが、いろんな疑義が、やっぱりいろんなことが初めてですので、学芸員もそれが出てきたときには、学芸員同士で協議をやって、分からなければ県に聞いたり、いろいろなネットワークを持っていますので、そういう形で丁寧に進めていると聞いております。そういった意味では、そういった何か発見したときには、対応については丁寧に多分対応していると私は思っておりますので、その点についても、もしかしたら少し何かの食い違いがあったのかもしれませんが。調査については非常に丁寧に今進めているという状況だと聞いております。以上です。

○副議長（本田忠弘君）38番 森議員。

○38番（森結実子君）そのトレンチに遺構があるかないかというのは大変大きな問題であります。それで、発掘調査をする範囲が全然変わってくるんですね。私たち6月に発掘調査の追加費用も議決をしたところではございますが、そこに市からの適切な説明がなければ、私たちも専門家ではありませんので、市の職員の方の説明を聞いて判断をしなければいけないんですね。そのときに気づいていたけれども、行政上の遺構だからという言い訳は、私はないと思っているので、そこに遺構があると分かっていたら、遺構が出ていたという、その説明が議会に対しても必要だったのではないかと考えているのですが、そこについてはいかがでしょうか。

○副議長（本田忠弘君）都市ブランド創造局長。

○都市ブランド創造局長（井上保之君）専門的なことになるのかもしれませんが、例えば、それは年代のことなのか、そこら辺はちょっと確認しないと分かりませんが、いずれにせよ今回の調査、追加の調査、これの内容につきましては前回同様、一般の市民の方々にも見ていただくということで今動いておりますし、また、先生方にも当然見学していただいて、またお気づきの点があればいろんな御意見をいただくという、そういった機会も設けようと思っておりますので、それで終わりということではなくて、いろいろ公開していこうと思っておりますので、また引き続きよろしく申し上げます。以上です。

○副議長（本田忠弘君）38番 森議員。

○38番（森結実子君）真実ではない説明をしたということは、私は大きく懸念を抱いております。こういうことがあってはいけないと思っております。これは、少々厳しい言い方ですが、

大変罪深いことをなされたのではないかと、それぐらい思っております。

厳密な発掘調査につきましては、8月に文化庁から近代遺産について、近世とか近代の遺産について、あと15秒しかない、指針も出ました。昭和や大正の建物は既にユンボで表土剥ぎと一緒に取られてしまっています。でも、それも大切な遺構であることをここで宣言して、終わりにします。ありがとうございました。

○副議長（本田忠弘君）ここで15分間休憩いたします。

午後3時00分休憩

午後3時15分再開

○議長（田仲常郎君）休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続行いたします。49番 松尾議員。

○49番（松尾和也君）日本維新の会の松尾です。今日もよろしく申し上げます。時間が30分しかありませんので、早速始めたいと思います。

まずは、今回は北九州市内にある井戸、井戸というのは水をくむ井戸のことでございます。この井戸の価値の再発見と再評価を行うべきと考え、質問をいたします。

先日、とある地元の方とお話をしていたところ、私の事務所のある八幡西区東鳴水にも昔はたくさん井戸があったとお伺いしました。その地元の方いわく、この辺りは5～6メートルも掘れば簡単に水が出るとおっしゃっておいりました。重機を使えば1日足らずで出るというお話でしたので、地下水というのは案外身近なものなんだなと思いました。ひょっとしたら市も把握しているかもしれませんが、今市内にどれぐらいの井戸が現存するのか気になります。

さて、能登半島地震で日本全体が認識した課題の一つに、大規模な水道管の断絶があった場合に、その復旧には非常に長い時間を要すると、これが明らかになったものと思います。家庭の水道はもちろん、消火栓なども同様に、水道管に依存しているもの全てが使用できないという状況、これが苛酷であることは、今や誰もが報道で御存じのとおりだと思います。

一方で、能登半島地震では井戸が注目されておいりました。もともとあった井戸を活用して急場をしのいだというケースや、新たに井戸を掘ったというケースも報道で目にいたしました。被災直後に活躍した井戸の存在感というのは強まってきたと思います。このように未曾有の災害に備え、北九州市でも井戸の価値の再発見と再評価を行い、災害時に市民が活用できるように準備をしていただきたいと思います。

そこで、2点伺います。

1点目に、災害時に活用できる井戸として、市民の方や企業がお持ちの井戸を活用させていただけるように災害協定を結んでいる自治体も多くあるようでございますが、北九州市でも、市内にある既存の井戸を災害時に活用できるように市民にお願いをし、協定締結や登録をすべきと考えますが、見解を伺います。

2点目に、以前は井戸があったけれども、現在は塞いでしまっていてというケースもたくさ

んあるとありますが、それらを調査し、復旧させるためには手間と費用がかかるでしょう。大規模な災害に備えるため、塞がれた井戸の調査復旧補助事業についても検討いただきたいと思いますが、見解を伺います。

続きます。ふるさと納税制度は、生まれ育ったふるさとに貢献できる制度、自分の意思で応援したい自治体を選ぶことができる制度として創設され、その寄附額は年々増えており、令和5年度は全国で1兆円を突破いたしました。北九州市のふるさと納税の寄附受入額も過去最高の約23億円になったと聞いており、ふるさと納税制度は活況を呈しています。

一方、ふるさと納税制度について総務省は今年10月から、地場産品基準のさらなる厳格化や、民間事業者などが行う返礼品等を強調した広告の禁止など、ふるさと納税制度のより厳格な運用を自治体等に求めることとし、さらに、令和7年10月からは寄附者に独自ポイントを付与するポータルサイトを通じての自治体への寄附募集を禁止することといたしました。

返礼品に求められる要件となる地場産品基準については、今回の制度改正の中で、ふるさと納税は、住所地団体に納める個人住民税の一部をふるさと等へ実質的に移転する効果を持つ制度であることから、寄附金の使い道も高い公益性が求められるものであり、返礼品などを提供する場合も、当該返礼品などそのものが地域における雇用の創出や新たな地域資源の発掘など、当該地域経済の活性化に寄与するものであることが必要であると示されており、本来のふるさと納税の理念に沿った制度の運用を自治体に求めていることがこのことからうかがえます。

北九州市は政令市の中で寄附受入額が6位、これは令和5年度実績となりますが、健闘していると聞いています。ポイント等の付与を行うポータルサイトを通じての寄附募集の禁止をはじめとする今回の制度改正により、今後寄附受入額が減少してしまうなどの影響があると考えます。

そこで、2点伺います。

まず1点目に、今回の制度改正により本市にどのような影響があるのか伺います。特に、ポイント等の付与を行うポータルサイトを通じての寄附募集の禁止の影響があれば御教示ください。

2点目に、総務省の見解にあるように、ふるさと納税は返礼品などそのものが地域における雇用の創出や新たな地域資源の発掘など、当該地域経済の活性化に寄与することが必要であると私も考えますが、北九州市ではふるさと納税の取組をどのように展開していかれるのか、今後の計画について、そのお考えをお聞かせください。

続きます。最後に、ハラスメント防止対策について伺います。

現在、世の中ではセクシュアルハラスメントやパワーハラスメント、カスタマーハラスメントなど様々なハラスメントが問題となり、それらの対策が求められています。地方自治体においても、首長や議員による職員などへのハラスメントが度々話題となり、ニュースなどでも報

道されています。

そのような中、北九州市のお隣の間中市議会では、本日議場配付資料にさせていただいております、非常に優れた条例があります。間中市議会ハラスメント根絶条例というのが3年前に制定されております。この条例の中では、議員による議員の地位を利用した市職員に対するハラスメントを防止、根絶する。ハラスメントとは、言葉、行為などにより相手を傷つけ、苦痛を与える行為や不快にさせる行為、また、不利益を与える行為、職務上の地位、役職などの優位性を背景に、適正な職務権限の範囲を超えて、相手に精神的苦痛や身体的な苦痛を与える行為などとされております。

そこで、本市においても、まずは我々市議会議員が自覚を持って職員の方々にハラスメントを行わないということが最も重要でありますけれども、職員の方々を守るべき武内市長のお立場としても、万一のときに職員の権利や安心、そして、安全がしっかりと守られるよう、間中市のような議会のハラスメント防止条例の制定に向けた動きを進めるべきと考えますが、市長のお考えをお聞きします。

これが私の第1質問になります。ありがとうございました。

○議長（田仲常郎君）市長。

○市長（武内和久君）まず、ふるさと納税制度をめぐるルールの見直しについて、今後の取組というお尋ねがございました。

北九州市は、これまで市内で活動する事業者の皆様の御協力を得ながら、豊富な地場産品を発掘し、ふるさと納税の返礼品とすることで順調に寄附受入額を伸ばし、令和5年度は約22億8,000万円と、過去最高を記録いたしました。また、事業者においては、ふるさと納税への返礼品提供をきっかけに、新たにEコマース事業、EC事業に参入し、売上げを伸ばしている例もあり、地域経済活性化に寄与しているものと考えております。

北九州市の特徴として、1つには、ものづくりの町らしく、市内の製造業者が製造する石けんやトイレットペーパー、市内の金型加工業者が新たな返礼品として開発したキャンプ用品、北九州学術研究都市において、産学連携により製品化された空気清浄機や水素ゼリーなどが人気の返礼品となっております。

2つ目に、また、これまでの継続的な取組により返礼品のバリエーションも充実し、特定の返礼品や事業者に偏ることなく、より多くの事業者の事業拡大に寄与するとともに、寄附受入額の安定化にもつながっております。

そして、3つ目に、制度上は市外事業者を返礼品提供事業者とすることも可能でございますが、地元企業振興の観点から、市内事業者に限定していることなどが上げられます。

今年度も既に約140の返礼品を追加しており、その他にも総務省へ申請中のものもございます。一方で、北九州市には、まだ掘り起こし切れていない魅力的な地場産品があると考えております。

今後も、1つには、未開発分野での魅力ある新規返礼品の開発、2つ目には、既存事業者への働きかけによる返礼品ラインナップの拡充及び横展開、3つ目には、寄附受付サイトのさらなる拡充及びコンテンツの磨き上げを行いまして、北九州市への関心を集めるシティプロモーションや寄附受入額の増加、地域経済の活性化につなげてまいりたいと考えております。以上です。

残りは関係局長からお答えいたします。

○議長（田仲常郎君）危機管理監。

○危機管理監（柏井宏之君）大規模災害時における井戸の活用について、2点御質問いただきました。

市内にある既存の井戸を災害時に活用できるよう市民にお願いし、協定締結や登録すべきではないか、それからもう一点が、大規模な災害に備えるため、塞がれた井戸の調査復旧補助事業にも検討したらどうか、この2点についてまとめて御答弁いたします。

近年、災害が激甚化、頻発化しており、地震などによる大規模災害時の断水の備えとして、飲料水はもちろん、生活水の確保は大変重要であります。

このため、北九州市では災害への備えとして、上下水道事業中期経営計画2025に基づく水道施設の耐震化、複数水源の確保などバックアップ機能の強化、民間事業者との協力体制の構築や、災害時における他都市や民間団体との応急給水に関する支援協定の締結など、ハード、ソフトの両面で災害対応能力の向上に努めております。また、仮に市全域が断水したとしても、全市民への1週間給水可能な飲料水を配水池等に確保し、市民へ応急給水する体制を構築しております。

今年1月に発生した能登半島地震の被災地では、最大で約13万6,000戸が断水したため、飲料水の持ち運びの負担、トイレ、入浴、洗濯など生活環境の制限、多量の水を必要とする病院等への影響など、市民生活に大きな影響を及ぼしました。

こうした状況の中、被災地では民間のボーリング企業が社会貢献活動として井戸を掘って生活用水を提供した、市民から協力を得た井戸をウェブ上で公開し一般に開放したなど、井戸の利活用に関する報道があったことは承知しております。このような取組によりまして生活用水が確保でき、水道復旧までのつなぎ役として井戸の有用性が見直され、他都市でも災害時に使用できる井戸の登録制度等があることは認識しております。

一方で、井戸を災害用として活用するには、被災により停電でポンプが作動しない場合がある、災害時に使用する際、水質の安全性が確保できない、井戸の位置を一般に公開されることに抵抗感があり、登録しない人もいる、井戸を維持するためには、水質検査やポンプ交換などの費用がかかるなど課題も少なくないと聞いております。

このように既存の井戸を災害用に活用することは有用性があるものの、クリアすべき課題があるとともに、現状では、例えば塞がれた井戸も含めて、市内で個人が所有する井戸は水質検

査などを行わなければ把握はできない状況であります。

このため、まずは現在国が策定中の災害時の井戸活用についてのガイドラインの動向を注視しつつ、議員御質問の趣旨も踏まえ、他都市の状況等を調査し、災害時における北九州市の給水体制も含め、災害用として井戸が活用できるかについて研究してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（田仲常郎君）政策局長。

○政策局長（小林亮介君）ふるさと納税制度をめぐるルールの見直しにつきまして、今回の制度改正によりどのような影響があるかについてお答えさせていただきます。

今年、総務省は本年6月28日付で、ふるさと納税制度に係る告示の改正を行いました。今般の改正、見直しのうち、今年10月から適用される地場産品基準の厳格化につきましては、北九州市には該当する返礼品はほとんどなく、また、民間事業者等が行う返礼品等を強調した宣伝広告の禁止については、北九州市では従前から事業者に対して周知をしております、その見直しの影響はないものと考えております。

次に、令和7年10月から適用されますポイント等の付与を行うポータルサイト等を通じた寄附募集の禁止につきましては、まず、ポイント付与競争が過熱して、ポイント等を目的とした寄附が行われており、ふるさと納税制度の本来の趣旨にそぐわない状況となっていること、また、ポイント付与によって返礼品割合3割以下、自己負担額2,000円の枠組みを超える経済的利益が寄附者にもたらされることなどを受けて、今般見直しが行われたと伺っております。北九州市は、現在6つのポータルサイトで寄附を受け付けており、そのうち5つがポイント付与を行っておりますが、北九州市としては、今般の見直し内容に従いまして、適切に対応していきたいと考えております。

このポイント等の付与禁止による北九州市への影響でございますが、まず1つに、過去に地場産品基準の厳格化などが行われた年度であっても、北九州市の寄附額は右肩上がり推移をしておりますこと、2つ目に、また今般の見直しに係る有識者の見解においても、税の控除が受けられる制度でございますので、このポイント付与がなくなっても、寄附者がそれほど減ることではないのではないかといった見方が多く、その影響は少ないのではないかと考えております。

いずれにいたしましても、北九州市としては今後もふるさと納税制度を最大限に活用いたしまして、さらなる寄附受入額の増加等、北九州市の発展につなげてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（田仲常郎君）総務市民局長。

○総務市民局長（三浦隆宏君）最後に、ハラスメント防止対策について、中間市のような議会ハラスメント防止条例の制定に向けた動きを進めるべきとの御質問にお答えいたします。

ハラスメントは、個人の尊厳や人格を傷つけるだけでなく、職場環境を悪化させ、ひいては



公務能率の低下を招くものであり、大きな課題であると考えております。

北九州市役所では、ハラスメント防止のため、ハラスメント防止要綱の策定をはじめ、階層別研修や職場単位の研修、eラーニング研修などを実施しまして、職員の意識向上に努めております。また、ハラスメントが起きにくい職場づくりや、声を上げやすい環境づくりのため、管理職が部下や同僚など複数の職員から評価を受ける多面評価の活用や、相談窓口の拡充などにも取り組んでおります。

さらに、職員以外の外部からの不当要求の対応といたしまして、北九州市職員の公正な職務の執行の確保に関する要綱を平成19年に策定いたしました。職員に対して不当要求があった場合、当該行為を拒否するとともに、要求内容を記録して上司に報告するなど、しかるべき対応を取ることとしております。また、必要に応じて警察への通報や法的措置を講ずるなど、組織的な対応を定めております。

加えまして、行政サービス利用者等が業務の範囲や程度を明らかに超える要求をする、いわゆるカスタマーハラスメント対策につきましても、現在マニュアル更新などの作業を進めておるところです。

北九州市としては、職員を様々なハラスメントから守るために、対策を広く講じているところであり、議員御提案の議会ハラスメント防止条例の制定につきましても、議会における議論を見守りたいと考えております。今後も様々な取組を継続し、ハラスメントの防止と排除の徹底に粘り強く取り組んでまいりたいと考えております。答弁は以上です。

○議長（田仲常郎君）49番 松尾議員。

○49番（松尾和也君）答弁ありがとうございました。

まず、お伝えしそびれたことがありまして、議場配付資料の中間市の条例でございますが、こちら条例の最後に一文がありまして、見直し条項と申しましょうか、3年たった時点でこれを見直すと書き記されております。この抜け目のない条例だと思うんですけども、制定されたのが3年前ということでございますので、本日紹介したばかりで恐縮なんですけど、そろそろ見直しがなされている時期かもしれません。このことを申し伝えておきます。

そして、第2質問を始めたいと思いますが、すみません。順番が前後します。

まず、ハラスメントについて総務市民局長にお答えいただきました。ありがとうございます。対策は本市でももちろんやっていますし、心配はしていないんですけども、もちろん紹介した中間市の条例というのは議員立法であります。議員として私も、私の会派も議会での成立を望んでおります。しかし、私が市長に対してこれお聞きしたんですけども、ちまたを今騒がせていることは、首長から職員へのパワハラであるということと、もちろん市長にとっては御自身の大事な部下を守る、その手段のお話を私はさせていただきましたから、あえてここで質問といたしました。

もちろん、北九州市議会は同僚議員や、そして、先輩議員たちに大変恵まれております。も

うこれほど平和な市議会もないだろうと思うところであります。パワハラとは最も縁遠い議会だと思いますが、その我々だからこそ万が一の備えというのは必要ですから、議会の動向を見守るとおっしゃるのであれば、本当に最大の関心を持って見守っていただきたいと思えます。

この件、市長から何かコメントはいただけませんかでしょうか。

○議長（田仲常郎君）市長。

○市長（武内和久君）先ほども局長から御答弁しましたように、職員を様々なハラスメントから守るための対策というのは広く講じているところでございますけれども、見守られるかということなんですけど、そういった議員御提案の議会ハラスメント防止条例の制定について、そういった議論が具体的に起こってくるということになれば、それは関心を持って見守らせていただきたいと思えます。

いずれにしても、この北九州市という町がハラスメント、パワハラのない町にしていこうということは、午前中も申し上げたとおりで、力を合わせてそういうふうやっていくことは大事だと考えております。

○議長（田仲常郎君）49番 松尾議員。

○49番（松尾和也君）ありがとうございます。私もそれを望んでおります。

そして、ふるさと納税でございます。確かにふるさと納税というのは、本市では非常に順調で、これまで結果を出してきました。以前、何年か前にもふるさと納税については質問させていただきまして、本市ではなぜこれほど好調なのかというような理由をお聞きしたと記憶しています。

この機に1つ提案があって、御検討いただきたいのが、ふるさと納税の返礼品と同じものを扱うショップを、人が多い、例えば東京だったりとか、東京の駅とかにブースとして出していきたいなど、こう思いましたのは、東京なり大阪なり、よく行きますが、見たことがないんで、もしそういうのがあればもっともっとアピールになって、効果的じゃないのかなと思えます。

ただ、都内でのアンテナショップという店舗型の形ですと、最近東京からはもうどんどん地方のアンテナショップは撤退していると、これ家賃だと思うんですけど、そうじゃなくて、売上げを目的じゃなくて、北九州市の知名度の向上のための目的だとするならば、1日、2日であるならば、東京の駅のあちこちでブースを展開するということができるんじゃないかなと思えます。こちら提案ですが、お答えがあればお願いします。

○議長（田仲常郎君）政策局長。

○政策局長（小林亮介君）御提案ありがとうございます。確かに、大都市圏からの寄附というのは、実績としても多うございますので、大都市圏、東京とか大阪でのPRというのは非常に重要だと思います。

アンテナショップを構えるというのは、お店を構えるというのはなかなか大ごとになります

ので、ただ、これまでも首都圏のほうで、例えばポータルサイト主催のイベントにブース出展したりですとか、あと、北九州市の同窓会でのPRとか、そういったところでもそういったものを持っていきながら、PRをしたことは実績がございますので、引き続き、また我々としても機を捉えて、そういった大都市圏におけるPRをしっかりとやっていって、寄附額の増加等に取り組んでいきたいと考えております。以上でございます。

○議長（田仲常郎君）49番 松尾議員。

○49番（松尾和也君）ぜひ取り組んでいただきたいと思います。

そして、大阪万博も間近でありますので、大阪というのも選択肢の一つかなと思いますので、そちらも提言をさせていただきます。

そして、最後、井戸です。万が一の井戸の活用には幾つかの課題があると危機管理官にお答えいただきました。今、国のほうでも策定しているということで、この動向を見ながら研究していきたい旨の答弁、なるほどとよく分かりました。

ただ、国の動向を見るや、研究をすると、その成果を待たずして、今日明日にでも、もう井戸を使わざるを得ないような状況というのは不意に来るかもしれない。そのいつかのときに、少々水質が悪かったりとか、そういうのは構わないから、もう手でも洗えたらありがたいという、そういうせっぱ詰まった状況になるかもしれませんから、これは要望にしますが、私の要望は、他都市の事例をこれから研究すると、そのような気持ちも大事ですけど、それから一歩踏み込んで、もう少し前のめりに考えていただいて、他都市が我々の事例を研究しに来ると、それぐらいの、参考にしに来るような見事な防災への備えを、この井戸も活用しながら、井戸も視野に入れながらやっていただきたい、こちら要望でも構いませんが、お答えがあればお願いいたします。なければ、終わります。

○議長（田仲常郎君）危機管理監。

○危機管理監（柏井宏之君）私も職員を能登に派遣しておりまして、視察と激励と、現場に行ってみりました。現場で最初にやっぱり現地の方とお話しする中で言われたのは、水の大切さ、これを、これだけ水を使っている毎日が当たり前で、使えなくなるという日々がどれだけ苦しいものかというのを現地の方にお話を聞きました。そういう意味で、もう私もこの災害にいかにか備えるかというのは、すごく重要なことだと思っております。

ただ、繰り返しになりますけれど、やはりまだ井戸の現状、数、いろいろ分かっておりませんので、まず、どういったことができるか研究していきたいと思っております。以上でございます。

○議長（田仲常郎君）49番 松尾議員。

○49番（松尾和也君）ありがとうございます。本当に危機管理監が御説明くださったように、我が市の水道は強じんでありまして、応急配水の技術なんかも他都市に応援に行かせていただく中で、我々も培ったものがあると思います。ですから、ほかの町に比べればこれほど備えが

できている町もないんだろうと思う一方で、やっぱり万が一のこと、私は心配になってしまいますので、このような提案もさせていただきました。気を緩めずに、私もいろいろアンテナを張って頑張りますので、今後ともよろしくお願いします。ありがとうございました。

○議長（田仲常郎君）進行いたします。54番 井上議員。

○54番（井上純子君）皆さんこんにちは。井上純子です。傍聴にお越しの皆様、そして、ネット中継、ケーブルテレビを御覧の皆様、いつもありがとうございます。

今回の質問は、私が市議会議員に初当選した今任期最後の質問となります。私は市政の事業に携わる市職員でありながら、このままの市政では駄目だと強い危機感を感じ、市議へ転身いたしました。立候補時から、諦めない変革と成長というキャッチフレーズを掲げ、市議当選後は、町が衰退する現状を問題視し、議会において前市長へ前例踏襲を打破する変革、そして、転換を訴え続けてまいりました。

今回は、前市政から引き続き訴えてきたことも含め、改めて問題提起をするとともに、武内市政と共に前例踏襲の市政を変革し、北九州市という町を衰退から成長へと好転させる、ここに向けて、私は市議の立場で、武内市政がまだ足りない、もっとできるという気持ちをこの30分に可能な限り盛り込みたいと思います。テーマは、もったいない、開花させたいポテンシャル。

それでは、質問に移ります。議場配付資料も用意しておりますので、御覧ください。

武内市長が選挙中から市長就任後も何度も使う言葉、ポテンシャルとは、この意味は、簡単に言うと潜在能力、まだ活用されていない能力、つまり今後活用できる北九州市の伸び代であります。今回は、ポテンシャルの一部であろう市が所有する公有財産について取り上げます。なぜなら、市が所有する財産は、市が活用しなければ誰も触れない、気づくこともない、宝の持ち腐れとなるからです。

まず初めに、公有財産の所有状況について取り上げます。そのうち、土地について、利用する土地、利用しない未利用地、全て合わせてどのくらいあるのか、市が公表する財政書類によると、所有する土地の資産額は、一般会計予算規模に近い約5,000億円と計上されるほどです。しかし、今どれだけ価値があるのか、実態としては分かりません。なぜなら、売却しようとしたときに初めて市場価値がつくからです。

また、未利用市有地は300件以上、広さ80万平米を超えます。そのうち、市が公表する土地の情報は、100平米以上のものに限定するため、未知なる財産も眠っています。

次に、土地に加えて箱物施設も財産であります。これら施設は、建設するときには目的があったはずですが、その目的を最大限果たしているのか、そこを考えれば、利用状況は欠かせない情報であります。

ここにぴったりの資料があります。それは、公共施設白書です。利用状況はもちろん、利用料収入や費目ごとの支出状況が分かり、どのくらい赤字か、費用対効果、1人当たりの公金が

幾ら使われる利用実態になっているのか、こういった情報が一目で分かるようになっていません。

これだけ税金をかけて施設を維持しているにもかかわらず、事業成果はどうであったか、議論、審査すべき決算議会において、これまで公表されてきませんでした。決算議会が終わった11月に、委員会報告もなく、ホームページに何の告知もなく公表されるだけでありました。その状況について、私は市へ厳しく指摘し、改善を求め続けた結果、今回初めて議会前に公開されました。実績を決算時に議論できる環境をつくっていただいたことに感謝いたします。

資料データによると、令和6年3月末時点、施設数が2,433施設、建物数が6,748棟、これら維持費の総決算額は約394億円、この金額は取得費ではなく、現状の施設維持、サービスを提供した金額です。施設維持は単年度で終わらないため、建設するときだけ議会で盛り上がるのではなく、これらの投資の成果、現状はどうか、当たり前前の審査が必要になってきます。

ポテンシャルである公有財産の利活用は、北九州市の発展のために不可欠だということは言うまでもありません。武内市長は、新ビジョンで稼げる町を掲げ、市内総生産4兆円を目標としています。これは稼ぐ人、稼ぐ企業が増える結果実現できるものです。さらに、市の課題である財政危機を改善するためにも、自ら稼ぐ自主財源、市税収入で、少子・高齢化社会で増え続ける行政サービスの需要を賄う必要があります。しかし、毎年度市税収入が増加と、行政が決算情報を一部切り取り、前向きな結果を演出するも、現実には厳しいものです。

重要なことは、市がもうかることではありません。市が必要な市民サービス需要に耐え得る収入、財源を確保することです。今議会の目玉の議案である令和5年度決算においても、市税収入を前年比14億円増収としますが、半年前の令和6年度の予算では、物価高騰、人件費高騰、福祉サービス需要の上昇、これらを膨張圧力と表現し、前年比プラス151億円とひっ迫具合を公表していました。

市民サービスの見直しだけではなく、市税収入の増加が待ったなしであり、そのためには、まずは民間、市民が稼ぐ、経済活動が活発化することが求められます。そういった観点においても、武内市政の都市ブランド創造局は、文化事業、スポーツ事業、観光事業を一体的に展開し、生産年齢人口が減る中で、関係人口や観光客を増やして、市場規模を拡大し、少子・高齢化の中でも経済成長をする町を目指すための重要な役割を担っており、さらなる取組が必要です。

ここで、過去の議会発言と重複する部分もありますが、改めて、もったいない事例を伝えていきたいと思います。

1点目に、未利用市有地の活用がもったいない。さきに述べたように、未利用市有地は300か所を超えるも、市が活用できていない状態です。これが民間で活用されると、所有が移れば固定資産税、企業が来れば法人市民税、人が住めば住民税、そして、その人、物、金の動きが周囲へ波及する。町の成長に欠かせません。未利用市有地を含む市全体の売却状況を見る

と、直近5年だと約20億円から70億円で推移し、貴重な自主財源ともなっています。それにもかかわらず、売却計画や目標も全くありません。縦割りばらばらです。

2点目に、文化施設、特に博物館系の直営施設の運営がもったいない。公共施設白書の美術館、博物館等は約12施設あり、年間総額約17億円の赤字が発生しています。例えば、スペースLABOは建設当時の計画では集客予定50万人とするも、現実にはコロナ明けでも40万人、いのちのたび博物館以外は利用者数が低迷しています。

3点目に、せっかく保存して、価値があるとする指定文化財の活用がもったいない。社会教育系施設における指定文化財としてラベルをつける施設は、公共施設白書上7施設あります。そのうち、木屋瀬にある旧高崎家住宅の活用状況を調べてみると、令和5年度は約6,000人の利用にとどまっています。実際に訪れてみると、こどもまんなか社会実現のために、子供だど入り口で並ばなくていい、こどもファスト・トラックのポスターを貼っていましたが、列どころか人もいません。また、指定管理者制度が導入されている旧百三十銀行ギャラリーは、用途をギャラリー限定とし、年間利用者4,000人にも到達していません。

4点目に、スポーツ施設を含む大規模公園の活用がもったいない。例えば、本城陸上競技場としておなじみの本城公園、桃園公園、これらはスポーツ施設と公園全体の管理の担当が異なっており、縦割りの弊害が発生しています。スポーツ施設を含め、一体の公園を利用する市民目線ではなく、市政変革に掲げるユーザー目線とは程遠い状況です。

最後に5点目に、発掘調査でせっかく出土した埋蔵文化財を活用できずにもったいない。本来、出土物は土地所有者に権利があるも、市がわざわざを寄贈を受けているにもかかわらず、現在活用がほとんどなく、コンテナが約9万8,000箱、どんどん増え続けています。保管場所も土器もあもったいない。

そこで、3点伺います。

1点目に、未利用市有地を効果的に活用するために、不動産運用にたけた民間人材を活用してはどうかと考えます。見解を伺います。

2点目に、誘客が見込まれる博物館などの直営文化施設の魅力を一層向上させるため、民間ノウハウを活用できる指定管理者制度を導入してはどうかと考えます。見解を伺います。

3点目に、スポーツ施設が含まれる本城公園などの公園が、ユーザー目線でより魅力的な空間となるよう、行政の縦割りを超えた一体管理の指定管理者制度を導入してはどうかと考えますが、見解を伺います。

以上、市政変革に向けて後押しとなるような前向きな答弁を期待し、第1質問を終わります。

○議長（田仲常郎君）市長。

○市長（武内和久君）まず、本城公園などに一体管理の指定管理者制度を導入してはどうかというお尋ねがございました。

公園の価値につきまして、コロナ禍以降、ウェルビーイングなどの価値観や生活様式の変化により公園の価値が増大し、多様なニーズに応える管理運営が求められるとともに、公園の価値をさらに引き出す取組が必要であると認識をしております。一方で、スポーツ施設を含む市内の大規模公園につきましては、管理者が異なっており、公園の価値を十分に引き出せていないという課題がございます。

こうした中、井上議員御提案の指定管理者制度を活用したスポーツ施設と公園の一体管理は、施設の管理に民間活力やノウハウを生かすことで、提供するサービスの向上と、より効果的、効率的な施設運営を両立させることができ、有効な手法の一つであると考えております。

このため、公園施設の在り方につきましては、市政変革アクションプランに基づき、今年度から利用者の方々の声を重視した経営分析を行い、その取組の一つとして、管理形態の見直しに着手をしたところでございます。

具体的には、令和7年度から桃園公園におきまして、一体的な指定管理を試行的に取り組むこととしております。この取組により、草刈りや清掃などの効率的な維持管理や指定管理者提案のキッチンカー誘致などによる魅力向上や、スポーツ大会と連携したイベントによる利用促進などが期待されると考えております。

この取組を通じまして期待される効果が得られるかなどを確認するとともに、指定管理者の意見なども伺いながら、一体管理の有効性についても検証し、議員御指摘の本城公園など、他の公園への展開にもつなげていきたいと考えております。今後もユーザー目線を意識しながら、公園の魅力向上に積極的に取り組み、誰もが安全で快適に利用できる公園づくりに努めてまいります。以上です。

残りは関係局長からお答えいたします。

○議長（田仲常郎君） 財政・変革局長。

○財政・変革局長（武田信一君） 未利用市有地を効果的に活用するために、不動産運用にたけた民間人材を活用してはどうかという御質問にお答えいたします。

新ビジョンに基づく政策の推進に必要な財源を確保するため、さらなる歳入確保やまちづくりの視点を念頭に置いた未利用市有地の利活用は重要であると認識をしております。

現在、未利用市有地として把握しているものは、小規模な100平方メートル未満のものも含めると409件、約85万平方メートルということですが、利用制限がある土地や、ため池、山林などの利活用困難地を除いた売却可能な土地は全体の約2割程度、面積でいきますと約11万平方メートルと見込んでおります。このうち、一般競争入札による処分が適切な土地につきましては順次売却を行い、この5年間で、分譲地を除きまして約56億円の土地売却収入を得ております。

一方で、まちづくりの視点や多様なニーズを把握する必要性が高い、例えば学校跡地のような大規模な未利用市有地につきましては、サウンディング調査などによりまして民間の知見を

活用し、売却だけでなく貸付けも含めた利活用の検討を行い、処分の方向性を決定しております。例えば、旧北小倉小学校は、公募型プロポーザル方式により学校法人に売却をいたしました。門司区の旧伊川小学校は、地元企業に食堂やデイサービスとして貸付けを行っております。今後もこうした取組を加速させるためには、民間の持つ知見を積極的に取り入れることは重要な視点であると考えております。

そのため、まずは大規模なもの以外の土地も対象にいたしまして、不動産運用に関する知見やネットワークを持ちます住宅メーカーやディベロッパー、あるいは様々な顧客ニーズを有する金融機関などから効果的な利活用の助言を得たいと考えており、そのために必要となる市有地情報の提供準備に着手をいたします。その対応の中で、議員御提案の民間人材の活用についても事業者と相談してみたいと考えております。以上でございます。

○議長（田仲常郎君）都市ブランド創造局長。

○都市ブランド創造局長（井上保之君）最後に、博物館など直営文化施設の魅力を向上させるため、民間ノウハウを活用する指定管理者制度を導入してはどうかというお尋ねに関してお答えしたいと思います。

北九州市の博物館等の社会教育施設では、優れた学芸員の確保や中長期的な調査研究に基づく教育的配慮のあるコンテンツ提供、また、国内外の関係者との信頼関係によるスムーズな作品の貸借等による企画展の充実などのメリットを踏まえて、現在直営で運営をしております。

議員御提案の指定管理者制度を導入した場合、一般的に民間視点の運営による収支改善やサービス向上が期待されます。一方で、指定期間ごとに管理者が変更となる可能性があるため、学芸員の確保や継続した調査研究等に課題が生じること、学術的に重要でも、集客が期待できない企画展は開催されづらくなるなど、社会教育施設として配慮が必要な点も想定される所です。

しかしながら、社会環境の変化や文化観光の流れが進む中で、文化施設が市民のニーズに答え、都市の魅力向上に寄与しているか、その設置目的を踏まえた検証と改善、チャレンジは必要であると考えております。

現在、公共施設等の在り方など、X会議において市政変革の議論が進められており、文化振興施策の現状分析を行うとともに、様々な指摘や御提案をいただいているところでございます。具体的には、この会議の中で施設の美観を損ねる掲示物等の課題や、ユーザー目線が不足した案内の表示など、すぐに対応できる改善点の指摘に加えまして、直営に代わる指定管理者制度の考え方や、独立行政法人化など様々な運営手法を御紹介いただいたところでございます。

これらを踏まえまして、文化施設では、まず、すぐに対応できる取組といたしまして、ユーザー目線の改善や、学芸員の交流促進などによりサービスの向上や集客力強化等を図りたいと考えております。また、施設の運営手法につきましては、各館の理念やミッションを再度確認



いたしまして、文化施設の魅力を一層向上させるにはどの手法が効果的かなど、学芸員などの現場スタッフや関係者の声を聞きつつ、丁寧に検討してまいりたいと思っています。以上です。

○議長（田仲常郎君）54番 井上議員。

○54番（井上純子君）全体的に前向きな答弁ありがとうございます。

まず、要望から移りたいと思います。未利用市有地についてです。今回民間人、今まで小規模の未利用市有地なかなか活用ができなかったものを含め、活用していこうと民間のノウハウを入れていこうということで前向きな答弁ありがとうございます。ここで要望です。今回公共施設白書を見たところ、市営住宅廃止分が20団地あるということなんです。今までのこういった売却促進に当たっての課題は縦割りであったということですから、こういった市営住宅の管理、担当は異なると思いますが、民間ノウハウを活用する前に官官連携をしっかりと行っていただいて、こういった市営住宅のある上物付きの土地もしっかりと活用を検討していただきたいということを要望したいと思います。

2つ目の要望です。

今回、スポーツ施設が含まれる本城公園などの一体管理の指定管理者制度の導入について前向きな御答弁ありがとうございます。今、市長のほうからの説明で、令和7年度から桃園公園で試行ということで、状況を見ながら、本城公園にということなんですけれども、契約の手法は単なる手段でありまして、やはり課題を解決できるかということが重要でして、先ほど説明にあったとおり、草刈りなど縦割りで、決してユーザー目線ではない管理運営というところが課題であると思っています。

また、本城公園は、スポーツ大会に関係者が駐車場が足りずに臨時駐車場を使うんですけれども、これ公園として管理されているんですが、こういった連携も、今民間と行政の直営と、なかなか連携が難しい状況です。また、草刈りに関しても、こういった連携を、今回指定管理者制度、契約5年更新ということで、見直しを5年されないということでもあるんですね。ですから、この5年のうちに、民間事業者と役所の縦割りを超えて、しっかりとユーザー目線で丁寧な対応を求めていきたいと、これは要望させていただきたいと思います。

次に、第2質問に移りたいと思います。文化のポテンシャル、文化施設、文化財の活用の在り方について追加の質問をしたいと思います。

文化事業の聖域に踏み込んでいきたいと思っています。先ほど博物館系の文化施設の指定管理者制度について御答弁いただきました。実は、私、X会議に参加して、見えていますので分かっています。今、民営化についてかなり詰められているところだなと認識しているところです。

実は、市長選挙時におきまして、私と武内市長が行財政改革のPR動画を作ったときに、まさにこの案件を問題視して、民間のノウハウを入れていこうと、このままでは駄目だと、武内市長が動画でもう宣言しちゃったことがあるんですね。ただ、X会議におきましては、もうか

なりこれに関しては十分熟慮されて、もう後は決断するだけというような印象を私はX会議で受けております。

そこで、今回議場配付資料にも入れているんですが、X会議のときに指摘された収支割合、全国平均で見ると上山顧問のほうで20から25%が収支割合だと言われていました。ここで該当するのは、いのちのたび博物館ぐらいで多くが低迷している状況なんですね。

また、先ほど課題として、学芸員の雇用問題について言われました。これ、私先日島根県を視察してまいりまして、指定管理者制度の学芸員の雇用は直営で実施する分離型の島根方式を視察してまいりました。もちろん行政職員の配置人数の削減に効果はあるんですけども、学芸員は直営で雇用しながらも民間事業者によって、ここは交通事業者だったり旅行社が参入して旅行社へのセールスを行うなど、継続的な誘客活動、そして、広報を行いながら、これこそ民間ならではの運営であるなと思いました。

そこで、改めて市長に伺いたいと思います。

博物館系の文化施設の運営の在り方について、現在の直営ではなく、民間事業者による指定管理者制度を含めた参入を検討、いや決断いただけないかと思うんですけど、武内市長いかがでしょうか。

○議長（田仲常郎君）都市ブランド創造局長。

○都市ブランド創造局長（井上保之君）指定管理者制度の導入につきましては、先ほど第1答弁で申し上げましたけれども、今回のX会議の議論、それを踏まえまして、もちろん学芸員さんやスタッフ、それから、関係者もおりますので、そちらのほうの声を聞きながら丁寧に検討していきたいと考えております。以上です。

○議長（田仲常郎君）市長。

○市長（武内和久君）補足的に、この問題、御一緒にいろいろ議論させていただいたことが原動力となって、市政変革の議論というのがスタートし、そして、X会議もこういう形で立ち上げ、そして、今議論が始まり、この指定管理者制度の導入ということも含めて、議論が今活発化してきているということ、それからまた、島根の博物館運営体制、これは私自身ちょっと不勉強で伺ったことないですけども、非常に勇気の出る事例の一つではないかと思っておりますので、しっかり議論を進めていきたいと思っております。

ただ、問答無用に一律で決めるべきものでもありませんので、そこはよく話を聞いて、そして、適切な時間軸を設定しながら進めていく、検討していくべきものだと考えておりますので、また今後ともいろいろ教えていただきたいと思います。

○議長（田仲常郎君）54番 井上議員。

○54番（井上純子君）決断までは至りませんでした。前向きな答弁だったと思っておりますので、もうこのX会議ですね、多くの市職員、幹部が同席して、多くの資料とともに会議が進んでいるわけなんですね。ですから、この時間がもったいないと思っていますので、早め早めの効果

的な議論を、時間を有効活用していただいて、しっかりと、関係者も多いこの改革でありますから、しっかりとヒアリングとともに丁寧な、何が一番いい方法なのか、情報収集とともに前向きに進めていただきたいということを要望したいと思います。

2つ目に、もう一つ追加で質問させていただきたいと思います。

もったいない事例として、指定の有形文化財、建物の有形文化財の活用について触れたんですけども、この現存する有形文化財の活用規制を緩和して、多目的な利用方法で魅力を向上させるユニークベニューについてお考えを聞きたいと思います。

建物を造ったり文化財を保存するときだけ議論が盛り上がるんですけども、重要なのは、現在保存を決めた施設や文化財がどのように活用され、維持費がかかっているか注目すべきと考えています。国の文化庁も活用が難しいとされていた指定文化財を、上質で思い切った活用による高付加価値化を求める全国各地の魅力的な文化財活用推進事業も実施されています。この目的は、文化財を活用した収益で保存への再投資を図ると明確に示されています。本市の文化財行政におきましても、特に施設にあつては、活用あつての保存という考え方で、小倉城に用途拡大、ユニークベニューの促進によって利用者を拡大していただきたいと思いますが、こちらについて武内市長、ぜひ後押しの答弁をお願いします。

○議長（田仲常郎君）都市ブランド創造局長。

○都市ブランド創造局長（井上保之君）ユニークベニューのお尋ねだと思います。MICEなどで活用する取組だと思います。

北九州もいろいろ文化財の活用ということで、去年旧安川邸、有形文化財でございますけれども、こちらを活用して竜王戦などを開催したりとか、いろんなチャレンジは行ってきております。一方で、やはり指定文化財となるといろいろと慎重に取り扱わなければいけないという面もあります。そうしたことも踏まえながらも、やはり文化財もたくさんの方が来られると、きっと知っていただけますし、効果があると思いますので、今後いろんな面も調整しながら、チャレンジは続けていきたいと思います。以上です。

○議長（田仲常郎君）54番 井上議員。

○54番（井上純子君）旧安川邸は<sup>市</sup>民間所有の施設なんですよ。ここをチャレンジするには、~~市の所有について頑張らなければいけないと思います。~~

旧百三十銀行ギャラリーに触れました。これ県の指定の有形文化財なんですけれど、例えばこれ同じ行橋支店が、行橋も指定で文化財を持っているんですが、こちらはギャラリーとカフェも一緒に行橋赤レンガ館として集客しているところですので、ぜひたくさんできる事例はありますので、情報収集とともに前向きな議論をお願いしたいと思います。

最後に、文化庁が今回令和6年8月16日に新たに近世・近代の埋蔵文化財保護に関する方針を出されています。これは、近世や近代以降の遺跡の保存促進のために、包蔵地の登録の基準を定めることを求めています、包蔵地が拡大される可能性があると考えております。決して

強制力もなく、県にボールが投げられているというだけではあるんですけども、これつまり発掘作業を増やす方針になりかねないんです。となると、土器などの出土物の保存も増えることを懸念しています。出土品の保存方針においては、文化庁は保存の選択を自治体に任せていますが、北九州市は全て保管しているということです。

確認に現場にも行きましたが、約10万箱近いコンテナが保管されていまして、自治体によってはガイドラインで廃棄という選択肢も用意している自治体もあるようです。これについて、自治体として、今すぐの話じゃないんですが、未来に向かってこのままでいいのかと私は懸念しておりまして、今後こういった近世、近代の時代まで拡大して包蔵地を増やす動きとなれば、より出土品の保管は加速していくこととなりますので、これについて現在の取扱いと問題意識、どう思われているか、お答えください。

○議長（田仲常郎君）都市ブランド創造局長。

○都市ブランド創造局長（井上保之君）出土品に関しましては、我々は国の手引に則して取り扱っているところです。おっしゃるとおり、選択をして処分を行うこととなるがと書いているんですが、その後に、将来混乱を生じることがないように配慮する必要があるというふうな文章があるんですね。あわせて、廃棄のプロセスというか、プログラムがないものですから、実は北九州市だけではなくて、政令市はほとんど、全国でも大半の自治体が同じように捨てれずにやっぱり残しているという状況なんですね。だから、我々としては持ち帰るものをできるだけ少なくするとか、あるいは倉庫の置き方も工夫して、なるべく増やさないというような努力をやっていると。今後、国の動きとか他都市との情報交換というのはどんどん進めていって、この課題については向き合っていきたいと思います。以上です。

○議長（田仲常郎君）54番 井上議員。

○54番（井上純子君）聖域となる質問にお答えいただき、ありがとうございます。国の説明を見ても、政令市は基準がないということなんですけど、基準をつくるのは県が決めることが望ましいとはしていますけども、政令市はつくれないということは書いていませんので、できると思っています。

また、その廃棄に限らず、活用できるなら活用されるべきと、これもポテンシャルの市の資産だと思っています。ただ、今9万8,000箱あるこの資産は、多くが破片ばかりで、なかなか活用が難しいと思います。また、この譲渡というのも手段だと思いますので、廃棄、譲渡、活用、これら積極的に北九州市がこの課題に向き合っていきたい、これ保管の場所も今実は門司港の関門海峡が見渡せる旧古城小学校というところが全て埋め尽くされている状況なんです。ここ、学校としても場所もロケーションもすごくいい場所なんです。こういった場所も埋め尽くされて、もうこれ以上置けない状況ですので、課題はもう直面するところですので、ぜひ考えていただきたいということを要望して、終わります。

○議長（田仲常郎君）進行いたします。57番 本田議員。

○57番（本田一郎君）会場の皆様こんにちは。本日最後となります。意義ある30分にしたいと思いますので、よろしく願いいたします。それでは、質問を始めます。

まず初めに、若松北海岸の観光地化推進についてお尋ねします。

令和6年2月に策定された北九州市地域資源を活用した持続可能な観光推進計画では、その目的を、令和5年4月改定の北九州市観光振興プランに定める、暮らす人、訪れる人がともにわくわくする観光・交流都市の実現に向けて、地域のポテンシャルを最大限に生かし、民間事業者による魅力的なコンテンツの創造に当たって、観光機能を導入する区域や対象となる事業を定め、民間による投資等の促進を図ることとしています。

次に、その概要として、北九州市は、小倉城や門司港レトロに代表されるような歴史資源が多く存在するだけでなく、工業都市として発展してきた経緯から、産業観光に関する資源も豊富である一方、若松北海岸や平尾台に代表されるように、他都市にない美しい自然に恵まれ、さらに、魅力的な特産品も少なくない。この都市と自然の魅力の双方を高い次元で楽しむことこそが本市観光の最大の特徴であり、今後もそれらの資源を生かしながら、観光振興を強力に推進しなければならない。しかしながら、自然の魅力を提供可能なエリアの大半は、土地の利用に制限があり、観光機能の導入、特に民間事業者による観光関連投資は抑制されています。

一方で、観光客に持続的かつ魅力的なサービスを提供するためには、民間事業者の創意工夫や投資を促進することが極めて重要であると示されています。そのために、本計画では、市街化調整区域の関係法令との調整を通じて、地産地消のレストランや眺望が優れた宿泊施設、マリンスポーツや農業、漁業体験のアクティビティー等の整備促進を図り、地域における観光機能の拡大とエリアの魅力向上を図るとしています。

これらを受けて、具体的にその対象として、若松区大字安屋及び若松区大字有毛のうち、国道495号、若松北海岸側道路沿線から海側区域、道路端から内陸部にかけて30メートル内の区域含むが、観光関連施設の立地領域として設定されました。また、それ以外の若松区大字安屋及び大字有毛地区においても、地域の特性を生かした農業に関連した施設で、北九州市が観光振興に特に寄与すると認められる場合は対象とするとされています。

観光関連施設の立地を図る対象事業としては、1つ目に、地域の食を活用する事業として、飲食店、レストラン、農林水産物等直売所、体験農園等、2つ目に、地域の景観を活用する事業として、宿泊施設、公衆浴場、観光資源の観賞に供する展望台、休憩所等、3つ目に、地域の自然と直接触れ合う事業として、マリンレジャー、スポーツ教室、モビリティレンタル等、4つ目に、地域資源を活用した観光推進に伴う事業として、物販施設、カフェ、喫茶店、駐車場等となっています。

そこで、2点お尋ねします。

1点目は、観光関連施設の立地を図る対象事業となっている宿泊施設、公衆浴場の規模はど

の程度のものをお考えなのか、また、農林水産業従事者が事業参入する際はどのようなものが考えられるのか、農地の利活用の範囲についてお伺いします。

2点目に、地域における観光機能の拡大とエリアの魅力向上を図るに当たり、きちんと地域住民への説明や連携等が図れているのか、お伺いいたします。

2番目、国際スポーツ大会誘致について。

8月11日、9月8日に閉幕したパリオリンピック・パラリンピックでの日本人選手たちの活躍は、私たちに大きな感動と誇りを与えてくれました。選手のすばらしいパフォーマンスは、単なるメダル獲得以上の意味を持っています。困難を乗り越え、自分自身を信じ、仲間や国民の期待に応えようとするその姿は、全ての人に勇気と希望を与えるものでした。

また、北九州市ゆかりの卓球の早田選手をはじめ10人を超える選手が出場し、多くの感動的な瞬間を生み出したことは、市民にも大きな励みとなったことに間違いありません。日本の選手たちは、スポーツの力で世界をつなぎ、困難な時代にあっても夢を追い続ける姿を示してくれました。彼らの努力と成果に心から感謝と敬意を表し、これからのさらなる飛躍を期待しています。

さて、スポーツといえば、北九州市の国際スポーツ大会誘致の取組は、地域経済の活性化や国際的な注目度の向上に大きく貢献していると考えます。スポーツ大会が開催されることで観光客やメディアが集まり、ホテルやレストランなどのサービス業に利益をもたらします。また、地域のスポーツ文化の発展にも寄与し、若い世代にとってのインスピレーションにもなります。

具体的な大会の例としては、買取大吉バレーボールネーションズリーグ2024福岡大会や、今後開催予定の第2回FIGパルクール世界選手権・北九州、卓球の国際大会、WTTファイナルズ福岡2024の大会が上げられ、それらを通じて北九州市は国際的なスポーツ都市としてのブランド力を高めてきました。このような成功が続くことで、今後もさらなる多くの国際イベントを誘致できる可能性が高まるでしょうし、注目を集めると思われます。

一方で、大会のテレビ放映の際、解説者から発信される開催地の表現が福岡と多く発せられることに違和感を感じました。市外や県外の視聴者は福岡市での開催と捉えてしまうのではないかと危惧し、せっかくの北九州市開催なのに大変もったいないと感じます。

そこで、2点お尋ねします。

1点目に、これらの大規模スポーツ大会の大会名称や、テレビなどで発信される開催地の表現について、福岡県や大会主催者などと協定等があるのか教えてください。

2点目に、これだけ大規模スポーツ大会の誘致に成功している北九州市だからこそ、これを市外や国外の方に向けた知名度向上にぜひつなげていただきたいと思いますと考えますが、今後開催される大規模スポーツ大会において、北九州市開催をどのように強調し、発信していこうと考えているのか教えてください。

3番目、半導体企業の北九州市進出について。

去る7月末、世界最大手の半導体後工程受託企業A S Eグループの100%子会社であるA S Eジャパンと北九州市が、若松区ひびきのにある学研用地について、市有地取得の仮契約を締結したとの報道がありました。執行部からもこの仮契約は事実であり、その面積は約16ヘクタールとの説明を受けております。このような大手半導体企業が仮に北九州に進出すれば、新規雇用の創出はもちろん、市内に約100社が立地する半導体関連企業との連携、また、出張需要の発生による北九州空港の活性化など、様々な面で大きな波及効果が期待されます。

誘致交渉が継続中とのことで、A S Eの事業内容などはお話しできないことは十分理解しておりますが、執行部におかれましては、このチャンスを逃さず、ぜひ本件を成功させてほしいと期待をしております。

一方で、今回仮契約に至った用地の周辺には住宅地や学校などがあります。まだ誘致が決まったわけではありませんが、企業の進出と周辺住民との共存は非常に重要なテーマであると考えております。市長が掲げる稼げる町の実現に取り組むためには、半導体に代表される成長産業の誘致は不可欠です。一方で、企業にとって事業がしやすい環境を整えるだけではなく、地域の住民の方に安心して暮らせる環境を提供することも同様に必要です。

そこで、誘致が実現した際には、ぜひしっかりと住民説明を行っていただきたいと思っております。事業の内容やスケジュール、周辺住民への配慮などをどのように行っていくかを説明していただくことで、住民の歓迎ムードも高まり、市民、企業、北九州市の3者が三方よしとなる結果が生まれるはずです。A S Eの誘致成功を期待すると同時に、周辺住民との共存も視野に入れ、進出が決定した際にはぜひ住民説明を行っていただきたいと思っております。以上、こちらは要望とさせていただきます。

第1質問を終わらせていただきます。

○議長（田仲常郎君）市長。

○市長（武内和久君）国際スポーツ大会の誘致につきまして、大規模スポーツ大会の大会名称やテレビなどで発信される開催地の表現について協定などがあるのか、そして、北九州市開催をどのように強調し、発信をしていくのかというお尋ねにお答えいたします。

大規模国際スポーツ大会は、スポーツの振興のみならず、多くの観客が訪れることによる経済波及効果や町のにぎわいづくりにつながるため、これまでも積極的な誘致活動を行ってまいりました。加えまして、開催地が北九州市であるということがメディア等を通じて発信されることで、シティプロモーション効果はさらに高まるものと考えております。

本田議員御指摘の大会名称やテレビ等で発信をされる開催地の表現につきましては、福岡県や大会主催者との協定などはございませんが、開催経費の負担割合や、大会運営への関与の度合い等を踏まえまして、大会主催者が総合的に勘案し、決定することが多いものであります。

このような中、これまで大会名に北九州が入ったものとしては、2021年の世界体操・新体操

選手権北九州大会や、昨年のブレイキン・フォー・ゴールド・ワールドシリーズ in 北九州、そして、今年11月開催の第2回FIGパルクール世界選手権・北九州などがございます。

これらの大会につきましては、福岡県と北九州市の経費の負担割合が同じという状況の中でも、関係団体と北九州市の深い人間関係を基に、誘致の早い段階から大会関係者の協議に市の職員が参画し、大会開催に深く関わったこと、こうした活動を背景に、主催者や関係者との間で、北九州市の名称を入れることについて粘り強く交渉したことなどにより、大会名に北九州を入れることが実現したものであります。

今後も、できる限り多くの大規模国際スポーツ大会で、北九州大会と銘打つことができるよう、引き続き取り組むとともに、北九州市ならではの特性を発信していくことに積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

具体的には、1つには、フードロス対策をはじめとしたエコフレンドリーな大会運営のサポートや、選手、大会関係者へのおもてなしの充実、2つ目には、効果的な大会プロモーションや北九州市の観光、文化などの多彩な魅力を併せたPRなど、北九州市が持つ国際スポーツ都市としての高いプレゼンスを体感していただくことで、主催者や選手、関係者、そして、観客の皆様自らSNS等による国内外への発信を促していきたいと考えております。以上でございます。

残りは関係局長からお答えいたします。

○議長（田仲常郎君）都市戦略局長。

○都市戦略局長（上村周二君）最後に、若松北海岸の観光地化推進についての2つの質問、1点目の宿泊施設、公衆浴場の規模、それから、農林水産業従事者の参入で農地の利活用の範囲についての1点、それから、2点目の地域住民への説明や連携などが図られているかという、この2つの質問にまとめて御答弁申し上げます。

若松北海岸エリアは、水平線に沈む夕日、岩畳が波打ち際まで続く千畳敷、岩屋海水浴場、若松潮風キャベツ、若松水切りトマトといったブランド力のある食材など観光資源にあふれており、観光地として高いポテンシャルを有しております。

このポテンシャルを最大限に生かしながら、地域経済の底上げを図っていくには、民間事業者による魅力的なコンテンツの創造が必要不可欠でございます。しかしながら、このエリアの大半は土地の利用に制限があり、民間事業者による観光関連の投資は抑制されてきました。

そこで、民間事業者による創意工夫、投資の促進を通じて、若松北海岸エリアが持つ潜在的な魅力を発揮できるように、Secret Sunset Coast PROJECT in 若松と銘打ち、制限緩和を行うことといたしました。このプロジェクトでは、議員お尋ねの宿泊施設や公衆浴場の規模につきましては、地域の観光振興に寄与し、事業を実施する上で適切な規模であるかなどの視点で、個別に審査を行うこととしております。

また、農林水産業従事者の方々の参入につきましては、農林水産業の振興につながる1点目



としまして、取れたての新鮮な野菜や魚などを提供するレストランや直売所、2点目といたしまして、野菜や果物の栽培や収穫など農業を体験するための施設などを想定しております。なお、このような農業振興につながる事業を農地で行う場合は、農地法などに基づく許可を受ければ可能だと考えております。

次に、地域への説明につきましては、今回のプロジェクトを開始するに当たりまして、昨年、地域の農業従事者や自治会などにヒアリングを行い、このプロジェクトの趣旨につきましては理解をいただいているところでございます。さらに、具体の開発許可申請に当たりましては、改めて地域住民などの合意形成を図ることを条件とさせていただいております。

また、地域との連携につきましては、例えば、1点目といたしまして、地元食材など地域資源の積極的な活用、2点目といたしましては、地域の方々と協働したイベントなどの開催といった取組を促し、事業者と地域との良好な関係構築を図っていきたいと考えているところでございます。

現在、宿泊施設をはじめ、自慢の農産物の直売所や地元産の食材を生かしたカフェなど、出店に意欲的な相談を地域のみならず、市内外の事業者からもいただいているところでございます。このプロジェクトを契機に、多くの観光関連施設の呼び込みを進めるとともに、今後参入する事業者や地域の方々と協力、連携しながら、若松北海岸エリアの観光地化を推進してまいりたいと考えております。答弁は以上でございます。

○議長（田仲常郎君）57番 本田議員。

○57番（本田一郎君）御答弁ありがとうございます。それでは、次に移らせていただきます。

まず初めに、若松北海岸の観光地化推進について御丁寧な御答弁を賜りありがとうございます。そうですね。規制緩和ということで8月21日に市長から発表がありまして、22日に新聞報道等で発表されたんですけれども、実はそのときにTOMORROW COASTエリアの20軒くらいに私はヒアリングを行いまして、おおむね何ですか、期待をしているということと、ありがたいというふうな地域住民の話をいただいております。

そもそも、それともう一つ、この地域の農林水産業従事者の方々が本来これ、私ここでよく質問しているんですけれども、もともと約5～6年前にこの地域の活性化を図りたいと、あと15年後、20年後にこの地域の農家の70%はもう後継者がいないと、こういったことで農業は衰退していくという相談を受けました。そういったところからが出発となって、今こうやって規制緩和にたどり着いたということは、やっぱり市長はじめ執行部の皆様方のこれ本当成果だと思っております。本当に感謝申し上げます。地元でもそういうふうな声が上がっております。

今、農業の方、先ほど局長から答弁いただいた農業従事者の方はこういうふうなことで、農地でも事業が可能ということで答弁がありましたけれども、もともと農業従事者と漁業従事者、私も地元なものですから、そういった要望があったんです。私たち、ある農業従事者の方でそういった事業で成功している方もいらっしゃるし、それにチャレンジしたいという農

家が数軒あったんですね。それと、漁業従事者にしても若手の青壮年部の漁業従事者からもそういうことができないだろうかという相談も受けておりました。

そういった意味でも、今回のこの規制緩和ということでは、これ民間の事業者ということが今後導入してきて、入ってきまして、また、これが進んでいくのであろうとは思いますが、もともとそこにいらっしゃる農林水産業の方のチャンスも、また、6次産業にチャレンジするチャンスも今後広がってくると私自身は思っておりますし、とてもそういった現場の声も今お聞きしておりますので、これも引き続き丁寧に進めていただければと思います。

次に、これも一回後ほど繰り返すこととなりますけど、答弁戻ることになると思いますが、国際スポーツ大会誘致の件につきまして、市長から丁寧に答弁いただきました。私は、市長から答弁いただいて、2021年の体操・新体操、ブレイキン、それから、パルクールにしても、北九州という名称がついているということで、これだけでも本当は成果が出ているなとは思っていますし、まだ私も議会に入って3年半しかたっておりませんが、その中で感じることは、この世界大会規模のスポーツ関連に関しての誘致は、本当に成果が上がっていると思いますので、これはもう経済波及効果にしても、その大会が行われて、それをただ見て楽しむということだけではなくて、先ほど第1質問でも申し上げましたけれども、それに付随して観光関係の方、それと、宿泊者、レストラン等々、また、商店街の皆様、いろんな地域に波及効果が期待されていきますので、これも続けて進めていただければと思います。

さらに言えば、国の政策としても、この観光事業に関しては、自動車産業等と同じような規模の財源にしていきたいというふうな進め方もありますので、それを考えてみますと、今市の取組は前向きに進めていってあるので、進んでいけているのではないかなと思っています。

それから、ちょっと戻りますけども、市長にお尋ねしたいんですけども、先日若松ホップを使ったビールですね、すみません、名前がすぐ出てこなくてですね。若松エール、ダブリューなんですけども、私は若松エールは、今年の分は試飲しまして、おいしいと思ったんですけど、市長は試飲をもしされているのであれば、感想をお聞かせいただければよろしいでしょうか。

○議長（田仲常郎君）市長。

○市長（武内和久君）試飲の感想ですか。そうですね、非常に、試飲の感想でよろしかったですね。本当に爽やかで、ホップの新鮮な香りとクリーミーさが相まっていて、すばらしいなと思いました。ただ、あちらの響灘ホップの会ですかね、御活動がビールを造ることのみならず、町をつくる、人をつくるという、こういう広がりのある視野の中でつくられていること、これに物すごく感銘を受けまして、ビールの味はもちろんですけども、ほかにも障害者施設の方々と加工をやったりとか、そういったこと、ほかにもいろんな活動の広がりがあって、何かそういうような意思というか、すごく志を感じるような味といいますか、そういった体験をさせていただいたような印象でございました。

○議長（田仲常郎君） 57番 本田議員。

○57番（本田一郎君）ありがとうございます。御無理な質問に対して答弁いただきましてありがとうございます。

実は、この響灘ホップの会のメンバーも、やっぱり地元の農家の方いらっしゃいまして、ピオトープをはじめ若松にある農地でも作られております。ただ、今まだまだ若松ワインと同様に、かなり本数が制限されておまして、市内の飲食店とかホテル等々に出回る、まだそういった数ではないものですから、そういったことも進めていくためにPR、市長のトップセールスによってのPRを進めていっていただいて、また、現場にも刺激を与えていただいて、それをまたさらに増やして、市内の、今例えばホテル協議会ですとか食品衛生協会のメンバー等々も、そういったものは使いたいただけれども、回ってこないという意見が出ていますね。ですから、そういった部分のボリュームを今後増やしていくのが課題なのかなと感じました。

先ほど、局長からの答弁でありましたとおり、いろいろブランド品が若松北海岸、農林水産物ありますけれども、以前も私質問したように、まだ今すぐにでも進めたほうがいいなというものもありまして、今スイートコーン等ありますね。若松スイートコーン御存じでしょうか。それに関しましては、私も今すぐにでもブランド化していただきたいと考えておりますし、そういうふうな要望も受けているんですけど、それに関して答弁いただいてよろしいでしょうか。

○議長（田仲常郎君） 産業経済局長。

○産業経済局長（柴田泰平君）今御提案いただきました若松のスイートコーンですけど、私もブランド化できるように頑張ってお検討したいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（田仲常郎君） 57番 本田議員。

○57番（本田一郎君）ありがとうございます。ぜひとも引き続き続けていただきまして、私は注視しておりますので、いつそういうふうになるかというのを今局長の言葉をいただきましたので、注視しておきますので、よろしく願いします。

それから、最後に、ASEジャパンの件なんですけれども、これは要望とさせて、まだ仮契約の段階で、答弁できないでしょうから、要望とさせていただいたんですけれども、実はひびきの地区の自治会長とか、あと周辺の、私も友人、知人も多いものですから、山内議員の答弁にもありましたとおり、地域の住民の方は、とても通学路とか、例えば工事になったときの動線ですとか、それができたときの動線なんかとても心配しております。

実は、昨日も、私がちょっとXに上げていた、今回の質問のことをXに上げていましたら、それを見て私に質問をひびきの地区の方が、私も面識はないんですけれども、やっぱり心配だと、3歳の子供を抱えているけれども、工事が始まってもし決定した場合、これ仮の話ですけども、決定した場合に、今から契約をして着工するまでに時間がかかるから、子供も3歳からもう少し成長しているでしょうと、そのときのやっぱり通学路とか周辺のそういった等の心

配という連絡がメールで入ってきまして、それもちゃんと私はこの議場で伝えますということでお知らせをいたしました。そういったことも踏まえて、要望したとおり進めていっていただければと思います。

これ、自治会長の話なんですけども、ちゃんと手順を踏んで丁寧に説明をしていただくことを要望しますと私も伝えられておりますので、その辺をきちっと、進んだ際には進めていただければと思います。

これで質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（田仲常郎君）本日の日程は以上で終了し、次回は9月17日午前10時から会議を開きます。

本日はこれで散会いたします。

午後4時45分散会